

平成27年 第2回定例会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成27年 6 月 4 日 開 会

平成27年 6 月 25日 閉 会

東 御 市 議 会

平成２７年東御市議会第２回定例会議事日程（第１号）

平成２７年６月４日（木） 午前９時 開議

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告 報告第 １号 平成２６年度繰越明許費について
- 第 ４ 産業建設委員会市有林調査報告
- 第 ５ 市長招集あいさつ
- 第 ６ 議案第５３号 平成２７年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 ７ 議案第５９号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 ８ 議案第５６号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例
- 第 ９ 議案第５７号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第１０ 議案第５５号 平成２７年度東御市介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 第１１ 議案第５８号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例
- 第１２ 議案第５４号 平成２７年度東御市一般会計補正予算（第２号）
- 第１３ 請願・陳情の報告

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦		

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ちまして、平成27年5月19日付で新たに任命となりました教育長から、就任に当たりあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

教育長。

○教育長（牛山廣司君） 議会開会前の貴重な時間をいただき、一言就任の御礼とあいさつを申し上げます。

5月12日、臨時議会におきまして、市長より直接教育長の任命をいただき、議会にはご同意をいただきました。5月19日には、市長より任命書を手交いただきました。

身の引き締まる思いでございます。この職責の重大さを正に受けとめ、任期全うできますよう全力で職務に当たる所存でございます。よろしく願いいたします。

簡素でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） ただいまから平成27年東御市議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、井出進一君及び青木周次君を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から6月25日までの22日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告 報告第 1号 平成26年度繰越明許費について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成27年2月、3月、4月及び5月実施分の例月出納検査結果報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、報告第1号 平成26年度繰越明許費についての報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。ただいま上程となりました報告第1号 平成26年度繰越明許費につきまして、報告を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 平成26年度繰越明許費について。

平成26年度東御市一般会計予算、平成26年度東御市国民健康保険特別会計予算、平成26年度東御市介護保険特別会計予算及び平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別紙のとおり繰越明許したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

この施行令の規定では、地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告しなければならない旨の規定となっております。

2ページをお願いいたします。平成26年度東御市繰越明許費繰越計算書でございます。

初めに、一般会計補正予算（第8号）分でございますが、款2総務費項1総務管理費、地域づくり活動補助金につきましては、東御市版総合戦略策定に伴う各地区の将来ビジョン策定に関する補助金でございまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため250万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

移住定住推進事業につきましては、空き家一斉調査委託料などでございまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため290万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

シティプロモーション推進事業につきましては、市の魅力を発信する移住定住ポータルサイトの開設や、プロモーションビデオの制作委託料などでございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため240万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

総合戦略策定事業につきましては、総合戦略の策定に要する調査委託料や有識者委員会に係る費用などでございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため760万円を繰り越したもので、事業完了は8月31日を予定しております。

次の社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、同制度に関する国からのシステム改修仕様の提示が遅れたことから、システム仕様の作成に不測の日数を要したため繰り越すものでございまして、以下本件については何件かございますけれど、同じ繰り越し理由でございますので、それぞれの科目での理由の説明は省略をいたします。

この科目では宛名システムに係る委託料200万円を繰り越したもので、5月31日に完了してお

ります。

次に項2徴税費の社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、税務システムにかかわる委託料360万円を繰り越したもので、5月31日に完了しております。

款3民生費項1社会福祉費の生活応援商品券交付事業につきましては、低所得者及び子育て世帯の生活支援を図るため、市内の小売店等で使用できる商品券の交付に係る補助金などがございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため2,070万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次に、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、障害者福祉システム等に係る委託料など162万5,000円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

次に、社会保障税番号制度に伴うシステム改修委託に係る特別会計繰出金につきましては、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療保険のそれぞれの特別会計での各システム改修委託料へ充当するための繰出金299万7,000円を繰り越したもので、完了は7月31日を予定しております。

項2児童福祉費、保育園建設事業につきましては、旧保育園の用地の境界測量を行う際に、関係者との立ち会いなどに不測の日数を要したため測量委託料93万2,000円を繰り越したもので、事業完了は12月25日を予定しております。

子育て支援センター運営諸経費、子育て応援ポータルサイト開設委託等につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため310万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次に社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、児童福祉システムに係る委託料67万5,000円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

項5生活保護費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、生活保護システムに係る委託料86万4,000円を繰り越したもので、事業完了は9月30日を予定しております。

款4衛生費項1保健衛生費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、健康管理システムに係る委託料40万円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

款5農林水産業費項1農業費の荒廃地復旧対策事業補助金につきましては、現場が中山間地であり、例年以上に凍結が厳しく、作業に不測の日数を要したため332万6,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

農山村交流促進事業につきましては、農業収穫体験事業の委託等でございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため1,200万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

6次産業化推進事業につきましては、新商品開発事業補助金等でございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため550万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次に、経営体育成支援事業補助金、雪害対策につきましては、雪害により倒壊のあった農業用施設の再建費用への補助でございますが、資材及び労働力確保に不測の日数を要したため4億3,281万2,000円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

次のページになりますが、款6商工費項1商工費、商工会運営補助事業につきましては、とうみプレミアム付商品券発行補助金などがございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため4,038万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

東御市観光協会補助金につきましては、商工会館への観光展示スペース設置等に関する補助金につきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため156万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

款7土木費項2道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業につきましては、布下橋の修繕工事、滋野446号線の工事及び海野地区整備事業でございますが、関係機関との協議や地権者との交渉に不測の日数を要したため1億2,037万4,000円を繰り越したもので、事業完了につきましては布下橋の工事については5月29日に完了し、滋野446号線工事につきましては7月30日、海野地区整備事業は6月30日を事業完了の予定としております。

続いて鞍掛工業団地関連道路整備測量設計等委託につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため600万円を繰り越したもので、事業完了は10月30日を予定しております。

次に項5住宅費、日向が丘団地建設工事につきましては、工事に当たり関係機関との協議に不測の日数を要したため7,281万2,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

款8消防費項1消防費、防火水槽設置工事につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため648万円を繰り越したもので、事業完了は9月30日を予定しております。

款9教育費項2小学校費、田中小学校昇降機設置工事につきましては、関係機関の協議に不測の日数を要したため700万円を繰り越したもので、事業完了は6月25日を予定しております。

項5保健体育費、給食センター建替事業につきましては、北御牧小学校配膳室増築工事に係る工事費、管理委託料などありますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため3,630万円を繰り越したもので、5月30日に完了しております。

体育施設及び中央公園等管理につきましては、第2体育館受電装置改修工事に当たりまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため792万円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

合計欄をご覧いただきたいと思いますが、翌年度への繰越額の合計額は8億475万7,000円ございまして、財源内訳につきましては右の欄をご覧いただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）分でございますが、款1総務費項1総務管理費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、国保資格給付管理システムに係る委託料99万8,000円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

項2徴税費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、国保税賦課徴収システムに係る委託料49万9,000円を繰り越したもので、5月31日に完了しております。

合計欄につきましては翌年度への繰越額の合計額として149万7,000円でございまして、財源内訳につきましては右の欄のとおりでございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第3号）分でございます。款1総務費項1総務管理費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、介護保険システムに係る委託料110万円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。財源内訳につきましては右の欄のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）分でございます。款1総務費項1総務管理費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、後期高齢者医療システムに係る委託料40万円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。財源内訳につきましては、右の欄のとおりでございます。

以上、報告第1号 平成26年度繰越明許費につきまして報告を申し上げます。

◎日程第 4 産業建設委員会市有林調査報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 産業建設委員会市有林調査報告。

調査報告の写しはお手元に配付のとおりですが、本件に関しましては産業建設委員長の調査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長（井出進一君） 産業建設委員会の市有林調査につきまして、報告を申し上げます。

本委員会は、所管事項である市有林調査のため、第1回定例会において閉会中の継続審査の決議をいただき、5月28日に調査を実施いたしました。詳細に関しましては、皆様のお手元の資料のとおりでございます。

総評を申し上げます。今回の森林調査は、平成26年度にカラマツの植樹を実施した北山市有林、平成25年に森林保全協定を締結した奈良原市有林、平成21年に広葉樹への樹種転換を実施した北御牧市有林の現況を確認いたしました。

北山市有林のカラマツは、林齢がまだ1ということもあり、今後おおむね6年間は年2回の下草刈り、年1回の忌避剤散布が必要との説明を受けました。樹木の成長には何十年という年月が必要であり、今後必要な整備等を行い、何十年後かに再びこれらの木々が公共施設等に利用されることを希望いたします。

奈良原市有林は、森林整備等のため森林保存協定を締結し、民間の力を活用しているとの説明も受けました。今後も森林環境イベント等を開催し、市民が1人でも多く山の自然に親しむ機会をつくり、あわせて市民の森になるよう山づくりを進めていくことを希望します。

北御牧市有林は、松くい虫防除対策として広葉樹に樹種転換し、今後おおむね2年間は年2回の下草刈り、年1回の忌避剤の散布が必要との説明も受けました。近年松くい虫感染木が東御市全域に拡大しており、景観も損ねてきています。薬剤の空中散布等は難しい状況であるため、衛生伐、樹種転換、樹幹注入等を実施し、少しでも感染拡大が減少することを希望します。

最後に、今後更に市民に対する森林の重要性の周知を図り、持続可能な森林づくりに向けた取り組みが強化されること、また主伐材及び除間伐の公共施設等への有効活用を検討されることを重ねてご期待申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎日程第 5 市長招集あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。ごあいさつ申し上げます。

湯の丸高原の夏山開きを終え、市の花、レンゲツツジが鮮やかな朱色のじゅうたんを広げ、北御牧では市のチョウ、オオルリシジミが軽やかに舞い、深緑が色濃く映え、すがすがしい季節を迎えております。田植えを終えた水田には、みずみずしい早苗が風にそよいでいます。この愛するふるさと、とうみを、未来を生きる子どもたちのために、絶やすことなく守り継承していくことこそ、今を生きる私たちに課せられた責務であると痛感いたしております。

先月末の5月29日、鹿児島県屋久島町口永良部島で爆発的噴火がありました。町は全島に避難指示を出し、被害は最小限にとどめることができましたが、被災された皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

昨年の御嶽山、今年に入ってから箱根山、蔵王と、日本列島はまさに火山活動期に入った感もぬぐえません。近年はいわゆるゲリラ豪雨による土砂災害なども頻繁に発生し、自然の猛威の前に人間は無力ですが、防災・減災に向け自治体の果たす役割の大きさを改めて知らされた思いでございます。

月間の平均気温が過去最高を更新し、その反面、降水量が極端に少なかったこの5月を経て、引き続き季節を先取りしたかのような夏を思わせる高温小雨の状況が続いており、熱中症や渇水による農作物への影響が懸念されているところでございます。市では関係機関のご理解とご支援を賜りながら、適時に適切な対応がなされますよう努めてまいります。

本日ここに平成27年東御市議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多端のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私が市政をお預かりして4月24日で丸7年が過ぎ、任期の最終年を迎えております。この間、議員各位をはじめ市民の皆様、また関係機関や諸団体の皆様方の心温まるご指導とご助言をいただきながら、市政運営に携わることができましたことに、深甚なる感謝と御礼を申し上げます。

私は就任以来、改善・改革の意識を持ち、市長として市のリーダーとして自らの考え方をお示し、常に会議に重きを置き、積極的に対話を交わし、進んで現場に足を運び、市民目線に立脚した姿勢で様々な場面で真正面から課題と向き合ってまいりました。時間の許す限り、市の内外を問わず多くの皆さんとお会いし、お考えやご意見を拝聴する中で、よりよい方針を決定してまいりました。時にはご批判を受けることもございましたが、行政が頼られ、求められている事柄の多さに加え、いかなる場面においても説明責任を果たすことの大切さを自覚し、実践してまいりました。激動する時代の流れを的確にとらえ、スピード感を持って効率的で持続可能な市政運営に努めてまいります。その道しるべともなる第2次東御市総合計画、「とうみ夢・ビジョン2014」にうたわれた“人と自然が織りなす しわあせ交流都市 とうみ”を具現化すべく、現下の情勢を的確に見極めながら、将来に向け最善の選択肢を求めて粉骨砕身、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

我が国の経済状況は、直近5月27日に発表された内閣府の月例経済報告の中で、「景気は緩やかな回復基調が続いている」との基調判断が示されました。また日銀では、5月22日に金融政策決定会議を開き、景気の現状判断を従来の「緩やかな回復基調」から、「緩やかな回復」とやや前向きに表現し、「個人消費に関しては底堅く推移、住宅投資は下げ止まっており、持ち直しに向けた動きも見られる」としました。

一方で、国政においては、地方創生を最後のとりでとする、経済の再生や財政の健全化、エネルギー政策、安全保障の法制化に関する問題等、多くの難しい課題が山積であります。とりわけ世界に例のない急速な人口減少、超高齢化社会を迎える我が国が、今後も安心して暮らせる国であるためには、年金、医療、福祉をはじめとする社会保障制度改革などの課題を先送りすることなく、着実に推し進めていくことが強く求められております。

地域における雇用情勢に関しましては、長野労働局が5月29日に発表した4月の県内の有効求人倍率のうち、上田管内については前年同月比0.23ポイント増の1.04倍でした。1倍を超えたことは、重要な点ではありますが、全県平均が1.24倍となり、一部に弱さが見られるものの、着実に改善が進んでいるとされる中、管内の有効求人倍率については相変わらず県内での下位を推移しており、依然として厳しい雇用情勢の中にあると言わざるを得ません。

景気の動向につきましては、日本経済が真に元気を取り戻し、地方の景気回復は市の財政や施策と直結することとして、しっかりと見極めながら、情報の収集と適切な対応に努めてまいります。

さて、ここで前回3月定例会以降の市内の主だった動きを振り返ってみますと、北御牧学校給食センターは、昭和50年度に建設され、老朽化に伴い、建替え工事を行い、3月25日に竣工式が行われました。新給食センターは今までの施設に比べ、より衛生的で、またアレルギーを持つ児童・生徒に対応した専用の調理室を設けるなど、更に安全・安心な施設となりました。今後はこれまでと同様に地元産のお米や野菜を使用し、安全・安心でおいしい給食を子どもたちに提供することで、子どもたちが健やかに育ち、自分が生まれ育った郷土に対する誇りと愛着を育んでくれることを願っております。

小諸市外二市御牧ヶ原水道組合は、昨年9月議会において解散の議決をいただき、3月26日に解散式を行い、4月1日からは小諸市上水道事業へ統合となりました。今後、旧組合の給水区域における水道事業の運営、維持管理等は小諸市上水道事業において行うこととなりますが、新たに設立された御牧ヶ原地区水道連絡協議会を通じ、関係する3市の意思を反映させ、水道の安定供給を目的とした水源の確保、老朽施設の更新を実施してまいります。

市立保育園改築基本計画に基づき、保育園の統合と建替えを進める中、地域産材のカラマツ等をふんだんに使用し、保育ニーズに対応した田中保育園舎が3月に竣工し、4月2日に開園となりました。このたびの田中保育園竣工により市内すべての保育園整備が完了いたしました。今後は園庭の芝生化や信州型自然保育への取り組みなどを通じ、保育内容の充実を図ってまいります。

就学前の子どもの教育・保育の一元化と、子育て支援事業のさらなる充実を図るために、子ども・子育て支援事業計画を3月に策定いたしました。具体的には3歳未満児の保育を確保するため、小規模保育所の認可を行い、この4月より運営委託を開始いたしました。

また、子どもの成長を楽しみながら子育てができる環境を整え、地域の皆様が子育て支援にかかわることで安心と交流を生み出す地域づくりにつなげるよう事業を実施してまいります。更に様々な情報を適切に発信し、魅力ある子育て支援施策を展開することにより、東御市に興味や関心を持っていただき、子育て世代の定住促進を図ってまいります。

合併12年目を迎えた本年度、地方創生元年と位置づけ、東御市総合戦略の策定を8月を目途に取り組んでおります。策定に当たって、庁内ではプロジェクトチームを組織し、検討を進め、推進本部で方針決定していく態勢をとっております。市民意見の反映に当たっては、まちづくり審議会の中に産業・教育機関など様々な団体の代表者の方々からなる有識者委員会を組織していただき、これらの意見を参考に策定作業を進めております。また各小学校区単位の将来構想を地域ビジョンとして総合戦略に反映させる中で、人口減少の克服と地域の活性化策を検討してまいります。

開かれた市政を推進するため、5月11日から19日までの間、市内5地区において区長会や地域づくり組織と共催でまちづくり懇談会を開催いたしました。今回は地域の皆様の意見を伺う場に主眼を置くとともに、東御市総合戦略を策定する上で地域ビジョン作成のスタートと位置づけて、各地域の活性化や人口減少対策などについても意見交換を行いました。

上小スポーツレクリエーション祭・春の部として百体観音ふれあいウォークが5月17日に開催され、294名の参加者が歴史ある山の湯道の道しるべをたどりしました。

第37回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会が5月20日からの3日間、当市を会場として開催され、全国各地から300名を超す保存地区関係者の皆様が来訪されました。おもてなしの一環として、海野宿では田中小学校6年生全員に子供学芸員として説明発表をしていただき、大好評を博しました。準備の段階から携わっていただきました関係者皆様方のご労苦に対し厚く御礼申し上げます。

毎年5月の最終水曜日に15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を同規模の市

自治体と競い合うスポーツイベント、「チャレンジデー」が行われ、市の標ぼうする1市民1スポーツ運動の実践と市民の健康水準を上げ、健康長寿を延ばすこと、加えて市民の一体感の醸成を目的として、昨年に続いて参加いたしました。

関係団体を中心に、実行委員会を組織し、チラシを全戸配付したほか、あらかじめチャレンジとうみ15分体操のDVDを作成して、全市的な取り組みといたしました。

5月27日当日は、初参加であった昨年を3,800人以上上回る1万6,682人の皆様にご参加いただきました。参加率53.9%は対戦相手の奈良県広陵町の27.4%を大幅に上回り、2年越しの念願の勝利をおさめることができました。

そのほかにも様々な分野での好成績や微笑ましくも明るい話題が次から次へと報告されております。いずれも市の誇りであり、ここから後に続こうとする皆さんの目標であり、励みにもなります。

この3カ月ばかりの間の主な動向について申し上げましたが、「小さくともキラリと光る東御市」づくりには、市民の皆さんお一人お一人の参画・参加が最も重要な課題であります。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に報告、提案申し上げます案件は、報告案件1件、専決処分の承認案件1件、補正予算案件2件、条例の新設及び一部改正案件3件、人事案件1件、合計8件になります。いずれも喫緊にして重要な案件でございますので、ご審議につきましてよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたします報告並びに議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

まず報告第1号につきましては、一般会計及び特別会計（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）において、26年度に予算化されていた事業の27年度への繰り越しを地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告いたすものであります。事業名及び金額等の概要につきましては、既に前段の諸般の報告において担当の部長から説明を申し上げたとおりでございます。

次に、議案第53号 平成27年度地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度歳入不足に係る繰上充用に伴うものであり、法の定めにより5月29日付で行った専決処分について、地方自治法の規定に基づき議会に報告をし、承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第54号及び議案第55号の2件は、一般会計及び介護保険特別会計に係る補正予算でございます。議案第54号 平成27年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ8,089万7,000円を追加して、総額を141億1,291万4,000円といたすものでございます。

その主なものは、農林業体験交流施設建築工事費、畜産競争力強化対策整備事業費補助金、小規模保育事業所による保育運営事業の委託料など、市の重点事業を中心に状況の変化に即応した施策を推進するための増額補正をお願いするものでありまして、県補助金、基金繰入金などを財源とし

て実施するものでございます。

次に、議案第55号 平成27年度介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、低所得者に係る介護保険料の軽減に伴う歳入の補正でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、条例の議案につきましてご説明申し上げます。議案第56号につきましては、新たな附属機関の設置に伴う条例の新設であります。また議案第57号及び議案第58号の2件につきましては、介護保険及び就農トレーニングセンターに関する既存条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第59号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦について、所管する法律の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど申し上げます。

以上、本定例会に報告、提案いたします議案につきまして、その概要を申し上げます。十分にご審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきましてご承認、ご同意、ご決定を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

今次、日本社会は人口減少、少子高齢化や経済情勢の先行きへの不安が強まる中、まさに地方自治制度全般の大きな分岐点に置かれており、地方自治体の果たすべき役割やそのありようが問われております。加えて地方自治体における自己決定、自己責任の領域はますます拡大し、基礎的自治体を運営するには非常に困難を来しております。しかし困難こそ進化への最大の好機ととらえ、勇気を持ってこの難局を乗り越え、次の時代への新たな道を切り開いていかなければなりません。そんな意味で、地方創生はふるさとの持つ魅力と可能性を再認識し、外に対して打って出る最初で最後の格好のチャンスであると思わずにはいられません。

私は先人の汗に報い、次の世代、子や孫たちに堂々と誇れるふるさとをつくるため、現実をしっかりと直視し、将来のために先見と先取の気概を持って市政運営にまい進してまいることを改めてここにお誓い申し上げ、本定例会招集のごあいさつといたします。

◎日程第 6 議案第53号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第53号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第53号につきましてご説明いたします。平成27年度補正予算書をお開きください。補正予算書の1ページでございます。

議案第53号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年5月29日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

3ページをご覧ください。

専第11号 平成27年度東御市地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ950万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものでございます。

補正の理由は、住宅新築資金等貸付金の元利収入に不足を生じたことにより、平成26年度の歳入歳出決算における不足分を平成27年度予算から充用したことに伴うものでございます。

なお平成22年度から毎年繰上充用額が減少し、平成27年度には前年度より191万6,000円減少いたしました。

4ページから7ページにつきましては、説明を省略させていただき、8ページをお開きください。

歳入です。款3諸収入項1貸付金元利収入目1住宅資金等貸付金元利収入、補正額826万2,000円で、過年度貸付金等元利償還金でございます。

おめくりをいただきまして10ページをご覧ください。

歳出です。款3諸支出金項1前年度繰上充用金目1前年度繰上充用金、補正額826万2,000円で、前年度決算において生じた歳入不足額のための繰上充用金の補正でございます。

以上、議案第53号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから本案について質疑、討論、採決を行います。

最初に質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議案書の11ページをお開きください。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

東御市大日向、荻原輝久。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま上程となりました議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法の定めるところにより、市町村長が法務大臣に対して議会の意見を聞いて適任と認める候補者を推薦することになっております。

現在、人権擁護委員としてご苦労いただいております大日向の荻原輝久さんは、平成27年9月末日をもって任期が満了することとなります。

荻原さんは現在1期目の人権擁護委員としてご活躍をいただいているほか、民生児童や青少年育成分野等も含め、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解がある上、人格、識見とも申し分なく、委員として適任であり、引き続き推薦をするものであります。

なお任期は3年であります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎日程第 8 議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 8 議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第56号について、ご説明いたします。議案書の 5 ページをお開きください。

議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例で、新設条例でございます。

条例の概要をご説明いたしますので、別冊の条例案に関する資料をご覧ください。同じくこの資料の 1 ページをお開きください。

東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例の概要についてです。

条例の名称は、東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例です。

2、制定の理由は、本年度末の契約締結を目指し、現在、手続きを進めております生ごみリサイクル施設整備運営事業者の選定につき、総合評価一般競争入札方式によるため、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項と、同法施行規則第12条の4の規定におきまして、2名以上の学識経験者から意見を聞かなければならないこととされております。このため市長の諮問に応じ、整備運営事業者の選定にかかわる公募資料及び提案の審査等を担う附属機関の設置が必要であり、地方自治法第138条の4第3項及び同法第202条の3の規定により、本条例を制定するものでございます。

3、制定の概要は、本委員会は市長が委嘱し、学識経験者を含む5名以内の委員で構成し、市長の諮問により整備運営事業者の選定について調査、審議を行い、その都度必要な報告を市長に行うというものでございます。

4、施行期日は公布の日とし、市が生ごみリサイクル施設の整備及び運営を行う事業者と契約締結した日をもって、本条例は失効するというものでございます。

以上、議案第56号につきまして提案の理由並びに概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 9 議案第 5 7 号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例

◎日程第 1 0 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度東御市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 9 議案第57号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第55号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

ただいま一括上程となりました議案第57号及び議案第55号につきまして、提案理由をご説明いたします。

最初に議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第57号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要につきまして、説明させていただきますので、別冊の条例案に関する資料の3ページをお願いいたします。東御市介護保険条例の一部改正の概要でございます。

1、条例の名称でございますが、東御市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

2、改正の理由でございますが、介護保険法の改正により、第1号被保険者のうち低所得者で第1段階に該当する者の保険料を軽減するものでございます。

3、改正の概要でございますが、保険料率を次のとおり改正するものでございまして、所得段階、11段階ございますが、第1段階対象者は生活保護被保護者、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給する者、世帯全員が住民税非課税で前年度合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者でございまして、保険料率年額3万円を2万6,700円に改正するものでございます。

4、施行期日は公布の日でございます。

4ページにつきましては条例の新旧対照表でございます。説明は省略させていただきます。

続きまして補正予算書をお願いいたします。補正予算書の41ページをお願いいたします。

議案第55号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。平成27年度東御市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正の内容でございますが、ただいま議案第57号 東御市介護保険条例の一部改正でご説明いたしました低所得者の保険料の軽減に伴い、歳入の介護保険料を減額し、減額分を一般会計から繰り入れる補正をお願いするものでございます。

42ページから45ページまでは省略させていただきます、46ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 保険料項1 介護保険料目1 第1号被保険者保険料370万円の減額。

款7 繰入金項1 一般会計繰入金目5 低所得者保険料軽減繰入金370万円の増額でございます。

以上、議案第57号及び議案第55号につきまして、一括して提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

条例

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第11 議案第58号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま上程となりました議案第58号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

議案につきましては議案書の9ページでございますが、条例の概要につきましては別冊の条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の5ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、営農計画が具体化していない新規就農希望者の円滑な就農を目的として、施設に短期間滞在して行う農業研修、農業体験等の機会を提供するため、必要な改正を行うものでございます。

改正の概要は、短期的な研修を受ける者についても施設を利用できることとし、その使用料の額を1人1泊2,000円といたします。

施行期日は平成27年10月1日です。

次ページからは条例の新旧対照表でございますので、ご確認ください。

以上、議案第58号の提案説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第12 議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第2号）

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案説明を申し上げます。

平成27年度一般会計・特別会計補正予算書の13ページをお願いいたします。

議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度東御市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,089万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億1,291万4,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加につきましては、第2表債務負担行為補正によるものでございます。14ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございまして、追加でございます。

この2件につきましては、上田地域広域連合のごみ処理広域化計画及び東御市の一般廃棄物処理基本計画において定められております、ごみの減量化の目標値を達成するために行います施設整備及びその運営事業費でございます。

1件目の生ごみリサイクル施設建設事業費につきましては、生ごみリサイクル施設の建設費及び既存施設の解体工事費などございまして、期間につきましては平成27年度から29年度までの3年で、限度額5億9,842万円でございます。

2件目の生ごみリサイクル施設運営業務委託費につきましては、生ごみリサイクル施設の運営及び維持管理費でございまして、期間は平成27年度から44年度までの18年間で、限度額は運営業務委託料6億2,358万円と廃棄物処理料、物価変動及び制度変更等に伴う経費に相当する額でございます。

17ページから19ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

飛びますが24ページをお願いいたします。

初めに歳出から説明を申し上げます。

款2総務費項1総務管理費目6企画費190万円の増額につきましては、コミュニティ活動に要する補助金の増額補正でございまして、田之尻区など3区で計画しております区の公民館活動に必要な備品等の充実にかかわる費用が対象の補助金でございます。目10生活環境費につきましては、県補助金であります地方消費者行政活性化事業補助金の内示がございまして、これに伴う財源補正でございます。

款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費のうち(4)社会福祉事務諸経費20万8,000円の増額は、東御市保護司会の視察研修に要する補助金でございます。(28)臨時福祉給付金費及び(29)子育て世帯臨時特例給付金費の増額につきましては、事業実績に伴います平成26年度の国庫補助金の精算金の補正でございます。目2老人福祉費(14)介護保険特別会計繰出金370万円の増額は、低所得者の介護保険料軽減に要する繰出金でございます。

26ページをお願いいたします。項2児童福祉費目2保育園費(2)保育所運営事業費の27万3,000円の減額につきましては、メール配信システム委託について、平成26年度補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して実施することとしたための減額でございます。(4)私立保育園運営委託事業費7万円の増額は、私立保育園の定員数の増に伴う私立保育園運営補助金の増額でございます。目4子育て支援費(8)家庭的保育事業費722万5,000円の増額は、小規模の保育事業所の運営委託料につきまして、当初予算の段階では基準となる額が明確になっていなかったものを基準単価により再計算し、増額をお願いするものでございます。(9)地域少子化対策強化事業費60万6,000円の増額は、子育てしやすい地域づくり事業に要する費用の補正でございます。な

お国庫補助金の内示に伴いまして、今回の補正予算でお願いするものでございます。

項5 生活保護費目1 生活保護費114万円の増額につきましては、28ページをお願いいたします。社会保障・税番号制度に伴うシステム改修の増額並びに生活保護基準の改正に伴います生活保護、及び中国残留邦人支援給付事務処理システム改修に要する委託料の補正でございます。

次に、款4 衛生費項1 保健衛生費目6 健康づくり推進員につきましては、健康づくり支援金事業補助金の内示に伴う財源補正でございます。

項2 清掃費目2 じん芥処理費3万1,000円の増額は、生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会委員の報酬等の補正でございます。

款5 農林水産業費項1 農業費目4 畜産振興費2,000万円の増額は、畜産競争力強化対策整備事業費補助金でございまして、行政、農業協同組合、農業者等で組織する協議会へ支出するもので、畜産の生産基盤の確保と国際競争力強化のための県補助金を得て同額を補助するものでございます。

30ページをお願いいたします。

款6 商工費項1 商工費目2 商工振興費204万円の減額につきましては、東御市商工会小規模経営改善指導事業補助金につきまして、平成26年度の補正予算で地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して実施することとしたための減額でございます。目4 観光費166万5,000円の増額につきまして、そのうち東御市観光協会補助金156万円の減額につきましては、平成26年度補正予算の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して実施することとしたための減でございます。また東御市ガイドブック制作に係る補助金322万5,000円の増額補正がございます。目7 温泉施設運営費4,138万6,000円の増額につきましては、農林業体験交流施設建築工事に係る費用の補正でございまして、ワインアカデミー研修生や新規就農希望者などの農林業研修拠点を整備するため、県の木造公共施設整備事業を活用して行うものでございます。

款8 消防費項1 消防費目3 消防施設費につきましては、消防ホースなどの消防団備品の購入につきまして、地域防災組織育成助成事業の対象となったことに伴います財源補正でございます。

32ページをお願いいたします。

款9 教育費項1 教育総務費目1 教育委員会費6万5,000円の増額は、教育委員の視察研修旅費の増でございます。目2 事務局費(3) 教育委員会事務局諸経費3万5,000円の増額は、教育長及び教育委員会事務局職員の視察研修旅費の増でございます。(8) 幼稚園教育支援事業費57万円の増額は、私立幼稚園の設備の整備に要する補助金の補正でございます。

項2 小学校費目1 学校管理費260万円の増額は、小学校の図書購入費及び害虫駆除手数料の補正でございます。

項3 中学校費目1 学校管理費60万円の増額は、中学校の図書購入費の補正でございます。

項4 社会教育費目3 青少年教育事業費100万円の増額につきましては、34ページをお願いいたします。(5) 子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム事業費でございまして、国庫委託金事業として採択されたもので、青少年の自然体験活動推進のために地域の関係団体が協力してネットワー

ク化を図り、情報交換を行う体制、いわゆる地域プラットフォームの構築と指導者育成を行うもので、具体的にはジュニア野外体験学校に要する費用の補正でございます。

20ページに戻っていただきたいと思います。歳入について申し上げます。

款14国庫支出金項1 国庫負担金目1 民生費国庫負担金185万円の増額につきましては、介護保険に係る低所得者保険料軽減のための負担金でございます。

項2 国庫補助金目1 民生費国庫補助金436万4,000円の増額は、家庭的保育事業費補助金、地域少子化対策強化事業補助金及び生活保護費補助金の増でございます。

項3 委託金目3 教育費委託金100万円の増額は、子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム事業委託金でございます。

款15県支出金項1 県負担金目1 民生費県負担金92万5,000円の増額は、介護保険に係る低所得者保険料軽減負担金でございます。

項2 県補助金目1 総務費県補助金162万5,000円の増額は、地方消費者行政活性化事業補助金で、消費生活相談体制整備に充当するものでございます。目2 民生費県補助金155万5,000円の増額は、家庭的保育事業費補助金でございます。目3 衛生費県補助金172万4,000円の増額は、元気づくり支援金事業補助金で、健康マイレージ事業に充当するものでございます。目4 農林水産業費県補助金2,000万円の増額は、畜産競争力強化対策整備事業費補助金でございます。目9 商工費県補助金1,700万円の増額は、木造公共施設整備事業補助金でございます。

款18繰入金項1 基金繰入金2,506万8,000円の増額は、公共施設等整備基金及び財政調整基金からの繰り入れてでございます。

款20諸収入項2 貸付金元利収入目2 衛生費貸付金元利収入288万6,000円の増額は、医学生等奨学金回収金及びその利子でございまして、研修医となりました奨学生からの市民病院等への勤務を行わない旨の申し出がございまして、今後4年間にわたり返還いただくものでございます。

22ページをお願いいたします。項3 雑入目2 雑入290万円の増額でございますが、そのうち総務費雑入190万円につきましては、一般コミュニティ助成金でございまして、区におけるコミュニティ活動に対する助成でございます。消防費雑入100万円につきましては、地域防災組織育成助成事業の助成金でございまして、消防団消火用ホース購入などに対する助成でございます。

以上が歳入でございます。

次に、37ページをお願いいたします。37ページでございますが、給与費明細書について申し上げます。

特別職でございますが、最下段の比較の欄で申し上げます。職員数及び報酬の増につきましては、新たに附属機関として設置する審査委員会委員の増によるものでございます。

次に、38、39ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。生ごみリサイクル施設建設事業費につきましては、限度額5億9,842万円、期間は平成27年から29年度まで、支出予定額は5億9,842万円、財源の内訳として国、県支出金で1億1,700万円、地方債3億9,610

万円、一般財源8,532万円でございます。

次に、生ごみリサイクル施設運営業務委託費につきましては、限度額は運営業務委託料6億2,358万円と、廃棄物処理料、物価変動及び制度変更等に伴う経費に相当する額、期間は平成27年度から44年度まで、支出予定額は限度額と同じで、財源の内訳はすべて一般財源でございます。

以上、議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第13 請願・陳情の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において5月27日までに受理したのは、請願1件、陳情3件です。写しはお手元に配付したとおりです。

本請願及び陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでございました。

（午前10時23分）

平成 27 年東御市議会第 2 回定例会議事日程（第 2 号）

平成 27 年 6 月 15 日（月） 午前 9 時 開議

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦		

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ち、町田千秋君から、東御市議会会議規則第2条の規定により、午後の会議を欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定された事項について、市長専決処分事項報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第 2 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 子どもを中心におく東御市の教育を、受付番号2 一人ひとりが健康に心がける意識を醸成するために、受付番号3 ごみの減量の基本はリデュース。8番、阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） おはようございます。議席番号8番、太陽と風の会、阿部貴代枝でございます。

6月2日に滋野小学校5年生の田植えのお手伝いに行きました。赤岩の麻見さんを中心に、7名の地元の皆さんが約2時間ほど児童の田植えの指導を行い、3本の苗が刈り取られるときには20本以上に増えるという話などを聞き、田んぼのぬかるみに足をとられながら、真剣に3本ずつ植えましたが、秋の収穫祭までに水の状況を見たり、かかしをつくったり、いろんなことをしていくわけですが、たくさん収穫できることを願いながら、児童の皆さんは植え終わった疲れを少し感じながらも、充実感を味わっているような感じがしました。

また、しげの里づくりの会では、6月21日から3泊4日で滋野公民館に泊まりながら、滋野小学校へ通う通学合宿を行います。参加希望の児童は4年生から6年生まで30名ですが、地域の大勢のボランティアの皆さんにご協力いただきながら行う、そんな計画を進めております。

このような実際の体験や地域の方々との触れ合いを大切だなと感じながら、私たち大人自身も児

童の皆さんからたくさん元気をいただいているのです。

では、3つの事項について質問いたします。

初めに、子どもを中心におく東御市の教育をについてです。

今年の4月の時点で、14歳以下の子どもの数が総人口の12.7%で、1,617万人、41年間連続で低下、昨年に比べ16万人減少とありました。児童憲章に、子どもはよい環境のもとで育てられるとうたわれております。子どもに関する調査を行い、希望をする数が少なかったからと考えることなく、よい環境、居場所づくりをすることが求められる社会環境になっております。

そのような中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、この4月から施行され、新しく新教育長が任命され、新教育委員会制度が始まりました。教育委員長の教育長の職務が一本化され、教育長は市長の任命になりました。東御市では、5月の臨時議会を経て牛山廣司新教育長が任命されました。新制度になったことで、市の教育に対する考えはあまり変わるものではないかと考えますが、次のことについて伺います。

①本年度から国が新教育委員会制度を施行したのですが、まず制度が変わることになった日本の教育のどの部分に課題があり、このような制度が施行になったか、国の制度改正に至った経緯について伺います。

②新教育長は、この一部改正により、これまで行っていた東御市の教育の現状に対して課題等の解消も含め、重要視していかなければならないと考えておられることがありましたら、伺います。

次に③ですが、近ごろは本を読むことが少ない、ネットやゲーム機の機器に触れている時間が長く、友達とのコミュニケーションも比較的とらない、積極的に自分で考えて行動することも苦手な子どもが傾向的に多いということを耳にします。いろいろなことを克服しながら、生きていく力をつけてほしいと考えています。それには常に子どもを中心におく東御市の教育であってほしいと願っております。

そこで本を読み友達と話をし自分で考えることが少ないと言われる児童の現状について、市内ではどのような状況か、伺います。

次に、一人ひとりが健康に心がける意識を醸成するためにです。

私たちが心豊かに生活をしていくためには、体が健康であるということも大きな要素になると考えます。近年、生活習慣病の予防が重視されています。生活習慣病を予防するためにいろいろなことが考えられますが、日本人の塩のとり過ぎも課題であると言われております。さきに2015年版の日本人の食事摂取基準が示されました。この主な改正点は幾つかありますが、生活習慣病の発症予防とともに、重症化予防を加えたこと、更に生活習慣病の予防を目的とした目標量を充実し、食塩相当量を低めに変更、また小さいときから生活習慣病予防のため食物繊維とカリウムについて目標量を設定したなどがあります。

厚生労働省の調査では、長野県民の2012年の塩分摂取量は男女とも都道府県別では多い方から2

番目に当たるとありました。

そこで①市においては健康指導を行う際の塩分摂取については、どのような方針で行われているのでしょうか。

②具体的な食事指導では体のバランスを図るために栄養素や野菜類等の摂取の指導の存在が非常に大きいと考えます。市ではどのような食生活が行われているか調査をしていると考えますが、どのような傾向にあるのでしょうか。その指導をどのような体制で実施されているか、具体的なことをお伺いいたします。

③平成26年3月に、昨年ですが、第2次食育推進計画「とうみ食育の里プラン」が策定され、共食の推進、ともに一緒にするという共食の推進、毎年6月を食育月間として重点的に効果的な運動を展開するとあります。そして毎月19日を食育の日として家族そろって食卓を囲むことを啓発しますと行政の取り組みが明記されていますが、市民の皆さんへの食育、共食に対する啓発の状況はいかがでしょう。

次に、ごみの減量の基本はリデュースについてです。

上田地域の広域計画で、資源循環型統合ごみ処理施設建設の計画があります。その中のごみの減量化、再資源化への取り組みを東御市は可燃ごみの中でも約30%を占める生ごみをリサイクルするために、平成29年度中に稼働予定で、市内全域を対象とした生ごみ堆肥化の処理施設を建設する計画が進んでおります。生活の中で出たごみ類をリサイクルやリユースすることはとても大切です。しかし一番の基本は、食べ物、衣類や生活用の道具など、いろいろなものを大切に使いこなし、ごみを出すことを少なくすることだと考えます。この排出抑制、リデュースに対する意識の啓発が重要と考えますが、それについての対策を検討し、具体的な推進を行っているか、お伺いいたします。

以上で初めの質問は終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号1、阿部貴代枝議員の子どもを中心におく東御市の教育をのご質問につきまして、お答えします。

1点目の教育委員会の制度改正に至った経緯ではありますが、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みとして、長年にわたり大きな役割を果たしてきた一方で、いじめや体罰に起因すると見られる自殺事件をきっかけとして、教育行政における責任の所在が不明確であることや危機管理能力の低さなどの問題が指摘されたことから、地方公共団体の教育行政の責任者を教育長に一本化することなどをはじめ、体制全体にわたっての見直しが行われたところであります。

次に2点目の東御市の教育の現状に対しての課題等の解消も含め、重要視していかなければならないことについてでございますが、当市では昨年の3月に教育基本計画を作成し、教育の課題と施策の方向性を明らかにするとともに、多くの皆様のご理解とご協力をいただきながら、家庭、学校、地域、行政が連携を図り、各施策の推進を図っているところでございます。子どもたちの健やかな

成長を願い、今後も継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

3点目の自分で考えることが少ないと言われる子どもたちへの対応についてであります。人間形成において読書の果たす役割は大変大きいものがあるということは言うまでもありません。市内の小・中学校では、朝読書や読み聞かせ、季節やテーマに応じた本の紹介や図書館の資料を活用した調べ学習など、子どもたちが本に親しみ読書を楽しむ機会を積極的につくっているところであり、読書を通して子どもたちの考える力の育成に努めているところでもあります。

また、各地区の育成会活動において、異年齢交流事業やスポーツ活動、そして自然や歴史に親しむ活動が盛んに行われており、子どもたちの人間形成に大きな役割を果たしているところでもあります。

これからも地域、学校、行政が連携して子どもたちの健全育成に努めてまいりたいと考えています。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。受付番号2、阿部貴代枝議員の一人ひとりが健康に心がける意識を醸成するためのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の健康指導を行う際の塩分摂取については、どのような方針で行われているのかのご質問でございます。まず保健指導には、特定健康診査を受けた後に個別に行う指導と、保健指導員への研修会、出前講座などの集団指導があります。いずれも健康増進法に基づき行う栄養指導や高齢者医療確保法に基づき行う特定保健指導において、塩分摂取についての指導を行っております。その際には国が策定し、5年ごとに改定される日本人の食事摂取基準に準じ、減塩の取り組みを指導しております。平成27年度からは1日当たり成人男性8グラム未満、成人女性7グラム未満に塩分摂取目標量が設定されております。また既に高血圧を治療されている方には、日本高血圧学会高血圧治療ガイドラインに沿い、1日当たり塩分摂取量6グラム未満になるよう指導を行っております。

2点目の食生活の調査と具体的な食事指導のご質問でございます。長野県が3年に1度実施している平成25年度の県民健康・栄養調査によりますと、特徴として長野県民の1日当たり食塩摂取量平均値は、成人男性11.3グラム、成人女性10.0グラムとなっており、全国と比較すると成人女性が高くなっております。また野菜の摂取量は全国1位となっておりますが、20歳から49歳までの年代における1日の望ましい摂取量350グラムに達していない人の割合は約6割でありました。このような具体的な食生活の調査は、市としては実施しておりませんが、26年3月に保健事業についてのアンケートとして、食生活に対する心がけをお聞きするアンケートは実施しております。

次に、指導体制につきましては、健康保健課には管理栄養士が3名おり、それぞれ担当地区を持ち特定健診受診者へ栄養指導、食事の内容等について指導を行っております。指導の際には、血液検査等のデータをもとに、食事の内容や量、食事に対する考え方を聞き取りながら、本人が実施可能な食生活改善対策を一緒に考える指導をしております。また市民全体へとしましては、保健指導員への調理実習、生涯学習出前講座、乳幼児の離乳食教室などを通じ、減塩、食事のバランスや適

量などについて食育推進計画に沿った指導を行っております。

3点目の食育、共食に対する啓発状況でございますが、関係部署ごとに啓発を行っており、健康保健課では6月にFMとうみ等を通して市民の皆様に食育の啓発を行っており、市内保育園では食育年間計画に基づき、小・中学校では食に関する指導の全体計画に基づき、子どもや保護者に向けて推進を図っております。食事や食の指導を1度受けただけでは正しい食習慣が身につくものではないため、今後も粘り強く行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。受付番号3、阿部貴代枝議員のごみの減量の基本はリデュースのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されております市町村が定めるべき一般廃棄物処理計画である東御市一般廃棄物処理基本計画後期計画の基本理念は、循環型社会、ごみのない、ごみの出ない社会の形成であり、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの中でリデュース、ものを大切に使いごみを減らす、ごみの発生抑制を最優先と位置づけております。

市の具体的な働きかけとして、市報への啓発記事の掲載、出前講座の開催やコミュニティFMなど、様々な伝達手段を使った啓発活動を展開しております。市報今月号の特集、「なるほどTheごみ」には、6月のまちをきれいにする月間に合せて、ごみの発生抑制の啓発記事をイラスト入りでわかりやすく掲載いたしました。

また、行政と市民のパートナーシップの醸成を高めるためのごみ減量アドバイザーの養成講座では、ごみの発生抑制を講座におけるテーマの1つとして毎年計画しており、既に11期目を迎えます。更にこの3月28日に設立した東御市ごみ減量3R推進委員会は、地域でごみの減量化に関する中心的な役割を担っていただいておりますごみ減量アドバイザーが連携した組織であり、古布リサイクル班、環境PR班、ごみを減らす工夫班、生ごみリサイクル班としてそれぞれ活動していただいております。今後ともごみの発生抑制、ごみ減量化に貢献されるものと大いに期待しているところでございます。

ご指摘のように、29年度の稼働を目指す生ごみリサイクル施設における生ごみの堆肥化や紙ごみのさらなる分別による減量化、資源化とともに今後ごみの発生抑制につきましては特に推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ここからは一問一答でお願いいたします。

初めに、新教育長は責任と権限がこれまで以上に集中して、その職務執行を統率することが重要になってくると考えます。先ほどの2番目のご答弁では、ちょっと質問が明確でなかったらしくて、新教育長としてのお考えがちょっと見えてきませんでしたので、教育基本計画を継続して行うという、そのようなお答えだったのですが、実際にこれから今まで以上の職務に当たられることとして、新教育長としての姿勢をお伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 新たな制度で教育長として、どのように今後の東御市の教育を考えていくかというご質問にお答えいたします。

教育基本計画は、これまで東御市は積み上げてきたもの、その実態、課題、その上に立って立てられております。すべての課題に対応しているというふうに考えておりますけれども。

その中で、毎年教育の重点、あるいは教育行政の重点も決め出しておるわけでありましてけれども、一番は基本的な教育計画に従って、今、どのような教育が必要かということについてでありますけれども、27年度の学校教育の重点を挙げて、私の考えるところとしたいというふうに思っております。

一番は、子どもたち、生徒にとっては学力が保証されることが最重要課題というふうに考えております。加えて体力の向上についても、運動不足、あるいは体力がないというふうに統計上出ておりますので、そのことについても重点として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、この学力を支えるといいますか、そういう内容が2点大きく私は考えられるというふうに思っております。1点目は、特別支援教育の推進であります。その中でも早期に発達障がい、あるいは配慮を要する子どもたちの発見をし、適切な対応をしていく。その研究、あるいは実践を積み重ねることが大事というふうに考えております。

もう1点でありますけれども、いじめや不登校の、これも予防であります。対応から予防にシフトしておりますけれども、子どもたち、日常的に友達とかかわる、生徒同士とかかわるわけありますので、その関係が時にはうまくいかないこともあるわけですが、そこからいじめに発展する、そういうことを早期に発見して対応していけるようにしたい。

不登校につきましては、やっぱり教育環境といいますか、個々にどのように対応できるかという学校の対応の仕方、場のつくり方、指導者の配置、これが大事だというふうに考えております。不登校に対しても、学力保証についても、最終的には個人に対応していくことが、個々に対応していくことが非常に大事なかなというふうに考えております。

それから外国語活動、あるいは英語教育についても、これから未来に育つ子どもたちでございますので、この充実を図ってまいりたいと思います。

東御市では、小学校における外国語活動については、早期に取り組んできております。中学校での英語教育の在り方については、やはり活用できる、生きた語学ですね、英語教育を充実させていきたいなというふうに思っております。

もう1点、中学ではスポーツ活動、部活動ですね、これについては見直しをしてきているところでございます。特に朝の活動については、シーズン中以外は朝練習はしないというふうにして、生活の整理をして、これも教育の環境づくりでありますけれども、学習に専念したり、健康に留意する、そういう意識を高めるということで進めてまいりたいと思います。

これらを小中一貫教育、あるいは小中連携教育という仕組みの中に、きちっと位置づけて、総合

的に対策、施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

あわせて、信州型コミュニティスクールの組織化、連携も一貫教育も同等でありますけれども、地域、先ほども申し上げたように、地域の皆さんと力を合せて、学校を推進していくと。子どもたちの活動をより豊かにできるように、学校も地域に開いていくというようなことの中で、コミュニティスクールの組織化についても取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 教育長のお考えをお聞きました。ただ、ちょっと残念だったのは、学校の中、そういう本当の学校の先生だったり、そういう部分からはみ出た部分がちょっと聞けなかったかなって、最後のところで地域の皆さんに開いてということですけど、やっぱりその中でも学校に対するそういう、目だけが向いていたと、そんな気がしました。私はこれからの子どもを中心として考えるには、やっぱり子どもの、後でもまた3つ目の質問でお聞きしますが、学校の中のこの部分というよりは、もう違う、外にいるそういう子どもの部分をうんと考えていくことがとても大事なかなって、そんなふうにちょっと思いました。それはちょっと後において。

次の質問です。総合教育会議の招集は、市長が行い、大綱の策定も市長が行うという、そういうふうに新しい教育制度はありますが、市民の皆さんの中には教育行政に市長の影響力や関与が強まらないか、教育行政の中立性や安定性、継続性に問題はないかと大変心配を感じている皆さんも大勢います。

今まで市長は、でも年4回ほど教育委員会の皆さんと懇談会を開催されていますから、関係性はとても私は密になっていらっしゃると思います。

2月に開催されました総合教育会議を中心に、教育施策の方向を共有して進んでいくものだと考えておりますが、この辺で新教育長、先ほどはあまり中立性ということもちょこっと言っていたんですが、教育長自身としてのご見解をその部分でお伺いします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 総合教育会議の在り方についてのご質問にお答えします。私自身総合教育会議というのは、大変いい位置づけだというふうに考えております。議員おっしゃったように、これまでも東御市では市長との懇談会を続けてきております。大変お互いに率直に意見を交換して、その方向性も教育施策に盛り込んできているところでありますので、今後とも円滑な意思疎通をきちっとすること、なおかつ教育委員会としてはこれまでとその在り方は変わらないわけありますので、一つ一つの事象、あるいは施策について合議を持って決定していくと、それに基づいて教育長は進めてまいりたいと、教育を推進してまいりたいと思っておりますので、ご心配には当たらないかなというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 何人かの方が心配してそうに聞かれたので、今、質問しましたが、今

の教育長のお話を聞いて心配に当たらないということで、多分このテレビを見てくださっている、聞いてくださっている方も安心してと思います。

次に、ちょっと3点お伺いしたいんですが、今、出ましたとても大事だという総合教育会議について、文部科学省は市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議、調整する場であるとしています。教育長もその辺とても大事な会議だということを今、お聞きしました。

今回の改正で、教育委員会との関係は教育長が大きく優位となるわけですが、責任が重くなると言われるこの教育長に対する教育委員会のチェック機能というのは何か行われるのか、その辺をお伺いします。

教育委員会の委員の責任任務は今までとはあまり変わりはないと、今、そんな感じで受けたので、それもお聞きしようと思ったんですけど、それはいいです。

また、市長の招集とあるこの総合教育会議は、例えば大津の事件とか、そういうことを聞いたりしていますので、緊急事態があったとき教育長と市長だけの会議となることもあるのでしょうか。総合教育会議自体の開催などの手続き的なこと、具体的な規定がありましたら、お伺いします。

それからもう1個、ちょっと懸念されている部分があるので、報道された中に具体的に例えば教科書採択などで、市長と教育長の意向で変化があらわれる可能性がある、ちょっと言っていました。この改正で教育現場にはどのような影響があるのか、何か懸念されることがあったらお伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 3点についてお答えします。

教育長のチェック機能でありますけれども、これは教育委員会、現状教育委員4名でございますので、教育長、きちっとチェックするということは明確になっておりますので、それは教育委員会の中でチェックする、あるいは日常的にチェックすると。これは最終的には評価をしていくということになるかなと思います。

それから緊急会議のときに市長と教育長で連絡をとるかということでもありますけれども、これは当然であります。そのように今回の制度は変わってきている、変えたわけでもありますので、緊急の場合は2人で意思疎通をして、的確な、迅速な対応をしていくということになるかなと思います。

3点目の教科書の採択等については、任せられるところありますので、こういうことについてはこれまでどおりきちっと教育委員会、あるいはその業務を任せられた者が、これは全く独自に中立を保ちながら採択していくということでもありますので、ここについても心配は要らないかなというふうに承知しております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 緊急の場合は市長とお二人ですぐ連絡をとり合いながらというお話をお聞きしましたが、お答えいただかなくともさっき、いいんですけど、総合教育会議自体の開催

的な手続きとか具体的な規定があるかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたんですが、それはちょっと時間がないのでまた後で個別にお聞きしにいきます。

それから③の質問なんですが、さっきちょっと合せて言ってしまったんですけども、図書館の利用とか読書の大切さを積極的にとお答えいただきました。このごろの子どもが多くが本を読む、本を手にとる以上にパソコンやゲーム機にかかわっている時間が非常に多いのが現状です。これが逆転していくことを願うのですが、今の社会ではとても難しいかなと思います。先ほど育成会やスポーツ活動が盛んに行われているとお答えいただきましたが、確かに市内では本当に盛んに行われています。でもその中の実態は本当にどのくらいの子どものがその活動に参加しているか、私たちしげの里づくりの会で行う育成会活動でも、何か同じ顔の子どもが、顔ぶれが非常に多いんですね。だから参加する子どもは、もう子どもが積極的にという、そういう子ども自身もそうだし、親も多分後ろを押してくれるので、参加してくださっているとは思いますが。ただ、一番懸念されるのは、子どもの中にはもう、あまりというか、ほとんどそういういろんなところで行われている活動や行事に参加しないとか、しにくいとかいう、そういう状況がないかという、そういうことを心配しています。ほかの地区の状況はいかがでしょうか。教育長はそのような実態を何か感じたことはありませんか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 児童・生徒が地域の活動への参加状況でございますけれども、一つ一つの行事ですね、事業等についての参加人数については把握できるわけでありましてけれども、総体的などの率で参加しているかと、あるいは参加している者とそうでない者の比率ということについては、把握はしておりません。

子どもたちが地域に出て活動するということは、これは人間性を豊かにする意味で非常に大事であります。お父さんお母さん、あるいは地域の皆さんが地域を支える、あるいは地域の中でどんな活動をしているかという、その苦勞されている姿、本気になって取り組んでいる姿を子どもたちがともに味わうというか、体感することは非常に大事なことを思っております。

青少年育成の係の方では、多くの事業を組んで行政として取り組んでいるところであります。加えてやはり同等に地域の中から取り組んでいくということも合せて今後大事だというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 本当に市の中では多くのいろんなことがなされています、いろんな方の支援などで。ただ、本当に子どもって何ていうのかな、全体にこうだから、こういう傾向だからいいということではなく、本当に子ども一人ひとりのことを考えると、やっぱりこの子は本当にそういうところへ出ていっているのかどうかというのは、市内全体のことをぜひ子どもの参加状況ですね、傾向ではなくてやっている人はやっているではなくて、そういうところを細かくぜひ新教育長には見ていただいて、そのような対応をやっていただければありがたいなと思っています。

次のことなんですけれど、実は違う質問を考えていたんですが、この間、小学校4年生と6年生の相撲の参観、相撲参観の授業を拝見させていただきました。違う質問と思ったんですけど、それを見て、ああ、これはと思ったんです。それはどういうことかという、相撲は、その相撲の授業は児童のとても熱心な取り組みが続いて、本当に力が入る授業で、たくさんの感動をいただきました。だけれどそこで「えっ」と思ってみたことは、相撲をとっている子どもが、相撲のこういう土俵があるではないですか、縄の張ってある土俵の外で、子どもがこうやって手を広げて、転ぶのを待っています。ぶつけてけがをしてはいけないから。その状況が私はちょっと異常に思って「えっ」と思ったんです。何ていうのかな、確かにもう、とてもそれは大事なんです、土俵の中の方にまで手を広げて子どもがこうやっているの、ちょっと子どもが動き、お相撲をとっている子どもが動きにくいなんて、そんな状況も見たんですが、また、相撲をしている子どもの倒れ方も何かぎこちなかったり、もう本当に頭からごつんと1回落っこちて、ああ、大丈夫かななんて私も心配したんですが、土俵もかたかったかもしれませんが、また危険なことへの先生方の最大限の配慮は私、よくわかりました。そうやって子どもたちが1つの相撲をとるときに4、5人、同じクラスの子がそうやって、けがしてはいけないからという、それは大事です。でもその状況を見て、やっぱり日ごろから子どもって野山を走ったり、校庭を走ったりする、そういう中で転んだり、落っこちたり、すりむいたりする、そういう経験がないので、あんな不自然な倒れ方とか、そういうことがあるのかなと思って、本当にそういう、いろんな経験、外で動き回る、さっきも運動とおっしゃいましたが、そういうことが非常に大事なんではないかなと思いました。

以前に教育長からいただいた信大の寺沢医学博士の「子どもの脳に生きる力を」という、講演会の記録のあれをいただいて、改めて私、昨日読み返してみました。子どもの脳には経験と体験、運動が大事だと。運動をすることによりコミュニケーションをたくさん持って、脳を活性化すると寺沢先生はおっしゃっています。

今、本当にそういう経験がない、動き回ることがないという、そういうことの中で、この前、スマホやゲームのそういう異常な使い方の中で、信州大学の学長が今年の入学式に「スマホやめますか、信大生やめますか」というとても衝撃的なごあいさつがありました。その寺沢先生の講演会のいただいた資料の中で、本当に外でみんなと汗をかきながら、体を動かして遊ぶ運動や経験、体験の遊びから、テレビやゲームなどのほとんど体を動かさない、ボタンを押すだけの遊びに変わり、体を動かさないから脳が使われず、脳が発達しないという、そういうお話のことが書かれていました。

それから先ほどいじめや不登校の予防というお話もしましたが、子どもたちは体をうんと動かしたりすることによって、友達とのコミュニケーションをうんとたくさんすることによって、いじめや不登校の予防もなっていくと寺沢先生はおっしゃっています。

ぜひ子どもを中心におく教育の1つに、テレビやゲームの使用の時間制限を真剣に考えていただき、家庭やPTAや地域、行政、教育委員会等で対策を行う必要があると考えますが、その辺はい

かがですか。

あわせて外へ出て、子ども同士で遊ぶこと、いろんなことを経験する環境を地域の大人の力で支援する、子どもを中心に考えた社会づくりが必要です。居場所づくりは、小学校区単位の地域の皆さんでとこの前、ご回答があったんですが、そうは言わずに、学校、教育、行政をつなぐ調整役のコーディネーターを配置することを新教育長の手腕でお願いできないでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 子どもたちが本当に健やかに、あるいは人間性豊かに育つためには、ここにおられる皆さんは体験してきているところでありますけれども、外で遊ぶ、あるいは労働、責任を持って家族や、あるいは地域の仕事を成し遂げるという経験は非常に大事であります。本年度もそうなんですが、体力と学力とは一体のものというふうに考えて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議員おっしゃるとおりに、外で遊ぶこと、あるいは友達と戯れる、群れて遊ぶ、こういうことは子どもたちにとって心の浄化、あるいは脳の機能を高めるためには今は科学的に実証されているところでありますので、ぜひこういう機会をとらえて、つくっていききたいと思います。

とりわけ保育園の実践、15（いちご）タイムと称して、運動に取り組んでいるところでありますので、それを小学校の方にも継続して運動に取り組むと。例えば自分の体の状態、体力の状態を知って、どのような運動に取り組めばいいか、どんな遊びに興じればいいのかというようなことが理解されて、取り組めるようにしていきたいなというふうに思っております。そんな対策を講じていきたいと。

それから地域で活動する等を含めて、地域と学校を結ぶコーディネーター、それから地域をまとめるような機能を持つコーディネーターということでありますけれども、これは信州型コミュニティスクール、あるいは連携一貫教育の推進委員会等で検討し、位置づけていくことは十分考えているところでありますけれども、人を要することでありますので、その経済的な予算とのバランスで考えていくことと考えています。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） コーディネーターをまたぜひ早いうちに考えていただいて、牛山教育長には今まで以上に期待される範囲が広がると思います。放課後、休日、長期休業に子どもの居場所づくりにも真剣に、いつも真剣にやっていただいているんですが、取り組んでいただくことを強くご期待申し上げます。地域と行政と連携し、本当にともに一緒にやっていきませんかというのがこの質問の最後です。

次に、塩分のとり過ぎについて、いろいろな考え方はあるようですが、以前は塩分のとり過ぎに注意される指導が何かとても多く行われていたように思います。健康診断等の受診率は高くても、塩分摂取も含め食生活に気をつける意識を持ち続け、できるだけ改善するための啓発活動を行うこ

とは大変重要です。

先ほどの答弁で指導、取り組みを行っているというとてもすき間のないご答弁をいただきました。保健補導員の調理実習は、地域の皆さんへどのように伝わっているのか、その実態がわかったら伺いします。

また、食生活に関する出前講座も年間どのくらい活用されているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 阿部貴代枝議員の再質問にお答えいたします。

保健補導員の調理実習の実態と、食生活改善に関する出前講座に関するご質問でございます。26年度の実績でお答えいたしますと、保健補導員の調理実習の状況につきましては、食についての学習会も含めると5地区で計12回開催し、延べ257人の参加がありました。各区の保健補導員による食についての学習会は8つの区で開催され、224名の参加がありました。保健補導員の学習した内容につきましては、「自分たちの健康は自分たちでつくり、守りましょう」をスローガンに、学習した内容はまず自分やその家族の健康に役立てていただいております、地域の皆さんへは学習した内容について、「保健補導員だより」等による広報や運動教室を開催するなど、広めていただいております。

次に、食生活改善に関する出前講座等の実績でございますが、田中地区青少年育成会総会や、区老人会などで開催し、合計7回164名の参加がありました。

なお27年度は、出前講座の内容を「今日からはじまる減塩生活」という講座名で取り組んでおります。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 「今日からはじまる減塩生活」なんて、ちょうど私の質問にぴったりの出前講座をしていただいているということで、よかったなと思います。

先ほど市民生活部長の方からも出前講座という話が出ていましたが、出前講座というのは意外とみんな知らないんですよ。しかも無料でやっていただけることだとか、昼間も場合によっては夜も、場合によっては土曜でも日曜でも、職員の皆さんの都合がつけばやっていただけるという、とてもいい出前講座だと思うんですね。ぜひこれをほかの出前講座もメニューがたくさんありますから、皆さんにフルに活用されるように周知をもっとよくやっていただければ、有効的に活用されるかなと思っています。

それから先ほど昨年の3月に保健事業のアンケートでとありましたが、その中で食生活に関するアンケートというお話がありましたが、どのような内容のアンケートを行ったのでしょうか。また、その調査結果に対する考察はどんなことが上げられていたのか、その後の対応をどのようにされていたのか、また、この結果は市民にお知らせしていただけたのでしょうか、ちょっと私、見ていなかったのも、見過ごしてしまったかもしれませんが、その辺伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 保健事業についてのアンケートについてのご質問でございます。まずアンケートの実施した経過でございますが、本年度は第2次東御市健康づくり計画、健康とうみ21の策定の年であり、その準備として26年3月に保健事業についてのアンケートを各種健診申込書と一緒に全戸配付し、実施したものでございます。

アンケートの内容は、年代別、性別、地域別に食生活、運動、健診の受診についてで聞いております。

その中で食生活に関しましては、食塩の多い料理を控えること、野菜を食べること、食事を楽しむこと、規則正しい食生活などの8項目につきまして、いつも心がけている、時々心がけている、あまり心がけていない、全く心がけていないとお聞きする内容でございました。有効回答率は49.4%であり、食生活に関する集計結果からは、いつも心がけているの回答数が最も多かったものから挙げますと、8項目中朝食をとることなど規則正しい食生活、これが73%、野菜を食べること66%、食事を楽しむこと52%、バランスのとれた食生活47%、食塩の多い料理を控えること42%となっております。いずれも男性より女性の方が、また年代が上がるほど心がけの程度が高い状況でありました。

これらのアンケートにつきましては、第2次東御市健康づくり計画に掲載するとともに、ホームページや市報等で市民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） また少しずつお知らせしていただいて、市民の皆さんもできるだけ市報とか、そういう回覧板とか回ってきたら、見るようにしましょう。

次に、第2次食育推進計画に、共食の推進、それから6月、今は6月ですけど、食育月間、知っています、食育月間だということ。食育月間、6月です。それから毎月19日の食育の日として重点的に効果的な運動を展開するとうたっているのですが、何か6月の広報、つまびらかに見せていただいたら、食育の関係ではなくて、禁煙の何かお話でしたよね。いいんです、禁煙も本当大事ですから。ただ、せっかく食育月間、6月はそうだとやっているんで、せめて見開きででも食育月間のスローガン等々を載せたらどうだったかな、そうすると市民も、あ、そうなんだと、6月ってそうなんだと目で見えていただけるんじゃないかなと思いました。ほとんどの方が毎月19日を食育の日ということも知りません。

ぜひ職員の皆さん一生懸命お仕事をされているのにもかかわらず、何かこう、市民がわかっていない、知っていないということが非常に多いことがありますので、ぜひもっと目に見える形で啓発や指導を行うことが重要ではないでしょうかということで、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 食育月間の広報ということでございますけれども、今後検討してまいりたいと思っています。

あと食事指導や食に関する啓発など、市民にもっと見える形でということでございます。食育の

推進につきましては、食育推進計画に沿って関係各課が行う推進活動に加えて、食生活改善推進協議会の皆さんによる減塩をテーマにした調理教室や、とうみ食育市民ネットワークの皆さんによる紙芝居を活用した食育、保健補導員の皆さんによる地域での調理実習などの活動がございます。これらの皆さんは地域で草の根的に食や健康に関する情報を広げていただく活動を実践していただいております、啓発活動の一翼を担っていただいていると認識しております。

食育は、健康づくりの重要な要素の1つであり、生活習慣病予防と改善のためにも、また家族そろって食卓を囲む共食の啓発などを地域の皆さんのご協力をいただきながら、今後も一緒に推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 一生懸命いろんなところでやっていただいています。それぞれが、例えば保健補導員の皆さんも自分たちだけでやっているだけではなくて、教わってきたら各区へ戻って、いろんなことで進めていただければ更に広がるかと思います。

それから共食、一緒に家族全体で食事をとるということは、先ほどこちょっと話をしました信大の寺沢医学博士の講演の中にも、家族で食事をとるということは非常に脳の活性化にいいということで、いろいろなところにいい作用が出ていくということなので、ぜひ教育委員会や保育園なども巻き込みながら、そういうような取り組みを目に見える形でやっていただければいいかなと思います。

本当に健康は自分で管理するものです。塩分摂取も含め、食生活で心がける、そういう意識を醸成できれば市民の健康、病気予防につながっていきます。そこで市民が幸せを感じ、医療費削減にもつながっていくということで、いい効果が出てくるのではないかと思います。

次に、リデュースの関係ですが、6月4日の「信毎」に、「長野県は信州をごみの排出量を日本一少なくすることを目指すチャレンジ800事業に取り組む」という報道がありました。沖縄が1位で長野県が2位だそうです。県民の1人1日当たりの排出量が847グラムで、沖縄に続いて2番目なんです。日本一の目標を示すことで、全県的に減量が進むことをねらいと考えているそうです。

私も先ほどから出ていましたごみ減量アドバイザーとして、環境PR班の活動を保育園などに行ったりしてさせていただいておりますが、ただ、何か活動の範囲の広がりがあまりないように感じていて、ちょっともどかしさを感じます。市民の皆さんのごみ減量に関する意識をどこまでお持ちいただいているのかを考えると、ペットボトルやトレイなど、リサイクルでごみステーションに出せばいいというものでもなく、マイボトルを持ち歩くとか、例えば衣類なんかをリサイクルする前に、もう一度考えるという、もったいないという、そんな見直しもすることも大事なのではないかなと思います。そしてそれが市民の皆様、ただ口で言っているだけでは本当に忙しい生活の中でわからないんですが、何かその方法とか、やり方、具体的な見本とか、ヒントを提供したらいかがでしょうか。生ごみの堆肥化の施設がまた建設する計画で進んでいますが、そのときのごみ

の出し方や減量の推進をまたいろんな形で指導していくと思いますので、そのときに合せてリデュースに関する具体的な実践例とか、一覧表のようなものを作成して、参考にさせていただいたら、何かわかりやすいんじゃないかなと考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 生活行動様式全般を通じて、もったいないという見直しするなどのきっかけとなる具体的な見本やヒントの提供と、リデュースに関するサンプル集や一覧表の作成についてのご質問につきまして、お答えを申し上げます。

東御市では、以前から市民の皆様に多大なご協力をいただき、ごみの分別に積極的に取り組んでまいっているところでございます。しかし市における資源循環型社会の構築には、さらなるごみの減量化、資源化を核に3Rを進めていくことが重要であると考えております。

お話がありましたように、現在、生ごみリサイクル施設を進めておるところでございますけれども、これに伴い生ごみを加えた分別方法の見直し等が必要になってまいりますので、これにつきましても関係団体等、市民の皆様にご意見をお聞きしながら、あわせて検討を進めておるところでございます。

ご提案をいただきましたリデュースに関する具体的な実践例などの内容につきましても、この中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） たくさんのご回答をいただきました。堆肥化やリサイクルは処理の段階で運搬などの費用がかかったり、地球環境を汚しかねません。最適なことは発生を抑えるリデュースです。

また新しい教育長にいろんなお話を伺いました。何かとても今日、いつもと違って、今日質問してよかったので、教育長の考え方がよくわかってよかったと思います。ぜひ一人ひとりを大事にする、外で一生懸命子どもたちが動いて、活動できるような、そんな環境ができることを願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号4 安全で安心して暮らすために。14番、三縄雅枝さん。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 改めましておはようございます。三縄雅枝でございます。

質問に入る前に、本日6月15日にまつわる話を2つ、させていただきます。

1つ目ですけれども、6月15日、本日は年金支給日でございます。年金機構による情報漏えいが問題になっておるところでございます。特に本日、議会の一般質問を見て、聞いてくださっている年金受給者の皆様、また高齢者の皆様、今日からしばらくの間、お金にまつわる電話が来たら、それはまず詐欺ではないかというふうに疑ってみるのも必要ではないかと思っています。そしてまたその電話があったことをどなたかにお話をしていただきたいと思います。絶対にだまされないでいただきたい、ご注意いただきたいということが1点でございます。

もう一つでございます。私ごとで大変恐縮ですが、本日は偶然にも私の生まれた日でございます。年はと申しますと両手が幾つあっても足りませんので、数え切れておりません。という本日、これから質問に対し、答弁をいただくわけですが、誰が聞いてもいい答弁だといえる答弁をいただきますと、今日という日がより思い出深い日になりますということを申し上げ、通告に従って質問をさせていただきます。

大きくは安全で安心して暮らすためにでございます。私は少し前から、そしてこれからも安全で安心して暮らすためにという視点で質問をしていきたいというふうに思っております。本日は3点について質問をいたします。小さなことをパズルをはめ込むように安全・安心の基盤をつくっていったらというふうに思っております。

まず最初の質問でございます。生活困窮者自立支援制度について。これはこの4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づく制度であります。生活困窮者自立支援制度は、生活する上で様々な困難を抱える人を地域で自立して生活ができるように、個々の状況に応じ、その人の主体性を尊重しながら、相談、支援をするという制度と理解をしております。

現在の社会状況を考えたとき、大いに必要な制度であるというふうに考えますが、これを実効性のあるものとしていくには、大変な作業であるというふうに感じています。この法制度の内容と市の取り組みはどのようなものか、お尋ねをいたします。

次に、信州型自然保育についてでございます。近年、子どもたちが外で汗まみれになったり、泥まみれになって遊ぶ姿を見ることが少なくなりました。少子化により隣近所に子どもたちがいない、ゲーム等の普及により家の中での遊びが多くなり、また親の就業形態により夕方まで児童館等で過ごすなどの様々な理由によるというふうに考えております。

このような状況は、人としての心身ともの成長に与える影響を多くの人が懸念をしているのではというふうにも考えております。もっともっと外に出て太陽を浴び、風を感じるということがいかに大事かということです。

そんな中、信州型自然保育ということが出てきました。まさに「いいね！」です。これは県の事業で、認定制度であるとのことでもあります。この制度の内容と市の取り組みについて、お聞きをいたします。

次に、産後ケアについてです。過日の新聞報道で、出生率1.42、9年ぶり低下とありました。県においては前年と同じの1.54で、高い方から15番目であるということです。各自治体においては少子化対策には力を入れているにもかかわらず、出生率が伸びないのが現状です。

このような状況を踏まえたとき、少子化対策の大事な視点として、生まれてきた子を1人も欠くことなく、社会に送り出すこと、このことにも力を入れる必要があるというふうに考えております。ここ数年前から、産後ケアということを聞くことが多くなりました。女性は出産を境に身体に大きな負担がかかるのに加え、ホルモンバランスが崩れたり、夜の授乳で生活リズムが乱れたりして、強いストレスを感じます。精神的に不安定になり、いわゆる産後うつになったり、最悪の場合、子

どもを虐待するなどのおそれがあるなどと言われています。

核家族化が進み、近所づき合いも薄れる中で、誰にも頼れない母親たちの存在、孤立する母と子を支える産後ケアの充実が必要になってまいります。市としての産後ケアの態勢づくり、必要というふうに考えますが、お考えをお尋ねいたします。

最初の質問は以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号4、三縄雅枝議員の安全で安心して暮らすためにのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の生活困窮者自立支援についてのご質問でございます。国はこれまで国民に対して社会保険制度や労働保険制度を基本として、また万が一のときには生活保護制度において生活の安心を支えてきました。しかし近年の雇用や社会状況の変化等から、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加していることから、生活保護に至るまでの段階で、早期に支援を行う第二のセーフティネットの充実を図るため、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、本年4月に施行されました。

生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の自立の促進を目的としており、自立の支援に関する措置の実施等について規定しております。

本市では、この4月から自立相談支援事業と、住居確保給付金の支給事業を実施しております。自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、相談者の生活状況や抱えている課題をよくお聞きし、自立に向けた自立支援計画を相談者とともに策定し、各支援が包括的に実施されるよう関係機関と連絡調整等を行うもので、市の社会福祉協議会に委託し、県下統一の愛称、「まいさぼ東御」として、事業を実施しております。住居確保給付金は、離職により住居を失った、あるいは失うおそれがある方に対して、一定の条件と期限はございますが、家賃相当額を支給するものでございます。

2点目の信州型自然保育についてのご質問でございます。信州型自然保育認定制度は、本年4月に長野県が創設したのですが、その基本理念として保育等に自然環境や地域資源を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び成長しようとする力を育むことを目的として掲げております。

この制度の概要でございますが、まず認定につきましては保育所、幼稚園など信州型自然保育の理念に基づいた保育を行っている団体が対象となります。認定の区分につきましては、1週間で合計5時間以上の屋外を中心とした体験活動に取り組んでいる普及型と、自然保育に重点を置いて1週間で合計15時間以上取り組んでいる特化型がございます。知事に申請して認定されますと、認定団体の情報を県がホームページやリーフレットを通して公表することにより、保護者が自分の子どもに合った保育の場を選択できる環境の整備が促進されます。更に信州型自然保育ガイドを作成す

ることにより、多様な実践例や関連情報を発信し、また研修会等を開催し、団体相互の交流や学び合いを促進するとなっております。

次に、市の取り組みでございますが、市立保育園5園におきましては、日々の活動の中で園周辺の散歩や畑の野菜づくり、野山での遊びなど、積極的に自然に触れる屋外活動に取り組んでいることから、信州型自然保育普及型の認定に向けて準備を進めているところでございます。

3点目の産後ケアについてのご質問でございます。安心して出産、子育てができる環境づくりは、市が目指すまちづくりの重要な施策であり、少子化対策の面からも推進していかなければならないと考えております。そして母子が心身ともに健やかに暮らせるよう支援することは、将来に向けて心と体の健康不安や虐待、非行等の社会的リスクの発生を抑制するものであると考えております。

市における産後ケアの取り組みとしましては、母子保健事業の1つである新生児訪問において、産後の母親のフォローを行っております。出産後に保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、発達の確認とあわせて母親の健康相談、育児相談と産後うつ病スクリーニングを行うもので、母親に健康や育児への不安、心の不安定が見られる場合は、訪問を継続して経過を見守るとともに、必要に応じて医療機関及び福祉部門と連携して、母子双方の安全を確保する方策を講じています。

このほかり帰り出産で帰省中の母親には、帰省先の市町村に保健師の訪問を依頼しております。更に出産した医療機関及び助産所とも連携し、産後リスクのあるケースについては本人同意の上、情報の共有を図っております。

また、助産所とうみにおきましては、産後ケアの取り組みとして産後ショートステイ事業の実施に向けた検討を行っているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時34分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） これからは1項目ごとに質問をさせていただきます。

まず生活困窮者自立支援制度についてであります。答弁の中で、市としても当然のことですけれども、まいさば東御として取り組んでいただいているということで、よかったなというふうに思っています。

これまでは生活相談を受けても生活保護に至るまでの状況でない方には、行政の窓口では十分な対応ができない状況であったかと思います。しかし今回の制度はこうした法律のはざままで苦しむ方たちを守るためのものであり、画期的なものであるというふうに考えております。生活困窮の理由は、経済的なものばかりではなく、精神的、肉体的なものから、家族的な問題など、様々なことが

考えられます。今回のこの制度は、まさにどんな入り口から入っても、つまりどんな理由であつても支援の手が差し伸べられ、そこに人が伴走し、必要な支援につなぐということで、本当に画期的なことだというふうに思っております。

先ほどの答弁に、東御市においてもこの4月から事業を始めたとありました。始まって間もないわけではありますが、相談に来られた方、実績はどのくらいあるのか、お聞きをいたします。

また、この制度の成否の鍵となる一番大事なことは、制度をいかにきめ細かく周知をするかということだと思っております。なぜならばこの制度の対象者が限定されていないということです。何らかの事情、状況によっては誰もが対象になり得るからです。従来課題別、対象別の制度ではないということです。また、この制度は当事者を様々な形で支援するネットワークも大事になってきます。それは家族をはじめ友人、知人、自治会、商店、事業所までも含まれてきます。それぞれにいかに情報を届け、このことに対する認識を同じくするか、行政の努力と工夫が必要で、本気度にかかっているというふうに思っています。

ある自治体においては、広報で大きく取り上げ、それを全世帯に戸別に配付するなどの取り組みを行っております。ほかにもきめ細かな取り組みを行っているところもあります。

市として、このことの周知について、どのようにしようと考えているのか、お聞かせください。

もう1点大事なこととして、早期発見、早期支援ということが言われております。この制度は相談事業がベースになりますが、窓口を置いて待っているだけではだめです。一般的には生活困窮に陥っている方はSOSを発することが難しいと言われます。なかなか声を上げられないのが実態で、支援にたどり着けなかったり、既存の制度で救済されず、社会的に孤立をしているケースが少なくないようです。

今回の制度は、そういう人たちに手を差し伸べ支援することが目的であります。既存の制度に人を合せるのではなく、人に合せて柔軟に制度を活用することが求められています。待っているだけでは困窮者は来ないということです。どうやってこちらから手を差し伸べることができるかが大きな課題ではないかと思います。県の資料の中でも、訪問支援ということが言われています。早期発見早期支援のための訪問支援、このことについて市はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 三縄雅枝議員の再質問にお答えいたします。

1点目の自立支援制度の実績でございますが、自立相談支援事業における相談件数は、4月が9件、5月が11件でありました。相談から住宅確保、給付金支給事業を利用された方はございませんでした。

2点目の制度の周知方法につきましては、基本的には市の広報誌「お知らせ版」、ホームページ、エフエムとうみ等で実施してまいりたいと考えております。また、事業の開始時であることから、

リーフレットの隣組回覧を行うとともに、委託先の東御市社会福祉協議会の社協報におきまして、事業の詳細を市民の皆様にお伝えし、利用者の方が相談にしやすい窓口を目指してまいります。

3点目の早期発見、早期支援のための訪問支援につきましては、自らSOSを発信できない方がいる一方で、自分が問題を抱えていることや困っていることを他人に知られたくないと考える方もおり、大変繊細な問題でございます。地域の方や支援者から支援を必要としている方の情報を得た場合には、情報収集や関係者、支援者との協議を行う中で、いかに見守り、支援につなげていくかの方法を検討するようにしております。

なお引き続き訪問支援につきましては、全国の優良事例等を参考に研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） この制度、始まって間もないわけですがけれども、相談件数多いかなというふうに思いました。ぜひ周知の徹底、お願いをしたいと思います。

先ほども申しましたが、生活困窮者といっても千差万別です。おっしゃるように大変デリケートなものであるというふうに思っております。しかしながら今回のこの制度は、答弁にもありますように知られたくない、隠しておきたいというふうに思っている人たち、こういう人たちこそ孤立し、苦しんでいる人たちではないでしょうか。このような人たちに何とかして手を差し伸べようとするのが、この制度の趣旨だというふうに思っています。個人情報とか、デリケートであるとの問題はありますが、行政が勇気を持って事に当たることも必要だというふうにも考えています。かといって無神経に土足で上がるようなということではありませぬので、本当に勇気を持って、事に当たっていただきたいというふうに思っています。デリケートな問題だけに、知恵と工夫が必要だというふうに思っています。

訪問支援については、研究をしていただけるということですので、早期に実施ができるよう検討していただきたいということをお願いしておきます。

この制度の実効性を高めるには、関係部署、地域を含めた関係機関の連携態勢を強化して、早期発見、早期支援の態勢づくりが不可欠というふうに考えております。そのためには徹底して制度の周知を図り、市民全員といっても過言ではないというふうに私は思っております。このことに対する認識をともにすることが必要だというふうに思っています。区長会、民生委員、各種団体等の皆さんに、多くの機会をとらえ、発信していったらと考えますが、このことについてはどのように考えるが、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） この制度の実効性を高めるための連携等についてのご質問でございます。

最初に、庁内の連携につきましては横のつながりを強化し、特に市民課や税務課、上下水道課、建設課等の窓口での相談内容に応じ、まいさぼ東御への相談を流してまいります。

また、区長会や民生委員、各種団体等の皆さんへの発信につきましては、本制度における支援は地域ぐるみで行うこと、市民の皆さんにご理解とご協力をいただくことが重要でありますので、機会をとらえ発信してまいります。

ニートや引きこもり、生活困窮者への対応は全国的な問題であり、市におきましても重要な課題でございます。該当する方を早期発見、早期支援することを最大の目的として、本制度を活用してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ぜひ答弁いただいたような形で、庁内においても各課連携して、よろしくをお願いをしたいと思います。

取り組みに対しては大変前向きに答弁をいただいたというふうに思っております。この制度、まさに「言うは易く行うは難し」そのものというふうに思っています。この制度が東御市に根づいたならば、本当の意味で安全で安心して暮らせる地域ということになりますし、地域の再生にもつながると考えています。この事業に心して取り組んでいただけることをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

次に、信州型保育の再質問でございます。市においては子どもたちの成長を考え、すべての保育園の園庭を芝生化にしています。15分の運動遊びを取り入れ、そこで元気に遊ぶ子どもたちは大変幸せだというふうに思っています。

そんな中ではありますが、市として普及型の認定に向けて準備をしているとの答弁でした。概要版を見ました。普及型は他のプログラムとあわせて自然保育にも積極的に取り組んでいる活動とあり、認定基準として1週間で合計5時間以上屋外を中心とした体験活動が行われているとあります。この4月より保育時間等の変更があり、保育士の皆さんは大変な状況ではないかというふうに思っています。

そんな中で、週5時間の野外での活動です。例えば今日雨が降って、野外に出られなかったら、明日は2時間やるの、もし2日続けて雨が降ったら3時間ですかと、もしそうだとすれば、先生方はますます大変になります。こういういろんな懸念が概要版を見ただけでも出てきておりますので、この辺のところについて、もう少し具体的にお話をいただければというふうに思っています。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 信州型自然保育の認定に向けた具体的な内容ということでございます。

悪天候により屋外ができないときは、園内での自然に触れる保育も対象となることから、例えば雨の日は雨のしずくの音を耳を傾けたり、バケツや容器に水をためて、水にさわって冷たい感触を感じたりする、雪の日には雪に触れて結晶を見たり、園庭で雪玉や雪だるまをつくったりする、草木、虫、紅葉の葉っぱ集めてきて、観察したり、絵をかいたりするなど、保育士の視点を広げた活動をしてまいりたいと考えております。

また、屋外活動だけでなく、地域の皆さんとの交流や伝統芸能なども信州型自然保育の対象となることから、具体的には東御清翔高校生や中学生との交流、高齢者の皆さんとの交流ではお手玉教室等を計画しております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 最初からそういうふうに具体的にしっかりお話をいただければよかったかなというふうに思っています。本当にすばらしい保育の在り方だなというふうに思っています。

市として積極的に取り組んでいくことは大いに結構なことだと思います。しかしながら先ほども申しましたが、先生方は大変な中で日々保育をしていただいているというふうに思っています。その上での活動となりますので、この保育に当たる思いを共有することが大事ではないかというふうに思っています。

また、この申請に当たっては、各保育園ごとというふうに聞いております。各保育園、地域の資源等違いますので、その保育園に合った特色ある計画で申請をしていただきたいというふうに思います。

そういう意味において、各園の先生方、思いも含めて大いに話し合いをしていただくのとあわせて、研修も必要ではないかというふうに思っております。また、保護者の皆様にも何かの機会をとらえて、これからこの信州型保育に取り組んだという、この説明を今、お話しいただいたような具体的なお話を保護者の方にもしておいた方がいいのではないかというふうに思いますけれども、保育士さんの皆さんの研修、そして保護者の皆さんの周知徹底といいますか、そのことについてどうお考えか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 保育士の研修につきましては、自然保育に詳しい身体教育医学研究所の指導員などに講師をお願いすることや、県で開催する研修などに参加することを考えております。

各保育園の独自の取り組みにつきましては、特色ある地域の資源を利用し、活動計画を作成してまいります。

また、保護者の皆様への説明に関しましては、各保育園で定期的に発行している「お知らせ」や保護者会などの集まりで、取り組み内容を説明してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 質問に対して本当に前向きな答弁をいただいて、今日がとてもすばらしい日になりそうです。

この信州型自然保育、当初は県は認定するだけで、財政的支援はしませんというふうに言っておりましたが、先日6月12日の「信毎」の記事に、こういう記事が載っておりまして、「保育者育成のための研修に野外活動の専門家を講師として招く費用は全額補助、本年度は希望するすべての団体を補助する予定」という、本当にタイムリーな記事が出てまいりました。聞くところによります

と、この信州型自然保育を実施するに当たって、一番大事なことは保育者の皆さんの意識づけというお話をお聞きいたしました。研修にはここにもありますように全額補助というふうにありますので、このことに造詣が深く、著名な方を講師として招き、先生方の研修をしていただきたいというふうに思いますし、このことの周知、広報という意味では、市民全体を対象にしてもいいのではというふうに私は思っているところでございます。

この信州型自然保育に対し、県は自然保育といえば長野県というイメージを広め、移住促進策としたいというふうに新聞にも出ておりましたけれども、東御市は自然保育の環境は十分でありますので、それこそ自然保育といえば東御市ということを目指して、移住促進、人口増につながればというふうに思っております。

この補助金を使つての研修会、どのようにお考えでしょうか、最後にお聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 保育士の研修につきまして、ただいま議員から県の補助金を使つてというご提案がございました。ぜひそんな形で県の補助金を有効に活用する中で、保育士の研修を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 続きまして産後ケアについて質問させていただきます。

産後ケアの必要性、重要性については、答弁の中でも承知をさせていただいているというふうに理解をいたしました。出産後はとにかく赤ちゃんのケアに目が行きがちですが、子育てに大変な母親の幸せがなければ家族は幸せではありません。子育てが楽しいと思える子育て環境が必要であります。

この産後ケアには、幾つかの方法があると思いますが、特徴的な2つの方法を申し上げたいと思います。

訪問型と宿泊型というのがあるわけでした、訪問型は助産師等が自宅を訪れ、宿泊型は施設に宿泊し、産後の様々な状況に対して適切なアドバイスを受け、安心して子育てができるようにするものであります。

この質問をするに当たり、担当課よりお話をお聞きいたしました。市としては産後ケアとしての事業はありませんが、訪問型ということ考えたとき、生まれてから成長段階の健診事業等で母と子に接する機会が多くあり、そこで様々なアドバイスを行っていただいていることがわかりました。

しかしそれは既存の事業として行っているもので、産後ケアという位置づけにするには十分でないとの認識を担当課の皆さんにもあるように思います。

今後の中において、母と子にかかわる皆さんに産後ケアということを共通認識にさせていただき、問診等の中身の充実を図り、産後ケアにつながるような形にぜひしていただきたいと思いますが、このことについてのお考えをお聞きいたします。

また、宿泊型についてですが、答弁の中で助産所において事業の実施に向けて検討を行っているとなりました。この産後ケア事業については、市には市民病院、助産所がありますので、事業実施

をぜひしていただきたいとの思いで、質問をした経過がございますので、大変よかったなというふうに思っております。検討中とのことですが、お話をいただけることがあればぜひお願いをいたします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 産後ケアが大事だと共通認識し、問診等の充実を図ったらどうかということがございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、出産後に訪問する保健師が、母親へのメンタルヘルス支援として、うつ病スクリーニングを行っております。これは全国的に使われているエジンバラ産後うつ病質問票を利用して、産後気持ちが不安定になりやすい母親の心の状況を判断するものであります。

当てはまる項目をチェックし、フォローが必要と判断すれば、相談や保護をしております。ケースによっては、家族と相談しながら支援関係者と育児支援会議を開催して、今後の対応を検討し、育児サービスの制度を導入する場合もございます。

出産後のケアという意識を持って母親に接し、情報を共有しながら連携して対応していくことが大切であると認識しております。まずは新生児訪問において、子どもの健康状態とともに母親の体と心の健康状態、夫や育児協力者等の育児環境をしっかりと把握することを基本に、その後の育児の様々な場面において、どんなことでも相談していただき、不安を取り除いてケアをしていくことを保健師等関係者で再認識してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまの三縄議員の質問の産後ショートステイの取り組みについて、答弁をしたいというふうに思います。

まさに議員おっしゃいましたように、助産所とうみで計画しておりますのは、宿泊型に属するものでありまして、助産師からの適切なサポートによりまして、産後の育児不安を解消していただくことを目的に、現在、助産所の方では日帰りと宿泊の2種類のパターンを考えておりまして、早ければ7月ごろから実施をしたいというふうに考えております。

また、この利用料金でございますが、日帰りの場合は8時間で5,000円程度、そして1泊2日の宿泊の場合ですと1万5,000円程度を想定しておりまして、個別の対応によって食事もお出しするというので、こちらの方は実費徴収ということになる予定でおります。

この事業につきましては、県内まだ取り組みが少のうございまして、ほんの数市で助産所等、また病院等をお願いをして実施をしているわけでありまして、当市の場合は市が直接こうやって運営をしている助産所がございますので、そちらの方で今後とも家庭的な優しい雰囲気の中で運営をしていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、健康保健課の取り組みの訪問型、そして助産所とうみの宿泊型ということ

で、総合的に市としてこの産後ケアの取り組みができるということでございますので、助産所とうみにおきましても幅広く周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） この産後ケアが東御市に本当に根づけばいいなというふうに思っております。しかし訪問支援、訪問ケアとなるとマンパワーも本当に必要になってきます。今、事務長の答弁にもありましたけれども、市の担当、そして助産所とよく連携をしていただいて、助産所としても訪問支援のバックアップができるような態勢ができればなというふうに思っておりますので、連携をよくとり合っていていただいて、よろしくをお願いをしたいというふうにお願いをしておきます。

この産後ケアについての最後の質問ですが、子育てしやすいまちづくりを重点施策としている東御市であります。早い時期に産後ケアを充実させ、子育て環境の整備に尽力いただきたいと強くお願いをするところでございます。

最後に、子育て支援策についてということで、提案をさせていただきますけれども、妊娠から学童期に至るまで、切れ目なく支援をする、子育て世代包括支援センターの役割を持つ東御市版ネウボラということを提案させていただきます。ネウボラ、あまり聞き慣れない言葉かと思います。ネウボラとは、フィンランド語で助言の場ということで、フィンランドではネウボラおばさんとして親しまれる保健師が常駐し、親の9割が気軽に子育て相談をする場所として定着をしているとのこととあります。日本でもモデル事業がスタートしております。日本版ネウボラは、母子手帳交付から学童期に至るまで、別々に行っている子育て支援を集約し、発達段階を踏まえて支援センターで切れ目のない相談態勢をつくるとあります。市においての子育て支援、充実をしている方であるという認識は私は持っております。しかしながらそれぞれの所管ごとでの事業であり、いわゆる縦割であります。その縦と縦の間のすき間には重複もあったり、課題もあるというふうに考えております。効率性、利便性、安心感等々を考えたとき、母子手帳を手にしたときから同じ場所で切れ目のない相談を受けられるとしたら、大変に喜ばれるというふうに思っているところでございます。子育てしやすいまちを目指す東御市です。東御市版ネウボラ、取り組んではいかがでしょうか、お考えをお聞かせいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 東御市版ネウボラに取り組んではどうかということでございます。議員おっしゃるとおりネウボラとはフィンランド語で助言、アドバイスの場所という意味で、フィンランドが行っている子育て支援制度であります。子どもを持つすべての家庭を対象に、妊娠から出産、育児まで切れ目のない相談と支援を行っていく仕組みで、1つの窓口で同じ保健師がかかりつけ専門職として相談に乗り、必要に応じて他職種の支援につなげていくものでございます。

国においては、日本版ネウボラとして子育て世代包括支援センターを開設する事業を行っております。保健所や児童相談所、医療機関などと連携を図り、センターに保健師や助産師、ソーシャルワーカーなどを配置し、妊娠以降に必要な支援をワンストップで提供するものであります。愛知県

名張市や埼玉県和光市などが先進的に取り組んでおります。

いずれにいたしましても安心して子どもを産み育てられるまちとして、市が取り組んでいる産前から産後、育児の支援については、母子保健や子育て支援等に関係する各部署の連携が大変重要なことだと考えております。既存の仕組みの中で、更に工夫をし、妊娠から出産、子育てに関する支援が途切れることのないよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） それぞれの項目について本当に前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。これらが1つずつ実施をされたときには、安全・安心ということが少し東御市でも前へ進むかなというふうに思いますので、しっかりとした取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号5 チャレンジデーについて、受付番号6 スポーツ振興について、受付番号7 郷土の英雄・雷電によるまちおこしを。11番、長越修一君。

長越修一君。

○11番（長越修一君） 議席番号11番、さわやかな風の会、長越修一でございます。

早いものでつい先日平成27年の正月を迎えたと思ったところ、駆け足で春が過ぎまして、カレンダーは早くも半年が終わろうとしています。先ほど同僚議員が今日誕生日という、おめでたい話でしたが、私も昨年おかげさまで還暦を迎えまして、決して年のせいではないと思いますが、時の流れは非常に速く感じております。それだけ現代社会は日々刻々と変化が激しく、したがって市政に関しても時の流れに乗り遅れないことが求められると思います。市長は今議会の招集あいさつの中で、4月24日で就任7年を迎え、現在、任期の最終年に入ったことを述べられるとともに、この間の市政政治姿勢に言及されました。特に市のリーダーとして考え方や方針をはっきりと示すこと、会議や話し合いを大事にすること、現場を大事にすること、開かれた市長室に多くの市民の生の声を聞いて施策に反映すること、まさに365日、マグロのごとく休むことなく、時代の流れに遅れるどころか常に最先端の発想を持って市政の旗振り役を続けてこられたことは、敬意を表さずにはられません。

昨年は市発足10周年の節目の年でありましたが、就任時から取り組まれた様々な事業が成果となり、その詳細は9月の決算議会でお示しいただくものとして、残り1年に向けた現在の思いの一端をお伺いしたいと私自身は久々にこの席に立ちました。

今回、選んだテーマに関しましては、市民の目線で、今、この時期にぜひとも伺っておきたいことを私自身の経験や立場を考えながら、厳選したつもりでございます。

それでは通告に従って3点の質問事項について一般質問いたします。なお市長をはじめ答弁する部長の皆様におかれましては、CATVやFMラジオの向こうにいらっしゃる多くの市民の皆さんに納得いただけるような、わかりやすい答弁をお願い申し上げます。

最初の1点目、5月末に行われたチャレンジデーについて数点ご質問いたします。

市を挙げての一大イベントとなったわけですが、このチャレンジデー、当初に取り組んだ目的は何だったのでしょうか。また昨年初めて取り組んだときと比べて、今回２年目に際立った変化はあったのでしょうか。そしてこの間、いろいろと試行錯誤をされたと思いますが、取り組みから見えてきた成果と課題はどうだったのでしょうか。また推進役たるべき市役所では、この一大イベントをどのように取り組んだのでしょうか。そしてこれが大事かと思いますが、今回の取り組まれた成果は具体的な数値となってあらわれましたが、市が目指している高地トレーニング構想にどのようなにつなげていくことでしょうか。

続いて２点目でございます。私も体育協会の役員を仰せつかっている立場でございますし、様々な場面でご父兄や市民の皆様とスポーツ談義をしたり、ご意見をお伺いすることがございます。また市が元気であることをあらわすバロメーターとして、一番わかりやすい形であることが各種スポーツ大会等の好成績を伝えると考えております。そこで市の推し進めるスポーツ振興について数点質問いたします。

まず市内に数ある体育施設、その現状はどのようなになっているでしょうか、お教えてください。そのほかにも市内には小中高と各学校にも体育施設が備わっていますが、体育施設は市民のスポーツ活動に対し、どの程度活用が図られているのでしょうか。多くの施設、ほとんど合併前からのものだと思いますが、だんだんと不具合が出てきている時期かと思います。各体育施設改修の基本的な考え方はどうなっていますか。

現在、市ではスポーツの振興をどういう形、例えば推進体制や役割分担を持って取り組んでいるのですか。そして一番肝心なことはその道しるべでございますが、スポーツ基本計画策定のお考えはありますか、お伺いします。

そして３点目になりますが、郷土の英雄・雷電によるまちおこしを市ではどう考えているのでしょうか。史上空前だった若貴人気には及ばないものの、ひところの低迷期を脱し、再び相撲人気がわき起こっております。信州からは実に37年ぶり、平成に入ってから唯一関取のいなかった都道府県の汚名が来る７月場所、御嶽海の十両昇進によって破られることになるそうです。とても楽しみにしております。

そんな中、我が愛する郷土に目をやれば明和４年、1767年、信濃国小県郡大石村出身の雷電為右衛門の生誕250年を２年後に迎えることになります。大相撲の人気再来と郷土の英雄、放っておく手はないものとして数点質問いたします。

まず現在、相撲人気に乗って市をPRするチャンスになると思いますが、お考えはいかがですか。

また、力士雷電に関する伝承は当市以外にも複数あることは承知のとおりでございます。雷電と縁がある千葉県佐倉市や島根県松江市とのかかわりに関して、現状はどうなっていますか。また将来に向けて提携はできないのでしょうか。当市が主体的となることはできませんか。

そして郷土の英雄にちなんで以前から相撲への関心の高い土地ではございますが、実際に市内にある土俵の活用状況はどうなっていますか。竹内不忘先生がつくられた雷電像、市役所庁舎の改修

事業に合せて中央公園から移設されました。私も以前の一般質問で提案した立場から、ようやく日の目を見たと思んでいる1人でございます。役所の周辺施設を訪れる皆さんも郷土の英雄を再認識してもらえるチャンスであると思っております。全国に通じる天下無双の力士を顕彰するイベントを考えたらどうかと提案いたします。

先ほど申し上げましたとおり2年後に生誕250周年を迎えるに当たり、これを機に再度市民まつりの名称を検討してはいかがでしょうか。更にせつかく市内各地に土俵があり、環境が整備されているわけですから、子どもたちに夢を持ってもらえるように全国規模のちびっこ相撲大会等を開催したらいかがでしょうか、提案いたします。

以上、若干の希望も含め、3つの質問項目、それぞれ数点の具体的な質問をいたしました。市側の前向きなお答えをよろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号5、長越修一議員のチャレンジデーについての質問につきまして、市長、教育長にかわりお答えをいたします。

最初に、チャレンジデーに取り組んだ目的は何かですが、運動を通じて健康なまちづくりを実現するため、市では1人1スポーツを生涯学習の柱の1つに掲げております。そのためにはまず体を動かすこと、スポーツへの関心を高めていただくことが重要でございまして、イベントへの参加率を対戦相手と競うというゲーム感覚が取り組みやすいと考え、笹川スポーツ財団が主催するチャレンジデーに昨年から参加しているところでございます。

チャレンジデー2015には、全国で130の自治体が参加いたしまして、参加者総数は約277万人、平均参加率は52.7%でございました。

次に、2年目の変化はあったかでございますが、初参加でありました昨年は準備が遅れたこと、市民の皆さんへの周知が十分ではなかったこと、また作戦につきましても手探りでございました。初参加としては参加率が約41%と、まずまずではございましたが、惜敗という結果でありました。昨年の反省に立ちまして、今年は取り組みを早めたこと、また2年目ということもございまして、チャレンジデーに対する認知度が格段に向上いたしまして、市長が企業へ訪問した際には、参加率を高めるためのご提案をいただいたり、また市民の皆さんの会話の中でも「今年は勝ちたいね」といった声が聞かれるなど、参加意欲が向上し、確実に定着してまいってきたと考えております。

結果といたしまして、昨年より10ポイント以上高い53.9%の参加率となりまして、念願の勝利と金メダルを得ることができました。

次に、取り組みから見てきた成果と課題は何かでございますが、チャレンジデーというイベントを契機に多くの市民の皆さんや企業が心を一つにいたしまして、1万6,000人以上の皆さんにご参加いただいて、運動や健康の大切さを自覚していただいたこと、また東御市としてのチャレンジに市民の半数以上の皆さんが目を向けて行動してくださったこと、このことは自治体としても大きな誇りになったと考えております。

また、課題といたしましては、個人参加率を上げるための更に効果的なPRやより取り組みやすいプログラムの提供、そして報告集計方法を確立する必要があると考えております。

次に、市役所はいかに取り組んだかですが、チャレンジデー当日は議員の皆様にもご参加いただき、朝8時から市民交流広場や中庭、総合福祉センターや北御牧総合支所におきまして、身体教育医学研究所の指導もありまして、チャレンジとうみ15分体操に率先して取り組みをいたしました。また上田ケーブルテレビの協力により作成したDVDも大変好評でございまして、当日ご来訪いただいた体操金メダリストの具志堅幸司先生の講演も大きな応援となりました。また加えまして、ずくだすポイントキャンペーンとの連携も大変有効であったと感じております。

今回の成果を高地トレーニング構想にどうつなげていくかでございますが、現在、日本水泳連盟、長野県水泳連盟及び長野県などと連携をいたしまして、高地トレーニング施設誘致活動を展開しておりまして、誘致の実現には市民の熱意も不可欠であると感じております。チャレンジデーの取り組みは東御市民のスポーツに関する関心の高さ、健康意識の高さ、そしてスポーツを通じた一体感のある東御市のあらわれでもございまして、高地トレーニング施設誘致に向けての原動力になるものだと考えております。

また、高地トレーニング施設誘致市民会議には、チャレンジデー実行委員会の皆さんにもご参加いただいておりますので、このことが高地トレーニング構想実現への強力な市民参画であると感じております。

続きまして、受付番号6 スポーツ振興につきまして、市長、教育長にかわりお答えをいたします。

最初に、市内体育施設の現状はどうなっているかでございますが、市の社会体育施設は各体育館、グラウンド、プール、テニスコート、マレットゴルフ場、ゲートボール場、武道館など16施設ございまして、平成26年度は天候不順や施設改修工事もありまして、前年度実績には及ばないものの延べ16万8,000人のご利用があり、一般市民のみならず中学校体育連盟、高等学校体育連盟の各種大会会場としてもそれぞれ大変多くの皆さんに利用・活用いただいております。

また東日本大震災以降課題となりました非構造部材の耐震化につきましても、年次計画によりまして改修工事を進め、平成28年度までにはすべての体育施設の耐震化並びに非構造部材の耐震改修が完了する予定でございます。

次に、学校施設の活用は図られているかについてであります。市内すべての小・中学校の体育館と校庭を一般開放しておりまして、平成26年度には体育館が延べ1,105件、校庭は545件の利用がございました。そのうち登録団体の利用は体育館が延べ812件、校庭が117件ございまして、それ以外はスポーツ少年団やナイターソフトボール、地区公民館などの利用となっております。学校ごとに利用件数の差はございますが、おおむね良好な利用・活用がなされているものと理解しております。

次に、体育施設改修の基本的、長期的な考え方はどうかであります。中央公園内の体育施設に

つきましては、公園長寿命化修繕計画を平成25年度に作成しておりますので、この計画に沿いまして社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、修繕を行い、施設の長寿命化を図りつつ、活用していく方針でございます。

また、中央公園以外の体育施設につきましても、必要に応じて修繕を行いまして、安全に利用できるように管理したいと考えております。

なお修繕では対応し切れない施設についてや、スポーツ需要に応じた今後の施設整備につきましては、利用者だけでなく有識者、専門家も含めた組織を設けて検討してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興をどういう形、体制や役割分担で取り組んでいるかについてですが、市ではスポーツ推進員を委嘱してスポーツの普及促進を図っているほかは、社会体育施設の管理運営、各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催など、スポーツに関する運営全般を東御市体育協会へ委託して、スポーツを振興している実情でございます。

国では、スポーツ庁を設け、東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ振興に取り組もうとしておりますので、市といたしましてもチャレンジデー参加を機に、より積極的にスポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

最後に、スポーツ基本計画策定の考えはあるのかでございますが、体育施設の今後の在り方、スポーツ振興の進め方を検討する中で、基本計画なり振興計画なりは必要であると認識しております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号7番、長越修一議員の郷土の英雄・雷電によるまちおこしをとのご質問につきまして、私の方からお答えいたします。

まず1点目の市をPRするチャンスではないかのご質問であります。大相撲の人气が復活する中、女性人気も高く、連日満員御礼となる等、相撲界は盛り上がりを見せております。東御市は大相撲史上最強力士と言われる雷電為右衛門が生まれ育った地であり、市内には雷電生家、碑等の碑文、史跡や関係資料が残されています。これらの貴重な地域資源を活用した情報発信も引き続き実施してまいります。

地域の皆様におかれましても、雷電に関する地域資源の掘り起こしや保存活動を進めていただく中で、新たなPR方法等、ご提案いただくことを期待するものであります。

次に、2点目の佐倉市、松江市とのかかわりについてお答えします。雷電の妻、おはん、もしくはお八重の出身地でもある千葉県佐倉市につきましては、市民レベルでの交流が現在も行われています。2月の雷電の命日に当たり開催されます雷電祭へ滋野地区の皆さんが参加され、私も可能な限り同行させていただいております。島根県松江市は、雷電がお抱え力士として仕えていた地ではありますが、積極的な交流は現在はないものと理解しております。

雷電を通じた市民レベルでの交流が脈々と続けられていることは、大変有意義なものであり、今後の継続と発展を期待するものでありますが、市として提携していくこと等は十分な経済的結びつ

きや交流の広がり、また行政同市の交流の積み重ね、もしくは将来展望が必要であり、現在は機が熟しているとは考えてはおりません。

3点目の市内にある土俵の活用状況はどうかについてですが、市内には田中、滋野、祢津、和の4小学校、道の駅雷電くるみの里のほかにも、幾つかの神社境内等に土俵があります。各小学校では体育の授業や地区ごとの相撲大会などで活用され、道の駅では子ども相撲大会雷電場所や別府等の子ども相撲大会で活用されています。大石の童女神社、本海野の白鳥神社、海善寺の滋野神社等では子ども相撲大会が毎年開催され、熱戦が繰り広げられております。また東御市民まつりにおいても、田中商店街に臨時の土俵をつくり、多くの子どもによる相撲大会が商工会主催で毎年開催されております。

最後の4点目のご質問であります雷電を顕彰したイベント等につきましては、生誕250年を迎える平成29年に向け、研究しているところでございます。市民まつりの名称につきましては、本年度の滋野地区まちづくり懇談会からも改称のご提案をいただいたところでもあり、こちらにつきましても今後研究していく必要を感じております。このため知名度の高い雷電への認識を深め、東御市の認知度アップにつなげる有効手段等について、幅広く研究する組織を立ち上げた中で進めてまいりたいと考えております。

なお全国規模のちびっこ相撲大会につきましては、現在、主体となる指導者組織等が地元ではなく、取り組むことは困難であると考えますので、ご了承いただきたいと存じます。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） それぞれ質問に丁寧なご答弁をいただきました。

それでは、いただいた答弁に基づきまして、それぞれの項目について一問一答による再質問を行います。より丁寧でわかりやすい答弁をお願いいたします。

まずチャレンジデーに関しまして、市民からの反響、生の声はどうでしたか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） チャレンジデーに対する市民の皆さんの生の声はどうであったか。相当多くの今回反響もございまして、チャレンジデー参加の意義、あるいは成果につきましても様々な感想をいただきました。おおむねこういったことを契機としてスポーツに対する取り組みを進めること、あるいはそれぞれお一人お一人の健康につきまして、この機会に自覚することができたということで、好評であったというふうに思います。先ほど53.9%という参加率でございまして、まだまだ半数の市民の皆さんの参加でございます。全国で参加した市町村の中には九十数%、あるいは高いところは百十数%という参加率のところもございまして、できるだけ多くの皆さんにご参画いただけるよう今後も工夫をしてまいりたいと感じております。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 先ほど全国の参加数をお聞きしましたが、長野県の市町村の参加数、その中で東御市の占める位置はどのようなところか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 全国、あるいは長野県の中での東御市の状況であります。先ほど2015年には全国で130の市町村の参加と申し上げましたが、内訳は69市、48町、13村、北は北海道から沖縄までそれぞれ全国に散在をしております。長野県内におきましては東御市のほかは飯綱町は初参加だったと思います。それから以前から喬木村、南相木村が参加しております。全国平均が52.7%でございまして、東御市は53.9ですので、若干平均より高め、また県内の参加した2つの村については以前からの参加でございますし、人口規模もありまして相当高い率ではありますが、残念ながら敗れているようであります。飯綱町さんは初参加ということで、まだまだこれからかなという率であったようであります。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） このイベントは市民総参加のイベントかと思いますが、市役所の職員の皆様の参加率はどうだったのか。もし参加できない人がいれば、それはどういう理由だったか、お知らせください。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 市役所の参加率と、参加できなかった者の理由ということですので、私の方から述べさせていただきますが、当日出勤した職員についてはほぼ全員が参加したという状況でございます。参加できなかった者の理由といたしましては、当日出張があったり、あるいは休暇、あるいは病院等で変則勤務の職員につきましては、朝8時からの取り組みについては参加できませんでした。ただしこの1日の中で都合のつく時間に自主的に運動に取り組むよう働きかけを行ったところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 今回できましたDVD、これは非常にできもよく、評判がいいと思うんですが、今後これを大いに活用すると思いますが、今後どのように利用するか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 市民の皆さんにチャレンジデーに参加いただくためには、周知方法がまず前提でございまして、今回は身体教育医学研究所の監修によりまして上田ケーブルテレビにお手伝いをいただいて、DVDを作成したところでございます。内容はご承知かと思いますが、AKB48の「フォーチュンクッキー」のようなつくりのDVDでございまして、十数団体に登場いただきまして、大変好評でございました。また一方で、参加できなかった団体から、来年はぜひ入れてほしいというような申し出もございまして、関心の高さがうかがえ、また周知宣伝方法とすれば、あるいは当日の体操をするための手引とすれば、大変有効であったというふうに感じております。

これを1日でお蔵入りさせるのではなくて、日常的に地域で、職場でお使いいただけるということが有効であるというふうに思いますし、来年度に向けましてはそんなに好評であれば1種類とい

わずいろんな団体にご登場いただいて、何種類もということも考えられますので、その辺は手間がかかりますので、しんたいや上田ケーブルさんと協議をしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 非常にうまく利用いただいて、チャレンジデーをしている市町村という形の中でも、できればあまり切羽詰まった感じでなく、年間を通して、いい状況で利用できれば、より啓もう活動になると思いますので、よろしくお願いします。

多分来年以降も取り組むのでありましょうから、この考え、取り組みの向けての市長の抱負をぜひお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） チャレンジデーに関しまして、まず当日の5月27日の朝、市内が燃えているなというふうに感じる事ができました。大変素晴らしいことであるというふうに思っております。また先ほど金メダルだったというふうに申し上げ、報告させていただきましたけれども、50%以上の参加率で金メダルということが決まっております、去年は40%以上ということで銀メダルをいただいてきておりますので、まずこの来年度以降も金メダルをとり続けるということが大切であると同時に、何よりも市民が健康のために15分間体を動かすということは、結構苦痛であり、普段動いていない証拠であるといういい認識の場所になったのではないかなというふうにも考えております。これは私のことかというふうにも思いますけれども、毎日15分以上体を動かすということとこれを契機にさせていただいて、健康長寿で魅力的な東御市であるということのツールとして、また1人1スポーツということへつなげてまいりたいというふうに考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 次にスポーツ振興について再質問いたします。

体育施設の利用に関して、東部中学校にはテニスコートや武道館もございますが、体育館、グラウンドだけでなくこれらの施設の一般開放をすることが可能か、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 学校教育施設の開放につきましては、条例で定めておりまして、体育館、グラウンドのほかは特別教室その他の施設も使えることとなっております。現段階ではグラウンド、体育館が管理上開放できているわけですが、特に東部中学校の場合には、ほかのスポーツ施設もございますので、学校側と協議をしながら、学校の教育活動に支障のない範囲で、あるいは管理上問題がなければ検討できる、また、したいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） さきに議会全員協議会で、今年は市民プールの流水プールとウォータースライダーが急きょ休止するという説明がございました。市民の皆さんへの周知はどのようにするつもりでございますか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 社会体育施設のうち、市民プールでございますが、大変老朽化が進んでおりまして、特に流水プール、スライダーについては、これまでも修繕を重ねながら、やっと営業を続けてきたところでございますけれども、この春になりまして点検のために水を抜いて状態を調べましたところ、応急の修繕では使用に耐えないということが先日明らかになった次第でありまして、議会全員協議会におきましてはその旨ご説明をしたところでございます。

当然市民の皆様方にいち早くご説明をし、またご了解をいただかなければいけませんので、今週になりますが、6月18日の市報「お知らせ版」におきまして、お知らせを申し上げ、本年は市民プールのうちスライダーと流水プール2施設については、休止をさせていただくというふうにお知らせをしたいと思っております。

なお特に市民プールにおきましては、この2つの施設が大変人気でございますので、これらを欠く市民プールの営業に関しましては、入場料無料とし、対応したいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） そういう意味では多くの市民の皆様、特に小さなお子様たちは流水プール等期待している子どもたちもたくさんいますので、よく検討していただきまして、来年以降どうなるのか、ぜひいい方向に行けばありがたいと思っております。

また、スポーツ振興を図る上で、身体教育医学研究所とのかかわりはどのように深めていくのか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 長越修一議員のスポーツ振興について、身体教育医学研究所の立ち位置についてのご質問につきまして、お答えします。

身体教育医学研究所は、子どもから高齢者、そしてスポーツ選手から障がいを持つ人まで、すべての人が生涯にわたって正しく、健やかに体を育むことができる、その手立てを考究するを基本理念に、平成23年3月には公益財団法人化を図っております。

研究所の役割といたしましては、1つとしまして、研究成果を実践に生かし、実践を学術的に検証する、2つとしまして、得られた研究成果を全国に発信するとともに、地域の先進的な取り組みに貢献する、3つとしまして、課題解決的な視点で市の施策に反映し得る提言を行う、4つとしまして、質の高い住民サービスとして地域住民に直接かかわりながら還元、指導をしていくという役割を持って活動しております。

このような研究所の在り方を受けて、市では運動、スポーツをはじめ導入部分として、保育園児や小学生児童への運動指導、健康づくりや介護予防としての運動指導を、またシンクタンク機能を生かして各種健康づくりに関する調査研究を委託しているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） この身体教育医学研究所に関しましては、岡田先生はじめ非常に優秀な

先生方が非常に多方面で活躍いただいたことは、私も知ってはおりますが、より多くの市民に、一人ひとりに理解いただいて、より活用いただきますように期待申し上げます。

次に、高地トレーニング施設の誘致に当たりまして、スポーツ振興を図る市の部門はどのようにかかわっているのか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 市のスポーツ振興につきましては、教育委員会教育部生涯学習課生涯学習スポーツ係で所管をしております、高地トレーニング施設の誘致につきましては、市全体として取り組んでもおりますし、また、その市民会議の事務局を生涯学習スポーツ係で担当させていただきまして、市民総ぐるみで推進を図っているという立ち位置でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） この項目の最後に、やっぱりスポーツ振興を図るにはスポーツ振興計画を早期に策定すべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） スポーツ振興計画について、お答えいたします。

先ほども教育の基本計画を作成して、それに基づいて学校教育等進めてまいりますというふうにお答えしてございます。今後総合教育会議の中でも、大綱に関係づけて、このことは検討されていくものと思います。

それで教育基本計画の中の進行、進める中でも毎年この計画については見直しをするというふうに定めてございます。その中で、スポーツ振興についても計画は概要、載っているわけでありませうけれども、しっかりその中を見直して、今、おっしゃるスポーツの基本計画を作成していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 次に、雷電によるまちおこしに関して再質問いたします。

提案を待つだけでなく、市として積極的な仕掛けが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 議員ご指摘のとおり、雷電生誕250年が間近に迫っているという状況でありますので、市のリーダーシップがないと間に合わないというような局面になってきているかなというふうに考えておりますので、市民の自発的、自立的な活動ということも重要な要素ではありますが、市も責任を持ってリーダーシップをとって、この問題に関して検討、もしくは委員会の設置、そのための市民との協働の協議の場所等をつくり上げていくことが必要かというふうに認識いたしております。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 先ほど市長の答弁の中に、佐倉市とは今のところ市民レベルでいい関係

だということでございますが、松江市とは今のところ深い考えはないという感じでございましたが、ぜひ良好な関係をつくってもらいたいと。今年がいいチャンスかと思って、提案ですが、松江にございます松江城が今年国宝に指定されるそうでございます。何か日本にあるお城はすべて国宝みたいな気がしていましたが、天守閣が国宝に認められているのは姫路城、犬山城、彦根城、そして松本城、今回、5例目が松江城ということで、これは当然松江に関しても大きなイベントをするのか、何らかのことを考えていると思います。そういうときにぜひチャンスですので、東御市ともいい関係ができればチャンスかなと思っておりますので、お願いします。その関係において、必要性があると思いますが、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 雷電がお抱え力士で水軍に所属であったということで、松江城も恐らく、ちょっと記憶があやふやですけれども、過去には国宝であったものが、何らかの理由で国宝から外れていたのが、またその要件を満たしたということで、このたび復活するというふうにお聞きしております。

松平不昧公の非常に加護を受けて、そういう文化のすばらしい地域ではありますけれども、雲南市との交流とか、いろんな意味で東御市はいろんなところと交流をまたさせていただいておまして、その距離的な問題だとか、いろんな意味で交流を続けていくことが両方にとってお互いにメリットがあるというようなことが重要であろうかというふうに思いますので、いろんなところとの交流を松江だけではなくて、市民の皆様からお勧めいただいている例はたくさんあるんですけれども、なかなか東御市の実力ではおこたえすることがかえって相手方にとっても失礼になるようなことも考えられますので、慎重に、また松江における雷電の活動や成果、いろんな遺品等が松江にはあるようでございますので、そのことを市民にお知らせしたりというようなことも、今回の250年祭の中で実現できればと思いますけれども、行政がヘゲモニーをとって行政同士が交流するというのは、ある意味では大変慎重になすべきことではないかというふうに私自身は思っておりまして、今は大田区様との交流が軌道に乗りかけているという状態の中で、そこを中心にしながら広がりがあり、できるところから広げていくという状態でありますので、とりあえずはそういう形での交流ということに関しては、考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 将来的には期待したいと思っています。

済みません、今の件にも絡みますが、東御市には大相撲の東関会がございます。ぜひこういう機会も利用して、人と環境も含め、いろんな意味で交流できればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 雷電の晩年くらした、おはんさんがいた天狗茶屋のありました臼井の地籍の、臼井公民館で数年前に雷電の展示会がなされまして、それに関して大相撲博物館だとか、東御市からも出品し、また、うちの学芸員がそれに協力したということで、佐倉市からもお礼の言葉を

いただいたりしております。

いろんな意味で、雷電の守り刀が隅谷一門という、そういう意味では宮入刀匠の系列の刀であったり、いろんなことがわかってきておりますので、相撲博物館にあります雷電の遺品等に関しても、これはもう東関後援会ははじめ、東関部屋のご協力を得ないと、外に出すということは非常に難しいわけでありますので、東関後援会のご協力をいただきながら、また相談を進めさせていただくという形になろうかというふうに思いますので、よろしくご協力をお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 先ほどもちらっとお話しいただきましたが、市民まつりの名称に関して、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 名前の、市民まつりを雷電まつりとするということに関して、どうだというふうに滋野のまちづくり懇談会でご提案をいただきました。より多くの皆様方のご意見をいただいて、この問題に関しては合併のときの雷電まつりという名前を使うべきでないというご意見もあった中で、新たな祭りということで、いったんは雷電まつりという名前を使わないというふうに決定した経緯がございますので、ただ、東御どすこいSUN SUNにはこだわらないということが、先の市民まつり実行委員会で委員の皆様方の総意として出されておりますので、ある程度白紙の状態で、いろんな皆様方のご意見をお伺いして決定すべきことであるというふうに思っておりますので、この時点で私がぜひとか、やめておいた方がいいとかというような発言に関しては控えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 長越修一君。

○11番（長越修一君） 最後に、今議会の招集あいさつにおいて、市長は先人の汗に報い、次の世代、子や孫たちに堂々と誇れる郷土をつくるため、現実をしっかりと直視し、将来のために先見と先取りの気概を持って、市政運営にまい進してまいることを約束しました。改めてこの言葉の持つ意味合いの深さと重さは、我々議員も共有すべきものであると痛感しております。引き続き市長の力強いリーダーシップのもと、市民が一丸となって誇れるふるさとづくりができますよう期待を込めて、私の質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時01分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

受付番号8 聴覚障がい児に関する助成金について、受付番号9 「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策について、受付番号10 東御市地域防災計画における河川の水害対策について、

受付番号11 高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の取り組みの推進について。16番、依田政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 16番、依田政雄です。午後のトップバッターで務めさせていただきます。

今回は4項目について質問させていただきます。これすべて市民にとっては大切なことでありますので、ひとつよろしく答弁をお願いしたいと思います。

それではまず1項目めでございます。聴覚障がい児に関する助成金について、質問をいたします。

厚生労働省、身体障害児・者等実態調査によりますと、全国の聴覚障がい児は1万8,000人とされています。乳幼児の健康診断における聴力検査で軽度難聴や片耳難聴などの発見が早い段階で見できるようになりましたが、その後の進学についてなど、聴力を補うための支援は十分とは言えません。補聴器の値段は数万円程度で、高額なものになると数十万円にも及びます。また居住地域での学校に難聴児を受け入れる学級がない場合は、受け入れが可能な地域に転居する判断を迫られることもあるわけでございます。

このように難聴児を抱える家庭にとっては、経済的な大きな負担となっており、他の家庭より家計を圧迫しているのが実態でございます。

こうした中、近年地方自治体では障害者手帳の有無にかかわらず、必要な聴覚障がい児には補聴器購入費の補助を受けることができるようになっております。けれど中等度の難聴は、周りから聞こえるように見えますが、気づかれにくいので、音として聞こえていても、言葉として明瞭に聞こえていないため、そのままにしておくと言語の遅れや発音の誤りなど、言語発達に支障を来すと言われております。したがって早期に補聴器を装用することで、言語発達やコミュニケーション能力を高めることができます。難聴児の聴力向上による言語の習得は、平等に学び、生活する権利を手に入れることにつながります。そのためにも補聴器の助成制度は重要な支援策と言えます。また字幕タブレット端末など、授業の理解力をサポートする教材もあわせて積極的に検討すべきであると思うわけでございます。

そこで東御市の難聴児の状況と、難聴児の補聴器の助成制度や授業の支援策の取り組み等について、お伺いをいたします。

続きまして2項目めでございます。「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策について、お伺いをいたします。

過去に北海道で高校生や大学生などを対象にした薬物の使用に関する意識調査が実施されたそうです。その結果、大麻や覚せい剤などの違法薬物を簡単に手に入れる、何とか手に入れると考えるという回答があり、いずれも過半数を占めているなど、極めて深刻な実態が浮き彫りになったと報告されております。最近では、危険ドラッグについて、その使用が原因と見られる交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会的な問題となっております。

危険ドラッグは、人体への悪影響など、その危険性が指摘される、また取り締まりに関する課題

も指摘されております。これは大麻や覚せい剤と違い、店舗やインターネットで既存の薬物より安価で入手することができ、また合法という誤った名で流通していたことから、気軽に青少年が手を出しやすいと想定されます。

そこで販売、流通等に関する実態調査や取り締まり体制の充実など、危険ドラッグの青少年対策について、本市の危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策等についてお伺いをいたします。

次に、3項目でございます。東御市地域防災計画における河川の災害対策について、お伺いをいたします。

東御市地域防災計画の風水害に強い市づくり、風水害対策編の基本方針、これは東御市で出されているものでありますが、総合的風水害対策事業の推進を図り、風水害に強い市づくりを行うとあります。河川の水害対策について伺います。

これは一昨年9月16日、台風による鹿曲川、これは大日向地籍でございますが、台風豪雨による水害が発生をいたしましたわけでございます。この地区の河川の土砂護岸工事、また土砂のすき取り工事等の東御市地域防災計画における河川の水害対策を踏まえての災害防止と安全対策について、お伺いをいたします。

続きまして、第4項目でございます。高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の取り組みについて、お伺いをいたします。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりを上げていくことが極めて私は重要な課題と考えているわけでございます。そのためには住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた、国、自治体の連携による取り組みが求められているところでございます。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいつくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら、進めることが重要であると思うわけでございます。

現在、各自治体で進められているものは、高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるものでございます。介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、また外食の補助、介護施設等でのボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するものであります。そのたまったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減ができるようにしている自治体もございます。

本市においても、この高齢者のボランティアポイント制度の取り組みを推進すべきと思うわけでございますが、その取り組みについて、お伺いをいたします。

以上、4項目の質問といたします。よろしく答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号8、依田政雄議員の聴覚障がい児に関する助成金について

てのご質問につきまして、市長及び教育長にかりお答えいたします。

初めに、東御市の難聴児の状況でございますが、市内の聴覚障がい児で身体障害者手帳所持者は平成27年5月末現在で3名であります。この手帳所持者は障害者総合支援法に基づく補装具事業で、補聴器の購入に係る費用の補助を受けることができるシステムになっております。なお補聴器の種類は、デジタル式骨導型が主流で、1基当たり約17万円の価格であります。個人負担は市民税課税世帯は10%で、非課税世帯の個人負担はございません。

聴覚に障がいがあると思われる乳幼児等の把握につきましては、現在、病院等で行っている新生児聴覚検査や市の4カ月健診において検査を実施し、早期発見に努めております。なお、この検査等で聴力異常が発見された新生児及び乳幼児は、補聴器を早期に使用することにより、聴力やコミュニケーション能力の向上、情緒安定等につながるという効果が実証されております。

長野県では、24年度から手帳の基準に該当するか、判別が難しい乳幼児や手帳の対象とならない軽度、中等度の聴覚障がい児に対して、家族の経済的負担の軽減を図る目的で、補聴器購入についての補助制度を整備しましたが、同年度から東御市でも実施しており、24年度から26年度までの3年間で障がい児4名が対象になっております。なお補聴器の種類は耳かけ型補聴器が主流で、1基当たり約10万円の価格であります。補助率は県、市がそれぞれ3分の1であり、個人負担が3分の1となっております。

今後も難聴児を抱える家庭の負担軽減のために、この補助制度の周知を図ってまいります。

次に、聴覚障がい児に対する授業の支援策の取り組みでございます。現在、市内からろう学校へ通学している児童・生徒はおりませんが、通学した場合に備えてFM型受信機等の補助制度を検討していきたいと考えております。

また、市内の小・中学校の授業における支援策につきましては、小学生2名、中学生1名が支援の対象となっております。FM型受信機等の利用や教室での座席を前にし、児童・生徒の表情や様子を確認し、聞き取れていないようであれば改めて伝えるなどの配慮をしております。学校全体としては、教職員全員が当該児童・生徒に関する情報共有を図り、聞き取りやすい話し方を心がけているところでございます。

続きまして、受付番号11 高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の取り組みの推進についてのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

ご質問のボランティア制度は、介護支援ボランティア制度と呼ばれておりますが、介護支援に関するボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて地方自治体が換金可能なポイントを付与する制度であり、平成19年度に国が介護保険予防事業として位置づけ、地域支援事業交付金の対象事業としたものでございます。国による制度化に伴い、高齢者が介護施設等でのボランティア活動で得たポイントを自らの介護保険料の納付等に充てることができることから、高齢者の介護保険料の負担軽減はもとより、積極的な社会参加や健康増進、生きがいづくりなどにも効果があるとされております。

そうした中で、この制度を実施する市町村が徐々に増えてきており、そのほとんどが社会福祉協議会に事業委託していることから、市におきましても全国で最初にこの制度を導入した東京都稲城市へ昨年11月、市社会福祉協議会とともに視察研修を行うなど、調査研究をしてきております。

現状の東御市においては、介護施設等でのボランティア活動が活発に行われており、自分自身の健康保持と介護予防を図り、社会貢献するという喜びを味わいながら、生き生きと暮らすことができる地域づくりが進められております。こうした活動は、市が取り組んでおります地域包括ケアシステム構築のためには、欠かすことのできないものであり、今後も高齢者のボランティア活動を活発にするために、養成講座などを市社会福祉協議会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

したがいまして介護支援ボランティア制度につきましては、これまでに長野県内で導入した市町村がないという状況の中で、先駆的な導入を図っている自治体の今後の状況を見極めながら、今後も市社会福祉協議会と協議しながら、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号9、依田政雄議員の市の「危険ドラッグ」の根絶に向けた総合的な対策についてのご質問につきまして、市長及び教育長にかわりお答えいたします。

薬物の乱用防止につきましては、以前から国を中心に県、市町村、警察署など関係機関が連携し、多面的かつ総合的な施策を行い、青少年の覚せい剤・大麻事犯が大幅に減少するなど、一定の成果が見られたところでございますが、近年合法ハーブ等と称して販売される薬物、危険ドラッグの乱用者が凶悪犯罪や重大な交通事故を引き起こすなどの事案が多く発生し、大きな社会問題となっております。

このため国では危険ドラッグ乱用の根絶を目指し、第四次薬物乱用防止5カ年戦略を策定するとともに、平成26年4月に薬事法の改正を行い、危険ドラッグに含まれる成分のうち使用した場合に健康被害の発生のおそれのある物質を指定薬物と指定し、輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止とされたところでございます。

これら国の施策と連携し、県下においても62の関係機関・団体による薬物乱用対策推進協議会と、4地区の地区協議会を中心に、危険ドラッグなど薬物乱用根絶に向けた様々な活動を展開しているところでございます。

市においても、東信地区薬物乱用対策推進協議会に加盟し、「もたない、もたせない、近づけない」の薬物乱用防止三ない運動を基本に、啓発活動の推進、麻薬・覚せい剤乱用防止等運動月間の実施、薬物乱用相談窓口の充実など、同推進協議会の活動として積極的に取り組んでおるところでございます。

また、青少年対策として特に小・中学校において、年に1回各学校で薬物乱用防止教室を開催しております。小学校では、5、6学年、中学校では3学年を中心に、学校薬剤師などを講師とした薬物や喫煙が体に与える悪影響を中心に、学習しておるところでございます。

地域においても、危険ドラッグの使用は覚せい剤や大麻などと同じ薬物の乱用と位置づけ、防犯協会の広報誌「上小セフティゾーン」や、地域防犯活動を通じて、その危険性と違法性について訴え、啓発に努めておるところでございます。

現在、長野県下において危険ドラッグの販売店は確認されておりませんが、インターネットなどお話がございましたとおり手軽な入手方法も考えられ、また市内における危険ドラッグの流通や使用実態が把握し切れていないことから、潜在的危険性など十分な警戒が必要であるということは認識しておるところでございます。

このように危険ドラッグの流通や使用実態が把握でき切れていない状況下にあつて、市におきましても今後とも保健衛生、青少年教育、防犯活動を多面的かつ総合的に実施し、危険ドラッグ根絶に向けた対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号10、依田政雄議員の東御市地域防災計画における河川の水害対策についての質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

東御市地域防災計画は、大規模な災害に備え、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、風水害につきましても同様な目的で計画を作成しております。

平成25年9月15日から16日にかけての台風18号による東御市横堰アメダス観測点における総雨量は約90ミリで、鹿曲川上流域においては総雨量約130ミリと記録的な大雨となりました。また、この大雨により長野県では千曲川、佐久市塩名田雨量観測所において、水位が警戒水位を超えるおそれがある洪水警報を平成25年9月16日12時30分に発令し、警戒に当たった経緯があります。

この日、大日向地積の鹿曲川は大雨による増水が午前中より確認されていきました。市民からの情報提供もありましたが、市及び消防団は事前のパトロールを行い、現地に待機し、災害に備え、土のうを積むなどして警戒に当たりました。水位が上昇したため、頭首工を管理するための通路箇所や鹿曲川と舟木沢川との合流箇所の逆流などで道路が冠水するおそれがありましたが、水が護岸を超えるようなこともなく、大きな災害が発生するような状況には至りませんでした。

頭首工管理用通路につきましては、常時は閉鎖するなど、管理について関係者の皆さんと協議が必要だと考えております。

記録的な大雨という原因はありますが、こうした状況は河川管理者である上田建設事務所も把握しておりますので、防災対策につながる堆積した土砂のすき取り等も含めた河川維持管理について、引き続き協議・要望をしてまいります。

また、市といたしましても降水状況や警報発令等の情報収集に努め、災害が発生するおそれがあった場合の避難勧告や避難指示等、市民の皆さんに対する情報提供を的確にし、東御市地域防災計画の目的の通り、市民の生命、身体及び財産を保護してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。これより一問一答で行いますので、よろしく答弁をお願いしたいと思います。また1項目ごとの再質問とさせていただきますので、4項目すべて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず第1点目でございます。聴覚障がい児に関する助成金制度、私、これ冒頭申し上げましたけれども、早期に補聴器を装用することで、言語発達やコミュニケーション能力を高めることができますし、難聴児の聴力向上による言語の習得というのは、平等に学ぶ、生活する権利を手に入れることにつながるわけでございます。私はそのためにも、補聴器の助成制度というのは重要な支援策だと考えるわけでございます。そのことについて、質問をさせていただきました。

答弁におきまして、東御市における難聴児実態について、また難聴児への支援について、また補聴器の助成制度について、市内の小・中学校授業における、また支援策にそれぞれご答弁をいただきました。私は東御市は支援についてはしっかりやっているなというふうに認識を持って、前向きな答弁であるというふうに思うわけでございますけれども、今後やはり実効性のあるものに、その支援が実効性のあるものにしていくためには、もっとやっぱり必要、これでもかこれでもかというふうに支援していくことが大切ではないかなというふうに思うわけでございます。

そこで何点かについて質問をさせていただきますけれども、再質問いたします。授業の理解力をサポートする教材の支援に、NPO法人長野サマライズ・センターでは、学校の先生の声を携帯電話でセンターに送信した内容が、オペレーターによって文字化され、インターネットで児童の手元にあるタブレット端末に表示される仕組みというものの構築をするための支援というんですが、そういう機器も取り組んでありますけれども、その辺のところについて、その支援の内容等、これができるかということでお聞きをしたいと思います。

それから学校での支援として、やはり児童・生徒の検査を行っておりますけれども、早期発見というのはやっぱり大事だなと思うわけでございますが、その辺のところの学校の取り組みについて、早期発見の取り組みについてどのようにやっているかを聞きたいと思います。

また、重複はしますけれども、字幕タブレット端末などの授業の理解力をサポートする教材もあわせて、私は積極的に導入すべきだというふうに考えますが、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから2点目で、まとめてであります。平成24年度から東御市軽度・中等度難聴児童補聴器購入助成事業補助金交付要綱、これがつくったというふうに申し上げて、私もそれを見てみたわけではありますが、この申請書の中にいろいろ申請項目の中であるわけですが、いわゆるこの東御市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度補助金交付要綱にあります、申請ラインがあるんですが、その中に対象とならなかった人がいるかどうか、その辺のところを聞きたいと思います。

それからこの補助要綱を見ますと、様々あるわけですが、他市町村のやっているところがあるわけですが、そここのところも調査して私も調べてみたんですが、他市町村では5年間の耐用年数を設けているところがございますが、東御市の中にはそのことの項目は入っておりませんけれども、そ

の辺のところについての東御市の制度についてお聞きをしたいと思います。耐用年数を持っていないのかどうかということですが、お聞きしたいと思います。

また、この補助要綱を見ますと、他市町村では30デシベル以上70デシベル未満というふうに補聴器の対象になっているところがあるわけなんです、東御市は70デシベル未満の者というふうになっているわけですが、この違いがどこにあるのか、この辺のところについてお聞きをしたいと思います。

以上、再質問といたします。答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 数点ご質問をいただいたようでございます。1点目から3点目、学校における部分につきましては、私からお答えをいたします。

3点いただきましたが、2点目、3点目を先に申し上げたいと思います。早期発見の取り組みでございますけれども、小・中学校におきましては小学校1年生、2年生、3年生、5年生、それから中学校の1年生、2年生、それぞれの学年におきまして聴力検査を行うこととなっております、学校に配備いたしましたオーディオメータによりまして、聴覚に具合がどうかという検査をしております。

そんなような中で、先ほど申し上げましたように3名のお子さんに対しては支援をしていると。それで補聴器以外に学校の先生方が情報を共有するということは、大前提でございますし、それぞれの担任、あるいは教科担任が授業の中において支援を必要とする児童・生徒がいるということを認識しながら、机を前にしたり、聞き取りやすいような授業、話し方をして心を配っているという状況でございます。

3点目のタブレット等を導入することにつきましては、前回も別のご質問でお答えをしたケースがあるのですが、和小学校にLD、学習障がい児のためのくるみ教室を開設しておりまして、昨年度から、これは学習障がいですので、聴覚とは別の話ではございますけれども、上田市のシナノケンシが開発中のソフトウェアの実証実験ということで、試しに用いる、試行中でありまして、2年目になります。一部試行中におきまして、効果があるということが認められたケースもありまして、その児童につきましては今春から中学生となっておりますので、中学にもそのタブレットを導入することで、その子のLD障がいに対応するというような、これは試しですので、本格導入ではございませんけれども、そういった対応をし始めているところでございます。

1点目の聴覚障がい児のための音声文字を文字にしてタブレットに表示して、授業に役立てると。サマライズ・センターというNPO法人がなさっているようでございますけれども、これも確立はまだしていないようでございまして、これからは検討すべき、児童・生徒の状況によりまして有効であれば導入も検討したいとは思いますが、現段階において特定の事業者の仕組みを導入できるかどうかということにつきましては、お答えは今の時点では控えさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 私の方からは、4点目の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業の対象外となった方についてのご質問でございますが、この3年間で申請された方で対象にならなかった方はございませんでした。

次、5点目の補聴器の5年間の耐用年数に関する質問でございます。市では対象者の年齢が18歳までであります。成長過程では体格の変化が大きいことなどから、耐用年数は設けず、その都度対応しております。

6点目の聴力レベルのご質問でございますが、市における両耳の聴力レベルが70デシベル未満の者の規定は、県の準則に基づいたものであり、大半の市町村が採用している基準でございます。この基準は軽度、中度のすべてを網羅する制度となっており、5点目でお答えしました内容と同様に、利用者の利便性がより図れる制度となっております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。本当に再三申し上げますけれども、やはり教育の平等、平等に学び生活する権利というのは、誰にも子どもたちにあるわけでございますので、東御市としては積極的な取り組みをされているということは、ある面では私は評価をいたすところでございますが、これからもそのことにつきましては大事なことで、未来の子どもたちの、東御市をしょって立つ子どもたちのことでありますので、その辺のところについては積極的なこれからも支援を要望し、次の質問をさせていただきます。

次、危険ドラッグの青少年対策について、本市の危険ドラッグの根絶に向けた総合対策について答弁をいただきました。本市の危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策等についても、今後とも健康、保健衛生、青少年の防犯活動を多面的、かつ総合的に実施し、危険ドラッグ根絶に向けた対策を進めてまいりますという力強い答弁をいただいたわけでございますが、これも本当大事なことでありますので、根絶に向けてはすべてやっぱりやっていただきたいと思います。

そこでちょっとお聞きをしたいと思うわけでございますが、東御市における危険ドラッグの摘発事例があったか、それから2点目でございますが、薬物依存症、また、あるいは薬物依存症に対する市の対応と、それから相談窓口についてどのようにしているか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから3点目でございますが、危険ドラッグに向けてさらなる対策についてお伺いしたいと思います。そのことについて3点、質問させていただきます。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 再質問をいただきましたうちの1点目の東御市内における危険ドラッグの摘発事例につきまして、お答えをいたします。

今回の一般質問の通告を受けまして、改めて上田警察署に照会いたしましたところ、東御市における危険ドラッグの摘発事例につきましては、確認された事犯ということで今のところはないということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 2点目の薬物依存症者に対する市の対応と相談窓口のご質問でございます。薬物依存に係る本人やご家族からの相談につきましては、健康保健課保健係が窓口となっております。依存症は心の病でもありますので、まずは保健師が相談者の訴えを聞き、状況を把握します。相談内容や症状によっては保健福祉事務所、もしくは県の精神保健福祉センターへつなげ、医療機関等とも連携しながら、相談者への支援を行っております。

なお市で受けている相談は、アルコールやギャンブル、睡眠剤等の医薬品への依存に関する相談が主でございます。今まで違法性のある薬物に関する相談を受けた例はございません。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 3点目のご質問は、危険ドラッグ根絶に向けたさらなる対策というご質問でございましたが、私の方からは特に青少年についての対策ということで、お答えを申し上げたいと思います。

分野とすれば2つございまして、1つは学校教育、もう一つは青少年教育でございます。学校教育におきましては保健体育の授業の中におきまして、飲酒、喫煙、麻薬、そして危険ドラッグと、それぞれの及ぼす身体への影響、また麻薬、危険ドラッグにつきましては違法性も含めて学習、指導をしているところでございます。

また青少年健全育成におきましては、加害者にも被害者にもならないことということでございまして、とりわけ7月は青少年健全育成の強調月間であるということも含めまして、非行防止のための街頭指導啓発、特に初日は駅前でも青少年に対する街頭指導を行いますので、そういった中でも説明し、啓発普及、被害者にも加害者にもならないということで進めてまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 先ほどお答えをすればよかったのですが、3点目の危険ドラッグ根絶に向けたさらなる対策ということで、主に今、教育次長の方からお答えしたことを中心に進めていきたいというふうに思っておりますけれども、初回のご答弁で申し上げました危険ドラッグにつきましては非常に入手が容易に入手できるというようなこともございます。それから少し答弁のところでお話をしましたように、いつ何どき、この危険ドラッグの使用があったということが、そういう今の時代背景の中で出てくるやもしれませんので、いずれにいたしましても今、そういう危険性が高くないということをもって、対策の方向を緩めるわけにいかないということを十分認識しておりますので、今後も引き続き関係機関と連携をとりながら、危険ドラッグのそれこそ発生の危険性ですね、そういったものが常にあるんだというような前提に立ちまして、対策を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁をいただきました。危険ドラッグにつきまして、これ昨年の9月議会ですか、東御市議会としても意見書を全会一致で国へ送付してあるわけですが、そのときにつ

まして3点を送付したわけでございます。インターネットを含む国内外の販売、流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、それから人員確保を含めた取り締まり体制の充実を図ること、それから2点目でございますが、簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること、3点目は薬物乱用や再使用防止のために危険ドラッグの危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制、治療体制の整備を図ること、この3つにつきまして意見書を全会一致で東御市議会としても採択し、国へ送付したわけでございますが、やはり危険ドラッグというものは、やっぱりしっかりと取り組み、そしてアンテナを高くして、情報等も共有しながら、その根絶に向けていくということが私は大切ではないかと思えます。

今後の取り組みについては、十分取り組んでいきますという力強い答弁でございますので、どうかその辺のところについてはよろしく願いを申し上げたいと思えます。

続きまして、次の再質問に移りたいと思えます。3項目めの質問でございますけれども、河川の災害対策についてであります。ゲリラ豪雨によるゲリラ的な豪雨に、またヒートアイランド現象や、また温暖化の影響も取りざたされますが、今まで考えられなかったような気象の変化に、足元が揺さぶられるような思いがするのは、行政の皆様ばかりではないと思うわけでございます。今後の水害対策というのは、大変難しいと思いますが、その辺のことについてももう一度お聞きをしたいと思えますけれども、先ほど答弁の中で、河川管理について県に協議・要望していくという答弁がありました。このすき取りについて、私は今回、鹿曲川の大日向地籍のすき取りということを申し上げました。現場も調査して、やはりあそこで増えて、ものすごい護岸からあふれる状況のところまで行ったんですけれども、石がたまっているわけですね。そのすき取ることによって、石を防除することによって、流れがスムーズにいくということでもありますので、その辺についても県と協議をしているということでもありますので、その辺のところ、協議内容がどんなふうになっているか、そのことについて1点お聞きをしたいと思えます。

次に、一昨年台風18号のときであります。私も現場へ行って見たんですけれども、舟木沢川と鹿曲川の合流点で、鹿曲川の水位が上がったために、舟木沢川がぶつかって、のみ込まれないで、逆流してしまっ、それがあふれて大きな被害になるところだったんですが、懸命に地元の皆さんが土のうを積んだりして、被害を免れたわけでございますが、今後大雨のときに大きなやっぱこれから被害が予想されるわけですが、その辺のところ、早急に水害対策、東御市地域防災計画の中で示される、そのところも河川対策であるわけですが、早急な対応をすべきと私は考えますが、これについて取り組みを伺いたいと思えます。これが2点目でございます。

それから私、調査をしていったとき、あるときにある地元の区の方がこういうふうにしたことありますが、東御市の河川水域の区で行っている、流域の区であります。68区のうち何区かちょっとあれなんです、いわゆる河川流域の区で行っている区の役員の皆さんですね、河川モニターとして情報等を送っているというお話を聞いたんですが、役割と情報等の提供についてどのよ

うに対応しているか、その3点についてお伺いしたいと思います。よろしく答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 1点目の河川維持管理について、県に協議・要望していくという答弁であったが、その内容はということでございます。

上田建設事務所では、管内河川の危険箇所のパトロールを実施し、点検等を行っています。その中で危険が想定される緊急度の高い箇所について、順次維持管理作業を実施しています。鹿曲川につきましては、パトロール対象の河川として点検を実施していますが、現段階では河積が確保されているため、河積とは川の断面の面積のことを申します。経過観察をしているとのことでもあります。

市といたしましても、すき取り等の維持管理の早期実施について、引き続き強く要望をしてみたいと思います。

2点目、舟木沢の逆流により水があふれるおそれがあったが、今後の対策はどのように考えるかでございます。先ほども述べましたとおり、東御市地域防災計画は市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としております。その観点からも、危険が想定される箇所につきましては、降雨時のパトロール強化を行い、維持管理上必要なものについては地域の皆さんとご相談しながら、整備をしていきたいというふうに考えております。

3点目です。河川モニター制度とはということでございます。河川モニター制度でございますが、上田建設事務所が河川の周辺にお住まいの方をお願いしています河川管理活動の名称でございます。上田建設事務所が管理する1級河川、東御市には12路線ございます。関係する区の41名の方に月に2回程度の河川巡視を行っていただき、その状況を上田建設事務所へ報告をいただいております。巡視は危険を伴わないよう目視で行い、仮に活動中に事故等があった場合は、保険が適用されることとなっております。モニター等の報告を受け、上田建設事務所では河川の流れを阻害するような倒木処理等を実施しており、河川モニターの活動が河川の維持管理の一部を担っていただいているものと感謝しております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁いただいたんですけれども、ちょっと興奮するわけではありませんけれども、私は実は昨日もう一度確認のために現地へ行って調査してまいりました。答弁にありましたように、河積ですね、川の断面積、これは確保されているからといって、今のところ調査、これから進めていきますからという話なんですけれども、私は昨日も行ってきました。河積は確保されているんですよ。要は問題は、そこに河川の中に石がよどんでたまっているわけなんです。たまっているために、ある一定の量になっちゃうと一気にそこが膨れ上がって、もう埋まっていますから。前回の台風の時には、わずかな護岸のところからあふれる状況にきたという、こういうことなんです。だからあくまで私はこれ机上でのことを考えて、河積が確保されていると思うんですが、ぜひ私はそのところは、地方事務所、建設事務所も現場にまず行って、そこを確認していただきたいと、それを強く要望してもらいたい、それはよろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） ただいまの再々質問でございますが、再度確認というお話をいただきました。これにつきまして、おっしゃるとおり建設事務所と再度ちょっと現場を確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 再々質問させていただきましたけれども、本当に、昨日もやっぱり現場へ行ったときには、地元の方々が出ていただきまして、とにかくこの状況というものをまずやっぱり認識を持ってもらうことが大事ではないかということでありましたものですから、申し上げたわけでございます。で、その本当に現場を見ていただいて、やっぱり早急に対策、すき取りのことですけれど、膨大なお金はかかるかもしれませんけれども、その要望、ぜひ強く私は要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、では次の質問に移りたいと思います。高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度の推進についてでございます。

これについては答弁で介護ボランティア制度につきましては、これまでに長野県に導入した市町村がないという状況の中で、先駆的な導入を図っている自治体の今後の状況を見極めながら、今後も市社会福祉協議会と協議しながら、引き続き調査研究をしてまいりたいというふうな答弁でございました。

私は、長野県の1番になると思いますが、導入に当たれば、他市町村の状況というものの、それはあれなんです、見ることもやっぱり大事なんですけれども、やはり東御市としてやっぱりその状況等判断して、先駆的にも取り組んでいくということが、これ大事ではないかなと思うわけでございます。私はもっと積極的に導入を、必要ではないかと、そう考えるわけであります。

それで全国の取り組んでいる自治体の私、調査してみたいんですが、いろいろ自治体で抱えていることがあります、みんなやっぱり努力しているんですね。その人たちを支援をしていくんだという、そういうことで、いろんなアイデアといいますか、その自治体自治体の取り組み方はみんな違うんですが、そのようなことで取り組んでいるということでもありますので、やはり私は積極的な取り組みが必要ではないかと思うわけでございます。

そこで2点について再度お伺いをしたいと思います、先ほど稲城市へ昨年11月ですね、社会福祉協議会とともに視察研修を行うなどして、調査研究をしてきておりますという答弁だったんですが、視察を行ってどういう感想を持ったか、東御市においてこれが実現できるのかどうか、その辺のところはどのような感想というのですか、思い、視察をした状況、また皆さん社会福祉協議会の皆さんも視察をしているわけですが、皆さんどういった意見を持っていたか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それから2点目でございますが、現在、高齢者の介護支援ボランティアのポイント制度を推進している自治体の例を見ると、いろいろ財源、いろいろ例を見たわけではありますが、その財源を、財

源がないということもあるかもしれませんが、財源として自治体の裁量によって、地域支援事業交付金を使って、それに充てているという自治体があるわけなんです。私は確かに予算的な面もあるかもしれませんが、この交付金を使って私は積極的に取り組みを考えていくということも、私は必要ではないかなと思いますので、その地域支援事業交付金を使って積極的に取り組むことはできないのか、その辺の2点についてご質問をさせていただきますが、よろしくお願い答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 1点目の稲城市への視察研修の感想ということでございます。稲城市へは市職員、市社会福祉協議会職員、6名にて視察研修を行いました。稲城市の介護支援ボランティア制度、第6期介護保険事業計画における総合事業の取り組み、地域包括ケアシステムの構築等について、説明を受けましたが、介護支援ボランティア制度につきましては参加した職員からは、高齢者の社会参加を促し、高齢者自身の介護予防につながる、ボランティア活動に参加する人材発掘のきっかけになる、高齢者のやりがい・生きがいがづくりにつながり、元気な高齢者が増えるなどの感想がございました。

市におきましては、現在、ボランティアを養成し、ボランティアの皆様には介護予防事業のほか、各方面で活動をいただいております。地域での支え合いを支援することや、困りごとを住民主体で解決できるようにする地域力を今後もサポートをしていくことが必要であると考えております。

2点目の地域支援事業交付金を活用して介護支援ボランティア制度に取り組んだらどうかということでございます。介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業実施要綱により、事業が定められており、事業費は介護給付費見込額の3%以内と定められております。

事業の構成は、介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業となっております。介護支援ボランティア活動は介護予防事業の中の社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動、任意事業の中の高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に当てはまるものと考えられます。

現在、市におきましては、介護予防事業としまして幅広い高齢者を対象とした運動教室を地域に出向いて開催し、あわせて教室運営のできるボランティアを育成しております。

また包括的支援事業としましては、地域包括ケアシステムの構築に向けた評価・分析事業や、研修、会議の開催など、様々な事業に取り組んでおります。仮に介護支援ボランティア制度に取り組むとなりますと、実施しているこれらの事業の縮小等を検討しなければならないということでございまして、これまで同制度の導入には至っておりませんが、今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁をいただきました。私は前向きな、しっかりとして取り組

んでいくという姿勢を感じました。これ、別に、そういうふう言うわけではありませんけれども、私、今回4項目の質問をさせていただいて、冒頭も申し上げましたけれども、4項目すべて市民、どうやっぱり東御市にいてよかったという、そういう安心・安全、そしてすべてにわたって東御市に住んでよかったと、そういう安心を与えるというのは、まさに行政側の責任であると思うわけでございます。そのことについても質問させていただいたわけですが、市長、今回市長の招集あいさつの中でも、近年はいわゆるゲリラ豪雨による土砂災害なども頻繁に発生し、自然の猛威の前に人は無力であり、防災・減災に向け自治体の果たす役割の大きさを改めて知らされた思いがありますと、このように述べて、市長の招集あいさつ、私はまさにそのことであるかと思うわけでございます。

最後に、また私は先人の汗に報い、次の世代、子や孫たちに堂々と誇れる郷土をつくるため、現実をしっかりと直視し、将来のために先見と先取りの気概を持って、市政運営にまい進してまいることを改めてここに誓い申し上げますと、こういうふうに招集あいさつで言っているわけですね。私、4項の質問をしました。それを踏まえて、市長、まだ6分時間がありますので、思いのままを、ここで思いを、市民に対する思いを、取り組みを力強く述べていただき、そのことについて質問をさせていただきます。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 6分の時間をいただきまして、感謝申し上げたいというふうに思います。

災害に強い地域づくりということは、地域にとって最大の課題であります。幸いにして、極めて強固な岩盤の上に、今、近隣の地震等に関して、震度が発表されるよりも小さい数値が東御市では発表されることがほとんどでございます。

そういう中で、この地域にとって最も心配される水害、集中豪雨に対する対策ということが極めて重要な課題になっています。

また、干ばつ等でも指摘されておりますけれども、先人たちが培ってきた自己管理、水路の管理であるとか、水をしっかりと回していくとか、土手の草を刈った場合はちゃんと水路のごみを取る、刈った草が水路に入ると豪雨のときに水があふれるというようなことがないように、人災プラス天災ということが極めて大きな課題になっているように考えております。

今回の鹿曲川のご指摘の地点に関しましても、閉じるべき水路がしっかりと管理されていれば、今回の130ミリ程度のことには耐え得るというふうな専門家の指摘もあるわけでありまして、まず管理ということに関して、しっかりといろんなところで地域全体で、行政のやれることというのは限界がございますので、そういう災害に強い地域という形の中で、地域全体でやるべきことをしっかりとやり、学んでいくということが極めて重要であるだろうというふうに思っております。

よく言わせていただきますけれども、888年の大水害、1742年の戌の満水、千年に一度の災害がよく指摘されるわけでありまして、やはり30年、50年の災害に備える能力がまず大切であるという、そういう議論をしっかりとやらせていただいて、そしてより安全で安心な地域と景観を

守っていく必要があるというふうに思っています。

いずれにいたしましても行政の限られた予算、限られた能力の中で、市民のお力をおかりしながら、そして神城断層大地震のときの教訓という形の中で、地域で助け合う、今、ご指摘いただいた高齢者のボランティア活動に対する点数制度も1つのすばらしい制度ではあるかというふうに思うわけでありますけれども、東御市全体で小学校単位でどのような助け合いが展開できるかということに関して、地域の皆様方と真剣に行政も交えてお話をさせていただいて、この地域が地域の皆様方のお力と行政の力、そしてそれが他に類を見ないすばらしいシステムとして構築できるように、市長として一生懸命努めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくご指導、ご指摘いただきますようお願いしまして、発言にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○16番（依田政雄君） では、終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号12 ゆうふる t a n a k a の温泉プール問題をめぐる市側の対応について、受付番号13 東御市をまるごと売り込むというシティプロモーションをどう進めるのか、受付番号14 東御市の魅力をもっとアピールするための取り組みをどうするのか。7番、若林幹雄君。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 皆様、こんにちは。議席番号7番、太陽と風の会の若林幹雄でございます。一般質問1日目のトリでございます。先ほどは依田議員の熱い議論に耳を傾けておりました。私からは今回、幾つかの点について質問したいと思っています。

ちょうど今はブドウ農家におかれましては、房切りが終わって、第1回目のジベレリン処理の仕事が終わったところではないでしょうか。ちょっとほっとしている時期かなというふうに思っています。しかしほっとするのもつかの間、すぐまた仕事は山積みでございます。皆さん、体をいたわってお仕事されますよう祈念しております。

今年はお聞きますとエルニーニョの影響があるということで、梅雨明けが遅れそうでございます。長雨による日照不足等、農作物への影響が心配されるところであります。考えてみますと昨年度は大雪、それから何度にもわたる降ひょうの被害がありました。一昨年は遅霜と干ばつでございました。毎年毎年何かしら起こってくるものでございます。何よりもこれから秋の実りが豊かでありますことを祈念いたしまして、一般質問に入らせていただきます。

私の今回の質問は3つでございます。すなわち第1に、ゆうふる t a n a k a の温泉プール問題をめぐる市側の対応についてでございます。第2に、東御市をまるごと売り込むというシティプロモーションをどのように進めるかという点についてでございます。第3に、東御市の魅力をもっとアピールするための取り組みをどうするのかということについてでございます。

それでは順次質問させていただきます。まず最初の質問でありますゆうふる t a n a k a の温泉プール問題をめぐる市側の対応についてです。この問題につきましては、昨年の12月議会、そして

この3月議会において大きな問題となったことは記憶に新しいところであります。

そこで3点についてお尋ねいたします。第1に、ゆうふる t a n a k a の温泉プールをめぐるこの間の取り組みの経過についてお尋ねいたします。

第2に、この間、市側の方針は二転三転しました。当初の方針は、温泉プールを廃止し、健康施設にするというものでございました。それが12月の市民説明会の場で、利用料金の引き上げを条件に当面存続ということになりました。更に3月議会で利用料金の引き上げ幅が大きすぎるとして、産業建設委員会で異例の附帯決議が付与され、その結果、新たに温泉プールの割引利用券制度が制定されることになりました。

そこでお尋ねいたします。このようになった原因はどこにあるとお考えでしょうか。

第3につきまして、今回の決定でゆうふる t a n a k a の温泉プールは当面存続とされることになりました。今後の温泉プールの在り方について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

第2点目の問題でございます。東御市をまるごと売り込むというシティプロモーションをどのように進めるのかという点でございます。

東御市の人口は、この4月1日現在の毎月度調査で3万人を割り込み、人口減に対する対策が求められています。そこでまちを売り込むというシティプロモーションが注目されています。具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

1つ目としましては、シティプロモーションの具体的な内容と、注目されるに至った背景についてお尋ねいたします。

第2に、当市におけるシティプロモーションをどのように展開されるのか、具体的な対策についてお尋ねいたします。

第3に、この間、市は移住者対策の一環といたしまして、こうした事業を効果的に進めるため、この間、移住してこられた皆さんを中心に、I J U懇談会を開催されました。I J Uというのは、Iターン、JがJターン、UがUターンということですね。Iターンというのは東京から移住されてこられると。Jターンというのは別にふるさとがあつて、1回東京なり都会へ出られて、ふるさとに帰られないで途中で移住されてこられるという方々ですね。UターンはまさにUターンということですね。

こういった懇談会、非常に有意義だったと思っていますけれども、どのようなご意見が出たのか、お伺いいたします。

それから3点目でございます。東御市の魅力をもっとアピールするための取り組みをどうするのかについて、お尋ねいたします。

これについては、午前中に同僚議員が質問されました。質問がかぶる点がありますが、よろしくご回答をお願いしたいと思います。

さて、先ほど市長もおっしゃっていましたが、5月の滋野地区におけるまちづくり懇談会

で、現在の市民まつりを雷電まつりにしたらどうかというご提案がありました。東御市を市内外の多くの皆さんに知っていただくためには、何よりも市の魅力をインパクトのある形でアピールすることが大切だと思っています。それには郷土の英雄であります雷電為右衛門が一番ふさわしいのではないかと考えています。

旧東部町時代は、雷電まつりとして住民に親しまれてきましたけれども、平成16年の合併の際、市民まつりという名称に改められたと聞いております。再来年は雷電生誕250年になります。これを機会に雷電まつりを実現したらどうでしょうか。

さて、雷電の地元の地区であります大石では、雷電を顕彰する会の皆さんや道の駅雷電くるみの里の関係者の皆さんが十数年前から、雷電のご家族のお墓があります千葉県佐倉市で行われる墓前祭に参加して、市民レベルの交流を続けてこられました。私も数年前から欠かさず参加させていただいております。市長も一緒にその場で参加されています。今年の2月11日の雷電の命日のときには、地元の佐倉市の市長さんも初めておいでになられて、墓前祭に参加されて、交流いたしました。

こうした活動を続けてこられたことを踏まえた上で、以下の3点についてお尋ねしたいと思います。

第1点目でございます。市長は毎年千葉県佐倉市での雷電の墓前祭に参加されています。どのような思いで参加されておられますでしょうか、お尋ねいたします。

2点目、佐倉の皆様とは長年市民レベルの交流が行われてきました。昨年はゴールデンウィークに佐倉から来ていただいて、佐倉太鼓の方々と交流いたしました。こうした活動を更に発展させたいかがでしょうか。

3点目でございます。午前中同僚議員も質問しておりましたけれども、市民まつりの名称から、この250周年を記念いたしまして、雷電まつりの名称変更について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上が最初の質問でございます。よろしくご回答願います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号12、若林幹雄議員のゆうふる t a n a k a 温泉プールの対応についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、温泉プールをめぐるこの間の取り組みであります。東御市温泉複合施設ゆうふる t a n a k a につきましては、開館して15年が経過する中、経営コンサルタントや市議会からの経営の健全化を求める声を踏まえ、庁内で組織したゆうふる t a n a k a 再構築検討会議により、今後の施設運営の在り方の検討を進めてまいりました。

この検討会議では、平成26年3月から半年間にわたって5回の協議を行い、8月には今後の施設コンセプトを日帰り温泉及び市民の健康づくりと介護予防の温泉健康複合施設と定め、スポーツゾーンのプールをスタジオに変更する整備方針を取りまとめたところでございます。

これらの整備方針に基づく市民意見の聴取として、9月にはまちづくり審議会から、10月には田

中区・常田区三役から御意見をいただき、11月には市議会全員協議会において整備方針に基づく改修計画をご説明させていただきました。

その後、12月に開催したゆうふる t a n a k a 利用者説明会において、整備方針を示したところ、参加者の皆さんがプール存続を希望されたこと、またプール存続について一定程度の利用者負担はやむを得ないという意見もあったことから、これらを十分に考慮して、当面はプールを存続する方向で利用料金の見直しを決定し、この3月定例会において条例改正をお認めいただいたところです。

次に、市の対応が変わってきた原因はどこにあるかでございますが、当初の整備方針であるプールの廃止を当面存続と方向転換するに至った要因は、利用者の皆さんにゆうふる t a n a k a の経営状況をご理解いただいた点でございます。このことは昨年12月18日に開催しました利用者説明会において、利用者の皆さんにゆうふる t a n a k a が他の施設にない特別な優遇性を有する施設であること、他の施設との利用者負担の均衡を図るために2階の温泉エリアと3階のジムスタジオ及びプールエリアとを明確に分け、それぞれの施設利用に応じた負担をしていただくことの必要性、また他の施設に比較し過剰な赤字を出している状況について、説明させていただきました。

結果として、ゆうふる t a n a k a の経営実態についておおむねご理解いただけたと受けとめていますが、利用料金を値上げしてもプールの存続を希望する利用者の声を十分に考慮して、今回利用料金の見直しをさせていただいたものであります。

したがって温泉を利用した健康増進と、施設維持のための経営改善の方針を変更したものではありません。

次に、今後の在り方について、どう考えるかでございますが、プールを存続していくことに関しましては、料金改定が行われる7月以降の利用者の動向を注視しながら、経営状況、施設の老朽化、利用対象、財政負担等を踏まえて改めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号13、若林幹雄議員の東御市をまるごと売り込むというシティプロモーションをどう進めるのかとのご質問につきまして、市長にかわりお答え申し上げます。

1点目のシティプロモーションの具体的内容と注目されるに至った背景と、2点目のどのように展開されるのか、具体的対策につきまして、あわせてお答えをいたします。

シティプロモーションは地域の活性化のために、まちの魅力を磨き上げ、まちが持つ様々な地域資源を外に向けてアピールすることなどで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込むことをいいます。

国が打ち出した地方創生におきまして、地方への新しい人の流れをつくるという基本目標が示されたことや、ふるさと納税による自治体間競争の進む中で、このシティプロモーションがにわかに注目され始めております。

当市におきましては、第2次総合計画を策定する段階で総合計画策定市民会議から、市の魅力を内外に発信して東御市を全国に売り込むことをご提案いただきました。更にまちづくり審議会から

は、東御市の魅力をいかに発信し、人口の流出を食い止め、流入を促すかという課題に果敢に挑戦されたいとの答申をいただいたことから、検討を進めておりました。

シティプロモーションの具体的対策につきましては、移住相談窓口を企画財政課に設け、移住者アンケートやI J U懇談会を実施してまいりました。I J U懇談会とは、先ほど議員がおっしゃったとおりIターン、Jターン、Uターンなどの移住をされた皆さんによる懇談会でございます。また、今年度からはSNSを活用し、市のイベント情報や旬の情報を発信しているところでございます。

今後は現在、策定を進めております。総合戦略において東御市の知名度を向上させるべく、さらなる取り組みを検討してまいります。

3点目のI J U懇談会開催の目的と成果につきましてのご質問にお答えいたします。この懇談会は有効な移住定住促進策を検討するに当たりまして、近年東御市へ移住された方からご意見をいただく場として昨年度3回開催したものでございます。参加された方からは、移住希望者などへの情報発信と、移住した後のケアが必要である等のご意見が寄せられましたので、現在、策定中の総合戦略にも反映させてまいりたいと考えております。

なお、この懇談会を機に、移住希望者を支援する団体が複数発足しました。また市では移住希望者への相談支援業務にお手伝いいただきます定住アドバイザー制度を創設いたしまして、募集をしたところ、この懇談会に参加された方々からの応募もいただいたところであります。このように市民と行政との協働により、移住定住促進の取り組みが始まったことが成果であると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号14、若林幹雄議員の東御市の魅力をもっとアピールするための取り組みをどうするかのご質問につきまして、私の方からお答えいたします。

1点目と2点目の千葉県佐倉市での雷電墓前祭への参加及び市民レベルでの交流につきまして、お答えいたします。

例年2月、雷電の命日に当たり開催されます佐倉・雷電顕彰会による雷電祭へ、滋野の皆さんとともに私も可能な限り参加させていただき、佐倉市の皆さんと交流を深めさせていただいているところであります。

法要はもちろんのこと、相撲甚句や太鼓の奉納等の開催により、佐倉市民による雷電愛を深く感じさせるものであります。佐倉市は雷電の妻、おはんさんの出身地であり、雷電のお墓もあるところであります。旧東部町時代には、商工会を通じた交流もあり、滋野大石の石材を佐倉市の公園整備事業に活用いただいた経緯もございます。その当時の思いもあり、現在もなお参加させていただいているところでございます。

雷電を通じたこのような市民レベルでの交流が脈々と続けられていることは、大変すばらしいものであり、今後の継続と発展を私も望んでいる次第であります。

3点目の市民まつりの名称変更につきましては、議員もご指摘のとおり滋野地区のまちづくり懇

談会の中からもご提案をいただいたところであります。市民まつりの名称を東御どすこいSUN SUNとした経緯を踏まえながらも、2年後に雷電誕生250周年を迎えることもありますので、改めて改称についても研究していく必要があると認識しております。

なお今年の市民まつり実行委員会におきましては、どすこいSUN SUNの名称にはこだわらないという見解が出席者全員で確認されております。

いずれにしても全国的に有名である雷電を東御市を多くの方に知っていただくことにつなげていくため、有効な方法等を幅広く研究する組織を立ち上げた中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは最初の質問について、それぞれご回答をいただきました。それではこれからは一問一答で再質問等を行わせていただきます。

まず最初は、ゆうふる t a n a k a の温泉プール問題をめぐる市側の対応についてでございます。先ほどの市側からの回答は、9月に庁内といいますか、市の職員の中で組織検討委員会を行ったという話がございました。そういう過程で進めてこられたということなんですけれども、私はやっぱりこの間の市側の対応には幾つか問題があったのではないのかなというふうに感じています。一つ一つ丁寧にやっていただくということについては、よかった面もありますけれども、幾つかあったのかなと思っています。改めて先ほど部長の方からこの間の経緯について説明がありましたけれども、もうちょっと私の方からこの間の動きをまとめてみたいと思います。

5つぐらい項目があるかと思いますが、最初に9月の段階で市はゆうふる t a n a k a の温泉プールを廃止して、健康福祉施設へ転換するということを決定されましたですね。2点目としまして、12月に入ってですけれども、その事実を知った温泉プールの利用者の皆さんは、12月に署名活動に入りまして、1,300名の署名を添えて温泉プール存続の陳情を行いました。これは12月議会にかかりまして、産業建設委員会では継続審議ということになっています。3つ目としましては、その12月議会終了後でしたか、市は12月18日に市民説明会を開催しまして、市民ニーズの把握に努めて、利用料金の見直しを条件に当面の存続を決定したということでございます。やっぱり市民説明会が1つのきつと転換の大きなエポックメイキングだったのかなと思っています。市民の声に耳を傾けるという形で、市民説明会をされたことに対しては評価したいと思っています。

4番目としましては、その中で3月議会において市は月間利用券、利用料を4,000円から7,500円に引き上げるという料金を提案しました。これに対してはプールの利用の皆さんから大幅な引き上げだということで、これでは利用できないという声が上がってまいりました。約1.8、1.9倍ぐらいになりますね、倍ぐらいの値上げでございました。

最後に5番目としまして、この問題が産業建設委員会で、この問題が、この利用料金の値上げという問題が産業建設委員会に諮られました。これにはこれまでにない39名という市民の皆さんが狭い委員会室に傍聴に詰めかけられました。改めてこの問題に対する関心の高さということを感じた

ところでございます。委員会では、利用料金そのものの引き上げは承認しましたがけれども、異例の附帯意見がつけました。料金の値上げで利用者が減少しないよう、それから利用者の意向に配慮することという附帯決議を上げました。その結果、市側でもそれを受け入れていただいて、市側といえますか、これは振興公社ですね、温泉プールの割引利用券というのが新たに制定されることになりました。

こうした説明、ずっと見てまいりますと、結果的には市民の要望というのが実現することになりましたけれども、幾つかの問題が出てきたのかなと思っています。私が思っている問題は、1つは温泉プールを廃止するというふうに掲げた結論なんですけれども、これは庁内での検討会議の過程なんでしょうけれども、利用実態が十分把握できない中で行ったのではないのかなと思っています。これもこれまでの一般質問等の中で見ますと、プールの利用者はプールのプログラムに参加している数でしか把握していなくて、個人利用をしている方が意外に多かったということが明らかになりました。施策を決定するための基礎調査というのが、十分ではなかったのではないかなと思っています。

それから2つ目は、月間利用券の新価格設定の問題でございます。これまでの倍近い7,500円に設定したということでございまして、先ほど言いましたけれども従来の4,000円と比べて1.9倍にもなります。産業建設委員会の中でも2倍近い引き上げはいかなものかという意見なんかも出されました。ということで結果的に附帯意見がつけまして、プールの割引利用券が新設されることになりました。

利用料金の問題については、市民グループの皆さんによれば自分たちでアンケート調査をやっておられましたですね。市長や担当者の方々にもその結果をお伝えしたという話でございました。やはり市としては、こういったせっかく市民がアンケート調査をやってくれたわけですから、それも含めて、踏まえて検討すべきではなかったのかなというふうに私は思っています。

それから3つ目には、これも大きな問題だったと思うんですけれども、今回はゆうふる t a n a k a の温泉利用券の問題となったわけなんですけれども、やはりこれからの温泉施設そのものの在り方についても、もっと議論すべきだったのではないのかなというふうに感じています。本来であれば温泉施設の今後の在り方も議論されて、その中で温泉プールの利用方法が検討されるべきではなかったのかなというふうに思っています。しかしそれには現在の温泉施設の実態の情報開示が必要でした。しかし情報開示がされたのは、先ほどの説明にもありましたけれども、12月18日の市民説明会で財政問題についての情報が開示されました。その中で市民の方々の中から、あ、そんなに大変ならば多少値段、引き上げもやむを得ないねというような意見になったと思うんですね。ですからもっとそういう市側の情報を市民に広く出して、一緒に考えるという、こういう姿勢がもっともっと必要だったのかなと思っています。

市長は、今議会の招集あいさつの中で、市民目線、あるいは説明責任が必要だとおっしゃっていました。今回の温泉プールをめぐる市側の対応の中で、やはりこういった市民目線や説明責任をも

う少し発揮されればよかったのではないかなと思っています。そうした意味で、いい点もあったんですけれども、やっぱりいろんな問題も残したということで、これまでの経過について市長はどのようにお考えになるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員のご質問にお答えいたします。

まず1つは、東御市が平成16年の4月に合併して、1市2制度という形のをどう解決していくかということが大きな課題になりました。1市2制度どころか、4つの温泉を東御市は抱えることになり、それがお互いにいい関係を保ちつつも、過重の負担になりかねないというおそれがございました。このことに関して、やはり市民の健康に役立つ施設として4つの温泉をそれなりに平等に使っていただくという方針が確認されて、出発していきました。

そういう中ではありますけれども、当然ゆうふる t a n a k a も含めまして温泉の老朽化ということが課題になっておりまして、1つは延命策を講ずる。延命策を講じながら、なおかつ経営的な持続性を1つの課題にしているという2つの課題に相對することになっております。一步一步進めてまいりの中で、ゆうふる t a n a k a に関しましては他の3つの温泉施設と決定的に違う点が1つございます。それはいまだに借入金の返済プロセスにあるという形、それから15年前に建設して一度も黒字化していないという特徴がございます。出発点からして営業施設としての不備があった。しかも1市2制度という中で、プールという点に関しては北御牧にも極めて頑張っているプールがあるわけでありまして、それに対する影響ということに関して、やはり1つにすべきであるという基本的な考え方ということは存在しているわけであります。

なおかつ2階と3階が使い方が極めて混在しているという状態の中で、まず2階と3階の使い方をはっきりさせていくと。なおかつより市がやることでありますから、多くの皆さん方の多くの健康に資するという形の方向性を3階部分では志向すべきであるという方針が確認されておりますので、いずれにしても老朽化が始まっておりますので、今後その方向性でいつやるかということに関しては、利用者の意見等に関しても、また経営状況の状況等に関しても、配慮させていただきながら、市民のご理解を得るための努力を今後も続けていながら、その方向性の中で一定程度のご理解を賜って、健康増進施設として3階部分に関しては位置づけていきたいというふうに考えておりますので、その方向のプロセスの中で市民のご理解を総論賛成各論反対という状態はいろんな事業の中であるわけでありまして、そういう形の中で進めてきておりますので、市の方針が間違っていたんではないとか、いろいろ市民の声に耳を傾け、議会の附帯意見がついたこのことをどう思うかというようなことには当たらないというふうに思っております、いついかなるときも市民の言うことはお聞きし、最終判断をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 市長から丁寧な回答をいただきました。私はこれまで市営温泉施設の在り

方については、何度も一般質問で取り上げてまいりました。年間利用券の廃止だとか、振興公社の経営刷新ということを訴えてまいりました。更に昨年の9月議会における決算認定にかかわる産業建設常任委員会の附帯意見でも、これが取り上げられまして、各施設の特性を生かした経営刷新に取り組まれないというふうに指摘しています。そういう点では、私も今回、市が具体的に温泉経営の刷新のためにゆうふる t a n a k a の温泉プールの廃止問題や、あるいは利用料金の引き上げに取り組んだということについては、評価しています。

しかしそれがやはり市民の納得と合意という点もやっぱり必要な点なのだろうと思っていますね。今回、市側から市民に対してゆうふる t a n a k a の経営実態が知らされたのは12月18日の市民説明会のときが中心だったと思うんですね。やはり今後やっていく中で、温泉施設の経営実態がこうなんだということを市民の方々に説明するなり、あるいはそういう中でどうしていったらいいのかということを市民を交えて、方向性を決めていくということが必要ではないかなという気がしています。

今後の中で、こういった温泉施設の経営、これもこの一般質問等の中でいろんな形でやってきていますので、徐々に市民の方々には知れ渡ったと思いますけれども、温泉施設の経営状態を明らかにして、あわせて振興公社自身も経営刷新して、売上増の取り組みを決意を固めるという、そうした中で温泉施設の全般的なサービスの見直しに取り組むべきではないかなというふうに思っています。そのために先ほどは庁内会議という話がありましたけれども、やはり市民も巻き込んで市内温泉施設の経営刷新とサービスの見直しを検討するプロジェクトチームを組織しまして、検討段階から情報を公開して進められたらいいかなと思います。

1期目の花岡市政のときには、市庁舎建設について市民参加の検討委員会を立ち上げられました。そして毎月のように情報公開して、細かいところまで情報を一緒に考えていくということでされて、市民の方々も納得を得てきたという、そういった経験を市長はお持ちだと思います。こういった取り組みがやはりこれから必要ではないのかなというふうに考えています。これについて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つなんですけれども、温泉プールの廃止問題について、市民が知ったのはゆうふる t a n a k a の店頭に小さな紙で廃止しますという紙が、掲示がぼつと張り出されたというんですね。それが初めてだったというふうに聞きました。それはまずかったという話もお聞きしたんですけれども、同じようなことがこの4月にも繰り返されております。4月から御牧乃湯の利用時間がこれまでの夜10時から9時に前倒しになっています。その告知もごく小さな張り紙でなされたということだったと聞いています。

また同じようなことが繰り返されたのかなというふうに感じたんですけれども、何人もの市民の皆さんから一体どうなっているんだというようなお電話をいただきました。営業時間の変更ということは、振興公社の経営判断に属することですので、私から論評は差し控えさせていただきますけれども、それでも一片の張り紙だけでことを済ますというのではなくて、声かけをするだとか、あ

るいはもう9時にしまってしまうのなら、もう温泉に入れないという方に対しては、ゆうふる t a n a k a が10時まであいているようだとかというような、そういったお客さんへ他施設の紹介だとか、誘導ということを図るような丁寧な取り組みが必要だったのではないのかなと思っているんですね。

そういう中で今回の中でもやっぱり温泉施設自身も市民に対するおもてなしの精神というのが、どこか欠けているのではないのかなという気もちょっとしているわけなんです。その2点について、プロジェクトチームの組織化という点についてと、それから温泉施設の丁寧な市民本位の取り組みについての意見について、ご意見を聞かせていただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員のご質問にお答えいたします。

まず、この問題に関しましては、ご存じのようにコンサルタントの、まず4つというのが経営は存立するということの可能性が極めて難しいという大前提の中で、この4つをいかに維持させていただくかという課題でございますので、これは極めて政治的判断になってくる可能性が高いというふうに考えております。利害関係者のご意見に関しては、ある程度は予測がついてしまうということでもありますけれども、これは営業という形の中で、利益を追求するという活動に限定させていただくならば、極めて簡単に結論を出すことが民間ではできるわけでもありますけれども、その営業活動そのものが行政サービスとして市民の皆さんを勘違いさせてきた、そういう行政があるということに関して、私どもも反省しなければいけないというふうに考えておりますし、議員のご質疑の中にも経営的観点からのお話ではなくて、行政サービスとしてそれをやっているのではないかというふうに議論が進められかねないような点がございまして、極めて市民の意見ということが相反するような形の意見の聴取ができてしまうということでございますので、一定程度専門性の高いところで議論させていただいて、議会のご判断をいただくことの方がなじみよい案件ではなからうかなというふうには考えております。

なお振興公社の体質が小さな張り紙1枚でことを済ませてしまうというような形が、利用者に対してあるのではないかというご指摘に関しては、ご指摘としていただいて、振興公社ともそのようなことが今後ないように、ちゃんと利用者とお話し合いができる環境を市としても持っていきたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 市長から経営的な判断、あるいは行政サービスとして温泉施設を見ているのではないかというお話もありましたけれども、私はそんなふうには考えていないんですけれども、いずれにしても今回12月議会でコンサルの資料というのも、議員全員が目にしたのは昨年12月議会が初めてだったんですね。議員自身もそういった経営実態について十分知らせていないという面もありまして、そういう点では今後の中で大いに検討していかなければならないのかなというふうに思っています。

市長の方から色よいご返事をいただけませんでしたけれども、やはり今後の温泉施設の問題については、今後の市民の理解を得ながらやっていただきたいと思いますし、その場合には必要な情報を積極的に開示するというのをぜひお願いしたいと思っています。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員が今、コンサルの結論を議会に示したのが、去年の12月議会が初めてだというふうにご指摘いただいたわけでありますけれども、コンサルから提案のあった事態に関しまして、全協で説明しておるはずでございまして、これは私が就任する前の話でございまして、担当に確認したところ、そういうふうに申しておりますので、間違いなかろうかというふうに思いますので、初めてコンサルの提示を8年たって提示したわけではないということに関して申させていただきますと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） いや、市長、私、それは聞いていなかったというのではなくて、コンサルの資料をすべて公表してもらったのは12月議会だと言ったんですよ。

○市長（花岡利夫君） だから8年前に公表しているということです。

○7番（若林幹雄君） 8年前に公表しているんですか。それは私がいる前だったですね、それはわかりました。それでもやはりこういった重要な問題ですから、8年前に公表したから後はそれでよしということではないわけですね。やはり必要なときにちゃんと公表して、見せてやると、それをもとにしてともに新しい温泉施設の在り方を考えるという、そういう姿勢が私は大事なのかなと思っていますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは時間もちょっとおしてまいりましたので、東御市をまるごと売り込むというシティプロモーションをどのように進めるのかについて、話を移していきたいと思います。

この間、シティプロモーションを進めていくということで、市側で様々な取り組みを始めたということで、ご報告がありました。大いに注目しておりますし、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思っています。

先ほどのお話の中で、こういったI J U懇談会を行ってきたと、その中で新しく移住者の方々の中から自分たちでそういった移住者を誘うような、サポートするような団体が複数生まれたという話がありました。あるいは定住アドバイザーにも立候補していただいたというお話がありました。具体的な活動内容について、もう少しお話をいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） I J U懇談会を契機に、移住者を支援する団体が複数生まれたということに関しまして、具体的な内容の説明をというご質問でございますが、こちらで把握しているところでは2団体ございます。1団体についてはNPO法人化をしようということで、東御市に移住された方ではありますが、田中商店街の方に事務所を設けまして、そちらでお試し移住というようなことに対して、対応していきたいというようなことで活動されているようであります。

もう一つの団体につきましては、具体的にはこれからのようですけれど、移住経験者の相互ネットワークを設けて維持するですとか、それに関して情報発信をする、またホームページをつくって活動を発信していくというようなことをお聞きしております。そういった皆さんが自主的な対応ということなんですが、あらわれているという状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 移住促進のためには、やはり移住してきた方々ご自身がどういう点に魅力を感じて移住してきたのかということをお聞きして、そういった意見を十分留意しながら進めていくということがすごく大事なかなという気がしています。そういう点では今、言われた2団体が活動しているということで、そんなお話、すごく大事な点だと思っています。

私も最近ちょっとある方々から紹介していただきまして、とうみよいとこプロジェクトというのが、何かこういう運動が、組織はでき上がったらしいんですけど、ホームページはこれからというような話も聞いたんですけども、東御のいいところを情報発信していきたいということで始められたようでございます。このキャッチフレーズが、「東御を選んだ私だから東御を選ぶ人を応援したい」というものでございます。特にその中で大事な点、おっしゃっていたのは、やはり移住してきた後のケアがすごく大事だというお話をなさっていました。どうしても見も知らないところへ行くわけだから、いろんなことに対して不安な面もあると。それから行政サービスなんかもよくわからないという面がありまして、そういう中でよいとこプロジェクトの方々は、そうした市のいろんなサービスがわかるような、そういうような資料だとか、あるいはホームページ、そういったものを何か取り組んでいただけないかという話をなさっていました。

実はシティプロモーションですごく先進を走っていますのは、千葉県の流山市でございます。流山市は「MY GREEN TOWN NAGAREYAMA」という、こういうホームページからダウンロードできる、こういうチラシをつくっています。この中には、移り住んだ市民の方々が自分の言葉で語っているんですね。こういったところが流山はいいよと、こういったところは素晴らしいんだということなんですね。やはり移住してきた方々が中心となって、こういう誘うものをつくっていくということは、すごく説得力がありますね。そういうような取り組みをぜひ行っただければありがたいなと思っています。

こういうふうにおっしゃっていますね。活動の目的の中で、いろんなマーケットの中で一般的な会社なんかで、マーケットの中で、買った方の評価というのがすごく大事だというんですね。例えばホテルへ泊まったときも、ホテルに泊まった方々のよく何は、食事は3点だとか、何かあります、こういう書いてありますよね。そういう評価がすごく大事な選択肢になってくる。そうするとこの購買者レビューというんですけど、購買者レビューをちゃんと提供できるのは実際に移住経験者に、まさに移住した経験者自身だというわけですね。そういう購買者レビュー、移住者自身の購買者レビューを何らかの形で発信するというのが、すごくインパクトがあるのかなと思っています。そういった点で、今後市でもホームページをつくってくるかと思いますが、今後のこのこういった

シティプロモーションの在り方について、何かご計画などありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） シティプロモーションに関して、今後計画があるかというご質問かと思いますが、今までやっていることも含めてなんですが、特にSNSによる発信ということが非常に大事なというふうに考えております。特にフェイスブックにつきましては、現在、イベントの告知をやっておりますけれども、それにとどまらずに東御市を発信していくということに使っていききたいというふうに考えております。

それでまたふるさと東御応援寄附金のお礼の通知等に、東御市の公式フェイスブックの告知を添えて市外の方へのPRを行っていききたいと。

更に本年度市公式ホームページの見直しをいたしますが、その中に移住定住情報を集約したものをポータルサイトというような形で発信していく予定というふうに考えております。これに限らず、東御市のシティプロモーションを進める上におきましては、現在、作成中の総合戦略そのものが東御市の魅力を向上させるものと考えておりますので、具体的には子育ての支援策ですとか、空き家バンク、教育環境、観光情報、それから農産物、その他加工品といったものを、東御市の魅力を発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ありがとうございます。やはり本当に自治体間競争が始まっているという中で、どのようにして新しい移住者を誘うのかということは、どこの市町村でも本当一生懸命取り組んでいるわけですね。そういった点でぜひ頑張ってやっていただきたいと思いますし、我々もできる範囲で応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは3番目の質問でございます。東御市の魅力をもっとアピールするための取り組みをどうするのかという点でございます。

先ほどから雷電、雷電まつりという話をさせていただいたわけですが、雷電についてちょっとまだテレビ、あるいはラジオを聞いている方で知らない方もいらっしゃるかと思いますので、若干紹介させていただきたいと思います。

雷電は皆さんご存じのように、江戸時代の相撲力士でございまして、東御市の大石地区の出身でございます。現役生活21年、本場所在籍36場所で、通算黒星がわずか10、勝率は9割6分2厘という驚異的な成績を残しておりまして、大相撲史上未曾有の最強力士とされています。実は東京の深川の富岡八幡宮に、横綱力士の碑という碑があるんですね。非常に大きな岩でできています。実は雷電は横綱にならなかったんですけれども、歴代の横綱とは別格として、その横綱の碑の一角を飾っているんですね。無類力士という名前が飾られています。無類力士というのはほかに類がないという意味ですね。無類力士雷電為右衛門というふうに碑に刻まれて、顕彰されています。私も上京した折に時間があれば見たりしていたんですけれども、やはり雷電の強さというのは群を抜いて

いたんではないかなと思っています。

午前中の同僚議員の質問の中で、相撲だとか実際の土俵の活用というお話がありましたけれども、滋野の小学校では実際に相撲をやったり、あるいは土俵などを活用したり、それから学校の授業で雷電の生家の見学会なども行っています。数年前には音楽会で雷電を題材にしたオペラを上演されました。非常に私、見て感動してしまったんですけれども。雷電のエピソードの中で、非常に親孝行だということで、すごい力持ちだということで、お母さんがたまたま外でお風呂に入っていたら、雨が降ってきたと。風呂おけごとお母さんを担いで家の中へ入れたというエピソードがありますね。それを発泡スチロールでお母さんと風呂をつくりまして、子どもがよいしょと持ち上げて、移して、そういうパフォーマンスもやっていました。そういう点で、やっぱり滋野の小学校の子どもたちにとっては、雷電というのはやっぱり身近な存在となっているのかなというふうな感じがしています。

また去年は、しげの里づくりの会では、「雷電からの手紙」という講演会を2度にわたって行いました。雷電が筆まめだということはつとに知られております。雷電がふるさとにあてた手紙を解説してもらったんですね。非常に雷電筆まめだったことで知られています。こうした雷電を学ぶ取り組みが続けられておりまして、力持ちで親孝行で、筆まめで、そうした雷電の人間的な雷電像もそういった中で今後の活動の中でもっともっと深めていくことができればと思っています。

そうした意味で、平成29年、2017年、雷電生誕250年となります。これを機にぜひ雷電まつりを実現していただきたいと思います。これについては市長から先ほど前向きなご回答をいただきましたので、あえてここでは回答を求めません。

実はここで、もう一つのお祭りについて話題を移そうと思っています。それは9月に行われる巨峰の王国まつりでございます。このお祭りも旧東部町時代から農協とともに取り組んできたものでありまして、2日間で3万人から5万人ぐらいが訪れる大きな祭りとなっております、今年で第24回を数えることになるんじゃないでしょうか。このイメージキャラクターとして1992年に巨ん太君が、2001年にはぶるるちゃんが登場しています。この巨峰の王国まつりが巨峰の認知度を上げて、東御市ブランドを確立するために大いに役立ったことは間違いありません。その貢献度は非常に大きなものがあると思います。

しかしながら時代は変わってきております。今、人気なのは皮ごと食べられる長野県推奨品種のナガノパープル、そして黄緑色のシャインマスカットなど、巨峰も種なしの割合が増えてきていました。こうした多品種化の現状、それからワイン用ブドウの栽培の広がり、ワインなどブドウ派生商品の生産拡大などから、巨峰の王国まつりという名称をこのままこれまでずっと続けておいていいのかなのかということも、やはり検討の俎上にのせるべきではないのかなということを考えているわけでございます。

以前同じような提案を市長はなさりまして、たしか。そのときにたしか市長はブドウ合衆国という名前で、今度は王様でなくて大統領になるというお話だったようでございますけれども、その際はブドウの農家の皆さんから非常に大反対されたという経過があると聞いています。だけれど私は

先見の明があったのかなと思っていますけれども。

現在はもう東御市のブドウも巨峰部会ではなくてぶどう部会になりましたね。いろんな品種の多品種を大いに栽培していこうと。種なしブドウをつくっていこうという方向に大きく変わりつつあります。その中で、時代が変わってニーズが多様化している中で、いつまでも巨峰という非常に愛着がありまして、いい名前なんだけれども、それにこだわっていいのかどうなのかということもあると思うんですね。

これについては、私自身巨峰農家でやってきたものですから、愛着もありますし、思いもすごくありますけれども、やはり前を向いていかなければならないということだと思います。この雷電、市民まつりを雷電まつりにするということとあわせて、巨峰まつりをブドウ合衆国祭りにするか、そういったほかの名称への名称変更ということについて、市長のご意見をお伺いすることができればと思います。お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員のご質問にお答えします。

私が就任直後に、ブドウ適地ということが東御市が持っているポテンシャル、このことが極めて魅力的、つまり雨が降るといっても夜が多くて、非常に日照時間が長い。南面傾斜であって、そして50年以上にわたる巨峰を栽培してきた歴史の中で、800メートルより上の地域に、ワイン用ブドウが栽培可能になってきているという形、またリスクヘッジのためにも生食用のブドウを更にいろんなブドウを栽培したり、施設栽培に切替えていかないと一遍に災害が起きたときに生産性を失ってしまうのではないかという形の中で、ブドウ適地ということを打ち出していくべきではないかというご提案をしてしかられた経緯がございます。

ただ、いろんな天災等ございましたので、今は巨峰にこだわらないという面も大きくなってきているのかなとも思っています。ただ、巨峰に対する巨峰農家の誇りというものに関しては、尊重すべきものがあるということに関して、私自身勉強不足だったなというふうに思っている点もございます。50年にわたって長野県最大級の構造改善事業を中屋敷で実現され、そして皇太子がいらっしゃる、50年たって行幸啓いただいたというすばらしい歴史を持っています。大切にすべきものは大切にすべきだということでもありますので、逆にブドウ適地ということに関しての認知度が高まってきていますので、名前にはそんなにこだわらなくなって、逆におりますので、皆さん方といろんな形で今度はフランクにお話ができる環境が整ったかなというふうに思っていますけれども、今、おっしゃられた内容の方が重要なんだろうなというふうに思っていますので、ぜひこれから東御市のよさを巨峰やブドウが適地であるということと結びつけて、宣伝できたらというふうに思っていますので、よろしくご指導、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○7番（若林幹雄君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は明日16日の午前9時から行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時09分）

平成 2 7 年東御市議会第 2 回定例会議事日程（第 3 号）

平成 2 7 年 6 月 1 6 日（火） 午前 9 時 開議

第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	窪 田 俊 介	2 番	佐 藤 千 枝
3 番	横 山 好 範	5 番	蓮 見 喜 昭
6 番	山 崎 康 一	7 番	若 林 幹 雄
8 番	阿 部 貴代枝	9 番	平 林 千 秋
10 番	依 田 俊 良	11 番	長 越 修 一
12 番	井 出 進 一	13 番	青 木 周 次
14 番	三 縄 雅 枝	17 番	柳 澤 旨 賢
18 番	堀 高 明	19 番	清 水 新 一
20 番	櫻 井 寿 彦		

欠席議員（2名）

15 番	町 田 千 秋	16 番	依 田 政 雄
------	---------	------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花 岡 利 夫	副 市 長	田 丸 基 廣
教 育 長	牛 山 廣 司	総 務 部 長	掛 川 卓 男
市民生活部長	土 屋 一 夫	健康福祉部長	山 口 正 彦
産業経済部長	北 沢 達	都市整備部長	橋 本 俊 彦
病院事務長	武 舎 和 博	教育次長	清 水 敏 道
総 務 課 長	横 関 政 史	企画財政課長	岩 下 正 浩
生活環境課長	塚 田 篤	子育て支援課長	土 屋 親 功
福祉課長	柳 澤 利 幸	農 林 課 長	金 井 泉
建設課長	関 一 法	教 育 課 長	小 林 哲 三
代表監査委員	竹 内 春 彦		

議会事務局出席者

議 会 事 務 局 長	宮 嶋 武 彦	議 会 事 務 局 次 長	堀 内 和 子
書 記	正 村 宣 広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ち、町田千秋君、依田政雄君から、東御市議会会議規則第2条の規定により、欠席する旨の届出がありましたのでお知らせいたします。

また、教育次長から、昨日の長越修一議員の一般質問の答弁の中で一部発言を訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。

昨日の一般質問、受付番号6、長越修一議員のスポーツ振興についての再質問の中で、市民プールの一部休止につきまして市民への周知はどうするのかというのに対しまして、6月18日の「市報 お知らせ版」で周知をするというふうにお答えを申し上げましたが、「市報とうみ お知らせ版」の発行は本日6月16日で行ったので、おわびを申し上げ、また訂正をお願いいたしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号15 子どもの虫歯対策について、受付番号16 こころのケアと福祉支援について。2番、佐藤千枝さん。

佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、東翔の会の佐藤千枝でございます。

6月になりまして千曲川にも若アユの踊る季節になりました。また4月に入園、入学しました子どもたちも環境に慣れたのでしょうか。我が家の前を行き来する元気な子どもたちのあいさつ、また滋野保育園に親子で徒歩でちっちゃなカバンを背負って通う親子の姿など、大変微笑ましいというふうに思う今日このごろです。

それでは2日目の一般質問、トップバッターですけれども、質問を行います。どうぞ答弁のほどをよろしくお願いいたします。

子どもの虫歯対策について、こころのケアと福祉支援についての2項目について質問をいたしま

す。

子どもの虫歯対策についてです。6月は歯と口の健康月間です。学校や企業などでの取り組みも行われています。先日、滋野小学校での授業参観に行っていました。1、2年生の教室では、健康指導で歯磨きについての学習をしていました。日ごろの歯磨きの状態を染め出し液によりチェックをし、汚れが落ちにくいところがあることに気づき、歯磨きがとても大切なことであることや、自分で気をつけて磨こうとする意欲を高める授業でした。まとめでは、子どもたちが感想を述べ合っていました。その夜からの歯磨きが楽しくなる、歯のつけ根や前歯、奥歯が磨けていないことがわかったので、気をつけて磨こうと意欲的な発言が多く見られました。

歯と口腔が健康であるからこそ、食事もおいしく楽しくいただけるわけです。食育基本法が成立して以来、6月は食育月間でもあります。食事をする基本は健康な歯を保つことです。子どもたちが虫歯もなく、歯の健康を保ち、80歳で20本、8020で歯を保つことを最終目標として、将来高齢になっても自分の歯で暮らせるために、その基礎ともいえる子どものころからの虫歯予防と口腔ケアの推進を願い、質問をいたします。

平成25年12月1日から約1年かけて、長野県内の公立小・中学校に通う子どもたちの歯科治療調査が長野県保険医協会により行われ、結果が報告されました。この記事を見たときに大変驚きました。歯科検診で虫歯保有者と診断された児童・生徒、小学生で4割、中学生では6割強の生徒が受診していないということです。歯垢や歯肉の状態が悪く、またかたいものをかまなくなりあごの発達が悪く、歯並びがよくないといった口腔内トラブルの実態も明らかになりました。

こうした中で、東御市ではどのような状況なのでしょう、お尋ねをいたします。

1、乳幼児期における虫歯の状況と予防への取り組みについて、2、小・中学校における虫歯の状況と予防の取り組みについて、3、保健センターにおける歯科医師や歯科衛生士の配置状況と業務内容について、4、東御市独自の月間の取り組み内容と虫歯の治療や予防に向けた取り組みの課題は何かについてです。

次に、こころのケアと福祉支援について質問をいたします。

平成20年に行われた国の患者調査によりますと、4大疾病の患者数は糖尿病237万人、がん152万人、脳卒中134万人、心臓病81万人、これに対し、うつ病や高齢化による認知症などの精神疾患の患者数は合計で323万人と、4大疾病患者数を大きく上回っています。特にうつ病患者数は104万人と最も多く、また統計にあらわれない未受診の有病者数は250万人とも言われています。厚生労働省は平成23年7月に、ようやく医療対策として従来のがん、脳卒中、心臓病、糖尿病の4大疾病に新たに精神疾患を追加し、5大疾病との方針を決めました。そして平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、身体、知的、発達障がいを含む精神の3障がい者を同一にとらえ、医療、保健、福祉等に格差があり、今なお増え続けている、まさに現代の国民病とも言われている心に病を持つ方への福祉支援施策についての質問をいたします。

私たちは生涯の間に身体の病気にかかると同じように、心の病気にかかる時期があると言われて

います。疲れやストレスが積み重なり、思うように仕事を休めず、心と体のバランスが崩れてしまう状態になることもあります。

心の病には統合失調症、うつ病、アルコールや薬物等の依存症、神経症などがあり、薬物療法や精神療法、リハビリテーション活動等の早期の適切な対応によって回復していくと言われていますが、日々の生活を自分らしく、より豊かにするためには相談機関を上手に活用し、様々な社会資源を適切な時期に上手に組み合わせて活用していくことが大切です。そして取り巻く環境を調整することが、安心して地域で暮らすことにつながりますと、「精神障がい者の理解のための精神保健福祉ハンドブック」に記されています。

今年6月11日付の日経新聞に「気付こう心のSOS」という標題の記事が掲載されていました。

改正労働安全衛生法により、早い段階で周囲が気づいて悪化を防ぐとともに、心の病気になりにくい職場環境を目指すため、今年の12月から従業員50以上の事業所に、精神面で不調を抱えた人を見つけるストレスチェックが義務化されるという内容です。

最近企業向けのメンタルヘルスの情報も増えてきつつあります。しかし既に働ける状態ではなく、家から出られず、躁うつ状態や不眠障害で悩んでいるご本人やご家族においては、どこに相談をすればよいのかわからず、かといって精神科の病院を受診するにもちゅうちょしてしまうケースもあるとお聞きしています。また、そのことを隠しながら日常生活を続けているために、早期の支援につながらず悪循環になっているとも思われます。

躁うつ状態などの心の病は、ほんのさ細なことで誰にでもなり得る身近な病気であり、まずは正しい理解と偏見をなくすことが重要であると考えます。以上のことから、次の4点についてお尋ねします。

1、東御市において、心のケアを必要とする方の現状について数字でお示してください。2、精神保健福祉法に規定されている医療、保健、福祉の支援策は現在、どのように反映、実施されているのでしょうか。3、自立した生活をする上で最も大切な生活能力障害の回復支援は、本人を含め家族、支援者、事業者、行政の連携で行う必要がありますが、現実はどうでしょうか。4、障がい者が要支援、要介護になられた65歳問題は、その対応が急がれますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。受付番号15、佐藤千枝議員の子どもの虫歯対策についてのご質問につきまして、市長及び教育長にかわりお答えいたします。

1点目の乳幼児期における虫歯の状況と予防への取り組みについてのご質問でございます。平成26年度の3歳児歯科検診の結果は、対象者253人に対して受診者248人、受診率は98.0%、うち虫歯保有者は37人、保有率は14.9%でした。16年度の保有率は32.6%でしたので、10年前と比べ半分以上にまで減少いたしました。保護者の虫歯予防への意識が高まったものと思われます。

母子保健事業では、1歳6カ月児、2歳児及び3歳児の歯科検診で、虫歯の早期発見、早期治療

を促すほか、5カ月時の離乳食教室及び10カ月健診において歯科衛生士による指導を行うなど、子どもの歯が生え始めるころから歯の健康に対する意識づけを行っております。

2点目の小・中学校における虫歯の状況と、予防への取り組みについてのご質問でございます。小・中学校では学校歯科医による歯の健康診断を毎年実施しております。26年度の状況であります。受診した児童・生徒2,444名に対し、946人、39%が虫歯や歯肉炎などによる要治療と診断され、その旨を各家庭あてに通知し、治療を促しております。そのうち歯科医を受診したとの報告のあった者は400人、42%でありました。

学校での歯科保健活動としましては、染め出し等による歯の磨き方の実習や食生活と虫歯に関する学習を通して虫歯予防の啓発を進めております。

3点目の保健センターにおける歯科医師や歯科衛生士の配置状況と業務内容についてのご質問でございます。現在は母子保健事業の中で市内の歯科医師10名、歯科衛生士3名と委託契約を結んでおります。歯科医師には1歳6カ月児、2歳児及び3歳児の歯科診察を委託しております。年間延べ36回の検診を順番に担当していただいております。歯科衛生士は、これに10カ月児健診を加えた年間延べ48回の乳幼児健診及び、年間延べ12回の離乳食教室においてブラッシング等の口腔ケア指導及び歯科相談等を行っております。

4点目の市独自の月間の取り組み内容と、虫歯の治療・予防に向けた取り組みの課題は何かのご質問でございます。市独自では、月間に合わせて特別な取り組みは行っておりませんが、乳幼児の虫歯保有率の減少傾向を持続するため、乳幼児健診や子育て支援センター、保育園等において家庭での歯磨きの習慣づけによる虫歯予防の一層の推進と、保護者への早期治療に対する啓発を引き続き行っておりまいます。

また、月間中の学校での取り組みとしましては、先ほどお答えしたように歯の磨き方や歯についての学習を通し、虫歯予防の知識や技術を伝えているところであります。

課題としましては、家庭での習慣化であります。歯の健康は家庭における日々の管理が基本でありますので、保護者にはお子さんの歯の大切さをご理解いただき、予防や早期治療に努めていただけるよう啓発活動を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、受付番号16 こころのケアと福祉支援についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の東御市の現況についてに係るご質問でございますが、平成27年3月末現在の状況についてお答えします。精神障害者保健福祉手帳の所持者は230名おり、うち福祉医療受給者は194名です。参考までに長野県下の精神障害者保健福祉手帳所持者は1万6,315名です。自立支援医療費の精神通院医療受給者は430名です。参考までに長野県下は3万1,022名でございます。生活保護世帯は97世帯です。地域活動支援センターの登録者は18名で、利用者は17名です。就労系のサービスは23名が利用しております。

2点目の精神保健福祉法に規定されている医療、保健、福祉の支援策がどのように反映されてい

るのかのご質問でございます。法に基づく支援は正しい知識の普及、相談指導、事業の利用調整等がうたわれております。市においては、心の健康づくり講座及び講演会、ゲートキーパー人材育成講座等を開催するとともに、広報誌への関連記事掲載などにより、正しい知識の普及を図っており、精神科医師による心の相談、アルコール相談などの相談窓口を開設するとともに、保健師などが適宜に訪問指導や受診相談を実施しております。また、相談の中で明らかになった問題やニーズに対し、支援が必要な場合は本人の希望や障がいの状態、社会復帰のために必要なものは何かを踏まえて、支援会議を開催し、最も適切なサービスが受けられるように医療機関、事業所等の関係機関と連携を図りながら取り組んでおります。

3点目の生活能力障害の回復支援の現状についてのご質問でございます。市では、生活能力障害の回復支援に有効な施設の確保という観点から、田中商店街において「地域活動支援センターさくら」の運営を委託しております。このさくらにおいて、時間の過ごし方、買い物、調理、外出等の多岐にわたる実習プログラムの実践や、地域の方や仲間との交流機会を経験することにより、よりよい人間関係を築く支援を強化しております。また身近な家族の言動や接し方が精神疾患患者の回復につながることから、精神障がい者家族会と行政が連携し、陽だまりの会が結成されており、生活能力の回復、対処の仕方などを学んだり、情報交換を行っております。そのほか障がいに対して家族や地域の方々の理解を深めることを目的に、精神障がい者をテーマに行政、家族会及び関係機関と連携を図り、「ハートをつなぐ心のセミナー」と題し、年2回の講演会を実施しております。

最後に、課題といたしましては、精神疾患患者は年々増加傾向にあることから、さくらの充実を更に図るとともに、広く周知していく必要があると考えており、精神疾患患者の自立を支援する施策を関係者と協議しながら推進していきたいと考えております。

最後に4点目の障がい者の65歳問題についてのご質問でございます。議員ご指摘のとおり障がい者が65歳を迎えますと原則としてそれまでの障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行しなければなりません。介護保険サービスになく障がい福祉サービスにだけあるサービスは、継続利用できる制度となってはおりますが、サービス量が減る、個人負担が増える等が全国的な問題となっております。

当市では、この弊害を少しでも軽減するために、障がい者が65歳になる前にご本人、ご家族、行政及び関係機関でケース会議を開催し、ご本人が納得できる案で、かつスムーズに移行できる対策を実施しております。

なお、この会議の中でヘルパー支援サービスに限り、通常は個人負担が1割発生しますが、障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業を利用いただくと、個人負担が免除されますので、要件に該当する方には推進しております。また両方のサービスに対応できる事業所のあっても同時に行っております。

しかしながら介護保険優先原則の制度は、障がい者の皆様には大きな問題であり、改正の声も全国で上がっている現状です。国も実態を把握していくという見解を示しておりますので、市といた

しましても国、県等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） それでは、ただいまから一問一答で質問をいたします。

最初に、子どもの虫歯対策についてです。子どもは虫歯になりやすいことで知られています。市内の歯科医師に虫歯の感染についてのお話をお聞きしました。子どもの虫歯菌、ミュータンス菌は赤ちゃんに触れ合う機会の多い大人から、食事中のスプーンの共有などにより、唾液を介してうつります。当然母親の口の中のミュータンス菌が多いほど感染しやすく、場合によっては父親や祖母などの保育者から感染することもあるそうです。最も感染の危険が高まる時期は、乳歯が生えてくる生後1歳7カ月から2歳7カ月ごろで、この時期を感染の窓と呼び、最も注意が必要と言われています。この時期にしっかり感染予防できれば、その後はずっとミュータンス菌に感染しにくくなり、虫歯の本数も少なくなるということです。そのためにはお母さんの虫歯を治したり、歯磨きをしっかりと綺麗にしておくことが大切です。口移しは避けましょうとおっしゃっていました。

そこでお聞きをいたします。希望する保護者に歯科検診診査を行う親子歯科健康診査を開始している市もあると聞いています。東御市では、お子さんの歯が生え始め、2歳児に初めて歯科検診があります。その際にお連れになれる保護者の歯科検診も希望があれば一緒に市負担で行うことはできないでしょうか。また大事なことは、お子さんの虫歯予防はお母さんのおなかの中にいるときから始まると言われています。無菌状態で生まれてくる赤ちゃんは、虫歯菌に感染していません。しかしお母さんをはじめとするご家族との接触で感染をするということです。妊娠期における母親の歯科疾患と早産、あるいは低体重児出産のかかわりについての研究もされています。

また歯周病を持つ妊産婦の割合が高いという課題もあるように聞いております。したがって妊産婦の方にもぜひ受診対象としていただきたいというふうに考えます。あわせてお聞きをいたします。よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 子どもの虫歯予防は、保護者の口腔状況を改善することにより、予防効果が期待できるということで、子どもと保護者を一緒に歯科検診する、いわゆる親子歯科検診や妊婦歯科検診を実施している自治体がございます。

市におきましては、幼児の虫歯予防については出産前の「もうすぐママパパ学級」や、子どもの歯が生え始めるころからの離乳食教室などにおいて、親子での歯磨きの習慣づけと仕上げ磨きの指導を行っているほか、食事の際のスプーンの共用や口移しを控える、甘いものやジュース類を控える、家族が歯科検診や虫歯治療を受けるといった虫歯の感染対策についても指導しております。

保護者が検診を受けて歯を健康に保つことは、子どもの虫歯を予防する上で大切なことでありますが、子どもと保護者の歯科検診を一緒に行うことは、受診人数が増え、検診にかかる時間を延ばすことになり、子どもを長時間待たせることにもなります。また検診の医師を増やさなければならぬといった問題もありますので、保護者や妊産婦の歯科検診の在り方について、上小歯科医師会

のご意見をお聞きしたり、近隣の状況や財政状況等も勘案しながら、研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 乳幼児の虫歯はもちろんですけれども、小児期に発生した永久歯の虫歯は学童期以降の永久歯にも影響を及ぼし、歯周病の原因ともなり、更には生活習慣病である心筋梗塞につながるというふうにも言われています。口腔の健康が全身の健康や生活の質に大きく関わっていることは医学専門機関の一致する見解となっています。

予算上の都合も大きいというふうには思われますが、健康にはかえられない事業ではないかというふうに認識していただきたいと思いますので、積極的に研究を行っていただきたいというふうに思います。

次に、最初の質問で小・中学校における虫歯の状況と予防の取り組みについて答弁いただきました。全体の40%が虫歯、歯肉炎等の要治療者ということです。しかし実際に治療を完治した報告があまり伸びていないということですね、40%。意外に低いということがわかりました。もっと積極的にご家庭との連絡、連携が必要ではないかというふうに思います。近年行政によっては地域特性を考慮して、保育園や幼稚園、学校、企業、地域で歯科医師の管理のもとで、集団のフッ化物洗口やフッ化物歯面塗布というのが行われています。

長野県においては、長野県の歯科保健推進条例が平成22年10月に公布されました。その中の第10条に、市町村がフッ化物応用等により、歯科疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関することを県は基本的施策として実施するとしています。

また信州保健医療総合計画、これは25年から29年の5カ年計画ですけれども、フッ化物の応用の機会の拡充を目指すとしています。全県で推進事業や研修会が24年から26年にわたり各地で開催もされました。保育園や小・中学校では、フッ化物洗口を実施することにより、積極的に子どもの虫歯予防に取り組み成果を上げている行政も多くありまして、ここら辺では佐久市、長野市、中野市、そして千曲市では、これまでの対象を保育園のみでしたが、今年4月から小学校全児童・生徒を対象に始まったというふうに聞いています。

このフッ化物洗口は、虫歯予防のためにフッ素を希釈した水溶液を口の中に含み、30秒から1分間口を、歯をゆすぐということです。歯面塗布というのは、フッ素を直接歯に塗るということです。3年前の2012年の調査では、全国の8,600施設で約89万人が実施、歯科医師の指導により家庭で実施している小児、園児から中学生は約35万人と推定されました。子どもの虫歯予防対策としてのこのフッ化物洗口やフッ化物歯面塗布による虫歯予防に対するお考えについて、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） フッ化物歯面塗布等による虫歯予防についてのご質問でございます。

フッ化物、いわゆるフッ素は、歯の表面の再石灰化を促し、虫歯菌の働きを抑制する効果がある

と認知されており、幼児へのフッ化物塗布に対する助成やフッ化物洗口剤を用いた学校等での集団うがいを実施している自治体があります。県内では、佐久市、千曲市等が学校、保育園等でのフッ化物洗口を行っております。しかしながらフッ化物を用いた虫歯予防については、この安全性や効果の面で賛否の意見が分かれるところでもあります。市においては、母子保健事業での歯磨きを中心とした指導で、幼児の虫歯予防に一定の効果が見られることから、フッ化物を用いた虫歯予防対策については、現在のところ考えておりませんが、近隣の状況等を見極めながら、研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 小・中学校での虫歯予防対策ということの中でのフッ化物洗口、フッ化物塗布ということの質問ですので、学校ではどういう、教育委員会としてはどのようなお考えなのでしょう。今まで議論があったのでしょうか。また、この取り組みについてどうお考えなのでしょう、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 学校ではフッ化物の塗布等については、これまで検討しておりません。ただいまの答弁のように先駆的な実践をされている市もございますので、その検証が必要かなということをおもっております。それは一番は健康、安全性の問題であります。

虫歯予防について、ブラッシングが現状では最良の方法というふうに考えておりますので、他の方法をとるとということについては、現在では考えておりません。

また、議員のご指摘のように、家庭との連携が重要でありますので、この方に力点を置いて取り組んでいければいいかなというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） このフッ化物の安全性についてということは、一般的には、あるいは専門家の中でも賛否あるようには聞いております。ただ、実態として子どもの虫歯は減少傾向にあるものの、歯や口の健康づくりについてはさほど進んでいるのではないというふうに考えています。ただ、これを契機に学校だけではなくて、幼児期からのしつけの大切さや、これは関係各課との連携として広げるべきではないかというふうに思いますし、基本は子どものためには具体的にどうすればよいか、それは行政や保護者、関係機関が一緒になって考えることだというふうに思います。東御市医人会や上小歯科医師会とも連携をしつつ、初めの一歩として関係者間での研究を始めていただきたいというふうに思います。千曲市が今年から小学校全校に始まったということも聞きましたけれども、やはり去年から始めて今年できるわけではなく、長い年月がかかることは承知の上ですので、どうか5年、10年後の足がかりにしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、こころのケアと福祉支援について質問いたします。ただいまの答弁の中で、自立支援医療受給者430人、生活保護世帯97世帯との答弁をいただきましたが、今の社会情勢から見て、月を追

うごとに今後ますます増加するものというふうに思われます。心のケアを必要とする方の増加に伴い、医療につながっていない人が多くいること、生活保護申請予備世帯も多いことについては、全国的にも非常に社会的な課題になっていますが、これを市としてどうとらえているのでしょうか、その対応と対策について伺います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 精神疾患が増加し、医療につながっていない人が多くいる、生活保護申請予備世帯も多いことについての対応と対策はというご質問でございます。医療につながっていない精神疾患者に対しましては、プライバシーの問題等もあり、無理やり医療につなげるということとはできない状況にあります。保健師を中心に関係機関と連携する中で、できる限りの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

精神疾患に対する支援策としましては、自立支援医療費の精神通院医療制度がございます。本制度は原則医療費、薬局の薬代等の自己負担が1割になる制度であります。精神疾患は早期に診察、治療を受けていただき、早期回復を目指していただくことが大変重要でありますので、今後さらなる制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、生活保護申請予備世帯につきましては、この4月から生活困窮者自立支援制度が開始されております。第二のセーフティネットの充実を図り、精神疾患に対しても適切な対応が行われるよう支援していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 昨日も答弁にありました生活困窮者自立支援法、まいさば東御です。働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとに対して地域の相談窓口では一人ひとりの状況に合わせて専門の支援員が相談者に寄り添いながら、解決に向けた支援を行うという制度のことですので、心のケアを必要としている方々にもきめ細やかな対応や支援をお願いしたいというふうに思います。

次に、当事者のご家族や支援者の方にお話をお聞きしました。ご本人やご家族の考えで近所や親戚に知られたくないがために、医療につながっていない人が多くいるということです。保護者やご兄弟がどこへも相談できずに自分たちで抱え込んでいるのではないかと心配されていました。しかし実際に東御市が保健師や福祉課を中心に個別支援を行っていただいているわけですが、全く福祉支援につながらない方との接点は、主に保健師の皆さんが窓口になろうかというふうに思います。保健師の訪問指導の実態として、心のケアを必要とする方とどの程度の接触ができているのでしょうか。

また、いわゆる訪問支援をどのように進めていくのが課題ではないかというふうに考えます。実際に訪問する中で、ご本人やご家族から寄せられる相談の内容や相談件数はどのようなになっているのでしょうか。

また、関係機関との連携ですが、どことどのような連携、共有をしてこられているのでしょうか、

お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 精神障がい者の相談内容といたしましては、家族は病院に連れていきたいが本人が納得しない、手帳を取得したい、病院に受診したいがどのような支援があるかなど、様々な相談が寄せられており、相談件数は延べ件数で平成25年度に1,129件、26年度に1,580件ございました。

関係機関との連携の内容でございます。ケースによりかわる機関が異なりますが、市の保健師や病院のケースワーカー、児童相談所、教育委員会、子育て支援課、福祉関連の事業所や社会福祉協議会、ハローワーク等がございます。相談者の相談内容の最も適したメンバーにより、ケース会議として実施し、解決策を講じております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいま相談件数、延べ件数で平成25年度で1,129件、また26年度は1,580件ということで、件数も伸びてきておりますし、また、このような相談が保健師さんの方であったということも、これからの支援につながる第一歩ではないかというふうに思っています。

実際に福祉サービスにつながり、住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるように、また就労に向けて創作活動や生産活動に積極的に参加をするための支援を行っている地域活動支援センターさくらが田中商店街にあります。1回目の答弁では、このご利用者登録者、ご利用者数をお聞きしました。もう少し多くの方が利用されていると想像していましたが、家庭の中から社会に出られない生活をされている方がやはり多いのではないかとというふうに推測しました。市の窓口に来ていただけないと支援につながらないということでは何もできないのでしょうか。社会に出たいが、家から出られない方、ご本人を支えるご家族やご兄弟への相談支援はほとんどといって、皆無ではないかというふうに思います。少なくとも病院にかかっている方の多くは自立支援医療給付をお受けになられているかというふうに思います。その方々の情報は保健福祉課で把握されているということだというふうに思えますので、大変時間を要することになるかもしれませんが、少しずつ関係機関と連携、連絡を密にいただき、ご本人やご家族との信頼関係を築けるような、そういう対応をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 福祉業務において支援を行う場合、業務の性格上他人に知られたくないと考えている方が多い傾向にございます。お互いの信頼関係が築かれていない状態での訪問等は拒否されることが多く、慎重に行う必要があるとの考え方から、潜在的な支援を要する方への積極的なアプローチは実施しておりません。

精神疾患者を支援につなげるためには、まず相談にお越しいただくことが基本と考えておりますので、ご本人やご家族向けに相談窓口について広報、お知らせ版、ホームページ等により周知しております。また24年2月に身体教育医学研究所の協力を得て作成した「困ったときの相談窓口」と

いう冊子がございます。心の健康づくりの一環として相談したいけれどどこへ行けばいいのかわからない、誰に相談したらよいのかわからない、そういった皆さんの力に少しでもなればということで作られた冊子でございますが、この冊子の一層の活用を図ってまいりたいと考えております。

窓口に来られない方の対応としましては、多くの機関とネットワークが通じていますので、それぞれ相談しやすい市以外の窓口でも構いませんので、相談していただくことが重要であり、その一歩が行政も含めた包括的な支援につながると考えております。

なお過去に相談、支援等でかかわった方で、長期にわたり連絡がとれない場合は、家庭訪問等を実施し、状況を確認させていただいております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） やはり一人ひとり顔や性格が違いうように、支援の仕方もそれぞれかというふうに思います。保健師の皆さんの頑張りに敬意を表しますとともに、今後の取り組みについても期待をしたいというふうに思います。

先ほどの答弁にありました以前全戸配付されました「困ったときの相談窓口」の冊子ですね。どこかにいってしまったというご家庭もあるのではないかというふうにも思います。内容検討の時期ということですので、とてもわかりやすい冊子です。せっかく作成されるのであれば、公共施設に限らず、市民の皆さんの目に触れるような場所や多くの市民が出入りするような場所に置くことも検討していただきたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

毎回、広報やお知らせ版に家族会、あるいはボランティアの会の活動予定が掲載されています。最近家族会、陽だまりの会の参加者が減少しているというふうにお聞きしますが、その原因は何かを行政ではどのようにとらえているのでしょうか。また今後の対応をどうお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 現在、精神障がい者の家族会、陽だまりの会は登録者は16名であります。会員数は減少傾向にございます。この原因としましては、会の周知不足、ご家族の高齢化などが挙げられます。そうした中で、この6月に精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、会報と入会案内をお送りし、会員の拡大に努めているところでありますが、会報は定期的に発行していく予定でございます。今後も家族会と行政が連携し、会員の確保と会報の内容充実を図りながら進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 最近会報や入会に関するご案内により、実際に会員の拡大に努めていただく中で新しく新入会員が増えたということをお聞きしました。ですね。そして何よりも同じ心のケアを必要とする仲間として、話をして、また話を聞いて、いやされたいという素直な思いでやはりとても大切な家族会だというふうに思います。相談支援をされている職員の皆様には大変な業務だとは思いますが、ご本人やご家族が重い腰を上げ、厚い壁を打ち破り、自らの意思を持って家族

会に参加されたことは、その方が自己決定をして、自己選択につながる重要な一歩だというふうに評価をします、そう考えます。また一人ひとり会員が増えるような今後も継続的に支援をよろしくお願いしたいというふうに思います。

障がい者の65歳問題ですが、症状や病状を抱えた生活においては、身近に支援者や相談者、医療が必要になると思います。また、兄弟や家族、姪、甥などの生活には双方においても経済的にも精神的にも課題は多すぎると思います。介護が可能なグループホーム、公的住宅など、心のケアを必要とする方々を理解し、その方々の住まいの確保についても配慮が必要です。第4期の障害福祉計画では、具体的なサービスをどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 心に病を持つ方々の住居について、第4期障害福祉計画ではどういうサービスがあるのかということでございますが、地域生活支援拠点としてグループホーム、ショートステイ及び地域相談支援等の一体的な整備を上小圏域にて進めることとされております。上小圏域障害者自立支援協会では、本年度から検討委員会を発足させて、実態調査、具体的な検討を行ってまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） ただいま東御市独自ではなくて、上小圏域での自立支援協議会で検討が始まるということでした。住まいについていえば、65歳以上で介護状態になれば介護施設を利用できますけれども、介護状態でなければ実際には精神の方を受け入れられる施設はほとんどないというふうに思います。むしろご本人たちは住み慣れた我が家で暮らしたい、そういう思いが強いという方も多くおられます。その際の支援をどうするか、幅広く当事者の思いやつらさ、要望、提案等をよく聞いていただけるよう、当事者の方にも自立支援協議会の検討委員になっていただいて、同じテーブルで議論ができるようぜひ自立支援協議会へのご提案を要望しておきます。

そして最後の質問になりますけれども、障がいの有無にかかわらずともに支え合う共生社会を実現するためには、様々な心身の障がいを正しく理解をし、必要な配慮を考えて、そして広報していくことが大切だというふうに思います。長野県では「まず知ることから始めよう」のスローガンで、あいサポート運動を平成25年9月から全県で展開しています。21年に鳥取県で始まったあいサポート運動は、この5年間で島根、広島、長野、奈良の各県に広がり、運動に賛同するあいサポーターは全国で23万6,640人まで増えて、障がいを知り、共に生きるという理念や意識は少しずつ広がってきました。

ここに「障がいを知り、共に生きる」という長野県が出している冊子があります。これバッジです。「障がいを知り、共に生きる」のテキストを使った県の出前講座です。受講された方にサポーターの文字の入ったバッジも交付されます。長野県、東御市でもこのあいサポーターの輪を広げていきませんか。心の支えとなるような支援について、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 議員ご指摘のとおり、あいサポート運動は21年に鳥取県で始まり、25年9月には長野県でもスタートいたしました。様々な障がいの特性を理解し、障がいのある方が困っているときには自分でできる範囲内で手助けを行うという運動でございます。手助けに意欲のある方は講習会に参加すればあいサポーターになれます。25年度は上小地区の研修に福祉課の職員が参加し、26年度は市身体障害者福祉協会主催で実施され、会員の皆様が受講されました。本年度も市民と民生児童委員を対象とした研修会を実施してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 佐藤千枝さん。

○2番（佐藤千枝さん） 恐らく当事者やその方のご家族は、多分どこに相談に行けばよいかは承知はしているというふうに思います。ただ、その一步を踏み出せないというところの要因が、市民の理解不足であることも考慮しなければならないというふうに思います。そして市民への広報活動や理解を深める講座開催、あるいは「困ったときの相談窓口」の改訂版の普及活動、相談の窓口としている福祉課や保健係の職員の皆さんの専門性を高める研修等によりまして、1つずつ、一步一步進んでいただきたいというふうに要望します。

今回は歯の健康、心の健康の促進を通して、東御市が命と健康を守る施策に一層取り組まれることを期待申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号17 新教育委員会制度について、受付番号18 ゆうふる t a n a k a の新料金について、受付番号19 都市計画税について、受付番号20 地方創生戦略について。9番、平林千秋君。なお平林千秋君から受付番号19に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いします。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。今回4つの課題について質問いたします。

第1は、新教育委員会制度、新教育長についてであります。

この4月から新教育委員会制度が施行となりました。これまで何回か取り上げてまいりましたが、実施に当たって改めてお伺いいたします。

まず新教育長についてであります。新制度の重要な変更点の1つであり、これまでの教育委員の互選による教育委員長を廃止し、市長が議会の同意を得て任命する新教育長が、教育委員会の責任者となりました。教育行政の責任を明確にし、迅速な対応ができるようにするというものであります。文部科学省は新制度の運用通知で、新教育長の職責の重要性に鑑み、議会の同意に際しては候補者が所信を表明し、質疑を行うなど、丁寧な手続きを経ることが望ましいというふうに指摘しておりました。先の臨時会の承認議事の際に、そうした手続きがとられるものと期待していましたが、機会がありませんでした。

そこで改めて新教育長に、東御市の今後の教育をどう進めるかの所信を総括的にお示しいただきたいと思います。

2点目、新制度では、市長は地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとされています。その策定期限、手続き及び内容をどのように考えていますか。

3点目、新制度のもとで教育委員会の公開、透明性の確保が一層重要になっています。前議会で提起し、積極的に取り組みたいとのご答弁でしたが、情報公開の現在の取り組みはどうなっていますか。

第2の課題は、ゆうふる t a n a k a の新料金についてであります。この問題は12月議会、3月議会と連続して課題になってきました。3月議会では、新料金が議決された一方、具体的料金設定について議会の附帯意見がつけられました。これも踏まえた新料金が4月16日に公表されました。

そこで2点伺います。1点目、新料金の決定に当たって議会の附帯意見をどのように考慮をし、どのような根拠で決められたのでしょうか。

2点目、新料金は施行から1年とされています。その後はどういうことになるのでしょうか。

第3は、都市計画税についてであります。

都市計画税は、固定資産税の0.2%を付加して徴収し、都市計画事業に充てられるものです。平成25年度からは旧北御牧村地域の皆さんからのご負担いただいております。その徴収と使途について伺います。

1点目、都市計画税の税収の状況はどのようになっていますか。また、その税収はどのような事業に充てられているのでしょうか。

2点目、都市計画税は目的税であり、納税者にその使途について報告することになっております。議会及び市民に対して周知する手立てをどうとっていますか。

第4の課題は、地方創生戦略の策定についてであります。中心点を絞って伺います。

東御市人口ビジョンですが、どのような考え方で策定を進めているのでしょうか。

以上、最初の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号17、平林千秋議員の新教育委員会制度についての質問について、私からお答えいたします。

最初に、今後の教育施策についての所信についてであります。今回の制度改正を受けて、先の臨時議会において新制度に基づく新教育長として任命を受けたところであります。

制度改正の趣旨は、教育行政の責任の所在を明確にした上で、教育施策を効果的に実行するものであり、これまで以上に責任を重く感じているところであります。

市の教育施策につきましては、これまで進めてまいりました各種施策について一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育大綱の作成の時期、手続き及び内容についてであります。今後予定されている総合教育会議において、市長と教育委員が議論を尽くしてまとめてまいりたいと考えております。その時期についてであります。今の時点では明確に申し上げることはできませんが、年度内には策定

する見込みでございます。また内容については、東御市教育基本計画とその整合性に注意してまいりたいと考えております。

3つ目の新制度のもとでの教育委員会の公開、透明性の確保のための情報公開の取り組みについてお答えします。教育委員会では、これまでも定例会や臨時会など、原則公開で開催しており、委員会の会議録もホームページに記載してきたところではありますが、新制度移行後は更に踏み込んで議事録を調整し、ホームページでも公開することといたします。また総合教育会議も公開して、議事録の作成と公表を公開と透明性の確保に努めてまいりたいと思います。

広報誌では、その時々教育行政の話題をお知らせしてきたところではありますが、市のホームページ上にある教育分野の公表は十分でないことから、その掲載内容や構成について、抜本的な見直しも必要であると認識しているところであります。まずは掲載内容について修正できるものは早急に改善してまいりたいと、そういう予定であります。

教育行政の透明性の確保のため、ホームページや広報誌などの媒体を活用し、市民の皆様にリアルタイムで、わかりやすい教育分野の情報発信に努めてまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号18、平林千秋議員のゆうふる t a n a k a の新料金についてのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

初めに、新利用料金の決定に当たって、市議会附帯意見をどう考慮し、どのような根拠で決定したのかでありますが、利用料金につきましては条例に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるとされているところであります。そのためこのたびの市議会附帯意見を尊重し、指定管理者である振興公社と協議して料金を設定させていただきました。

具体的には、温泉利用者がプールを使用する場合の追加料金の負担を緩和するための新たなサービスである割引回数券を発行することと、月会員券が7,500円のところを6,500円とするものでございます。値上げによる会員減少の動きが経営に与える影響などを総合的に判断した上での対応であります。

次に、新利用料金の施行は1年とされているが、その後のどうなるのかでありますが、今後利用者の動向を詳細に分析させていただき、経営状況、施設の老朽化、利用対象、財政負担等を踏まえて、今後の方向性を適正に判断してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号19、平林千秋議員の都市計画税についてのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

まず1点目の都市計画税の税収の状況と、どの事業に充てられているかでございますけれども、平成25年度の都市計画税は現年課税分の調定額約2億2,000万円に対しまして、収入済額では約2億1,600万円であり、収納率98.2%でございます。また充当事業につきましては公共下水道事業の管渠築造や公共弁設置などの整備に係る事業と、これまでに実施した公共下水道事業の建設と公園

及び街路の整備に係る地方債の償還金に充てております。

2点目の納税者への使途報告の取り組みについてですが、都市計画税は地方税法第702条等に基づき都市計画区域内にあり、農振農用地を除く土地と、都市計画区域内の家屋に対し、その所有者に賦課しております。特定された使用目的や事業経費に充てられるという規定がございます。議会に対しましては、毎年予算及び決算の予算書、決算書等の中でその充当状況についてお示ししております。また納税者に対し、その使途を広くお知らせすることは大変重要なことであり、市ホームページにおきまして今年度の当初予算における都市計画税の充当状況を公表しておりますし、今後は決算の充当状況についても公表をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号20、平林千秋議員の地方創生戦略についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えをいたします。

人口ビジョンをどのような考えで策定しているかでございますが、人口ビジョンとは、まち・ひと・しごと創生法に基づき、各市町村が策定する総合戦略の基礎資料となるもので、人口の現状を様々な角度から分析し、人口減少に対する地域住民の認識を共有して、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものでございます。

当市におきましても、昨年来策定作業を進めているところでございます。これまでのデータ分析をもとに、将来人口を推計したところ、当市の人口は今後とも減少傾向にあるものの、出生率の向上や転入者数が転出者数を常に上回っておりましてかつての状態を取り戻せば、将来的には2万8,000人程度の人口を維持することが可能であるとの試算ができました。この考え方を東御市人口ビジョンの素々案として昨年度末に作成いたしましたところでございます。

現在、産業、教育、金融、労働関係、住民の皆様と行政からなる有識者委員会やまちづくり懇談会にこの素々案を議論のたたき台としてお示しをし、ご意見を伺っておるところでございます。一方、事務局では国から提供されました人口動態に関するデータの分析にも取り組んでいるところであります。

東御市人口ビジョンにつきましては、さらなるデータ分析と有識者の意見を参考に、未来に希望ある東御市の実現に向けた人口減少克服のための指針として、本年8月を目標に策定作業を進めているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは、ここから一問一答でいきます。

まず新教育委員会制度であります。今、牛山教育長から、もう少し詳しい開陳があるかと思って期待したんですが、今、進めている各種施策を一層推進するということでありました。いいでしょう。今後折に触れて具体的に上げてまいりたいと思います。

それでこの間、私は教育委員会の定例会議を何回か傍聴させていただきましたし、先日も牛山新教育長のもとで初の教育委員会が開かれまして、傍聴もいたしました。以前と変わらず提出された議案に対して、教育委員の皆さんが東御市の子どもたち一人ひとりに目を向けた活発な議論をされておられました。今後もそうした姿勢で、英知を集めて東御市の教育行政に当たっていただきたいと思います。

もともと教育委員会は、国民や子どもを戦争に動員した戦前の中央集権型の教育行政の反省に立って、教育の自主性を守るため、教育行政を首長から独立させた制度であります。今回の教育委員会制度の改定をめぐるのは、教育委員会制度そのものをなくしてしまうという構想もありましたが、国民的な議論の中で教育の民主的な発展にとって欠かせない制度として存続することになったことは大変重要だと思います。そして首長の関与を強めたり、新教育長の設置という改変がありましたが、前回でも確認させていただきましたけれども、教育委員会が教育行政の最高意思決定機関であり、新教育長もその決定に従って執行に当たるということを原則としております。前回で下村前教育委員長に教育委員会制度の意義と、その根本精神についてご確認いただきました。今回ちょっと新教育長にちょっと角度を変えて伺ってまいります。

文部科学省は、教育委員会制度の意義について幾つか指摘しております。1、政治的中立性の確保、2、継続性・安定性の確保、3、地域住民の民意の反映、この3つでありまして、更に教育委員会制度の特性として、これも3つ挙げています。首長からの独立性、2、合議制、3、民意による意思決定（レイマンコントロール）、この3つであります。これは東御市の教育委員会を運営していく上でも非常に重要な視点だというふうに思いますが、新教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ただいまの再質問にお答えいたします。

新たな教育委員会制度になりましたけれども、教育委員会そのものの機能、果たす役割はこれまでどおりということで確認させていただきたいと思います。全くこれまでと変わらず、合議制できちっと方向を定めること、あるいはレイマンコントロール、その機能をきちっと私たちも受けること、そういうことであります。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ちょっと抽象的な表現でございましたけれども、これまでの原則としたことを確認させていただきました。非常に大事なことでありますので、ぜひそれを旨として運営に当たっていただきたいと思います。

教育大綱について、教育長の方からお答えいただいたんですけど、教育委員会と首長という関係では、この教育委員会制度のあれでは対等な関係でありまして、相互に協力するという位置づけになっております。教育大綱については首長の責任で定めるというふうになっていましたので、今の先ほどのご答弁で、市長の方からお答えいただくことが適正だったのかなというふうに思います。

首長が定める教育大綱は、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進や総合的な放課後対策、食育の推進など、また、それに関連する予算や条例など地方公共団体の長としての権限にかかわる事柄について定めるものであります。教育内容を方向づける教育基本計画、東御市の教育基本計画と対となるものであります。先ほどのご答弁では年度内にということであります。

文部科学省はその策定に当たって教育行政に混乱が生じることがないようにするために、総合教育会議で長と教育委員会が十分協議・調整を尽くすことが肝要というふうに強調しております。また、協議が調わない事項は教育委員会は尊重する義務を負わないというふうにもされておりますので、しっかり協議をしながら進めていただきたいと思います。

関連して、市長に伺います。昨年策定された東御市教育基本計画は、教育委員会がまとめ、パブリックコメントを求めるなど、市民参加で行われました。教育大綱の策定においてもそうした手続きをとったかどうかと思いますが、どうお考えですか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林千秋議員のご質問にお答えします。

先ほど市長が答えるべき事柄ではなかったかというご発言をいただきましたけれども、新教育長は理事者でありまして、私にかわってお答え申しておることができるという立場でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。基本計画に沿う形で足りないものを補う形で総合計画が策定できればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 制度的にそうですが、けじめをつけながら協力して進めるというふうにしていただきたいと思います。

教育大綱についても、東御市の教育行政の基本にかかわることでありまして、例えば小学校の改築をどうするかというか、いろんな大きな課題がありますので、ぜひしっかり協議して立案していただきたいと思います。

この問題の最後に、教育委員会の情報公開について幾つか今、取り組んでいるというお話がありましたけれども、部分的改善は進んでいると思いますけれども、あまり進んでいないというのが現状だと思います。2月に行われた初の総合教育会議の議事録がまだ公表されていないということがあります。やはり先ほどの答弁でも強調されていましたが、教育行政を進める上で地域、学校、そして行政との協力関係、それを密にしていくことであって、情報をどれだけ広げて、共有しながらという視点と、それから新しい教育長、一定の権限を持ちますので、チェック機能を十分果たしていくための情報公開という視点も必要だと思います。

皆さんの方に、こういうふうに変更したらどうかという具体的な提案もしているところではありますが、もうちょっと具体的に、どういうふうに取り組んでいるかということをお示し願いたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 情報公開に取り組んでいる状況でございますけれども、大きくはホームページ、それから市報が2つの大きな情報公開の手段でございます。かねてより市報につきましては、その時々に進めております教育行政の大きな課題、特に最近は一貫教育の内容、意味合い、効果、実践の状況等をシリーズでお伝えをして、市民の皆さんにも一定程度ご理解をいただけたものかなと思っておりますが、ご指摘のように実はホームページにつきましてはまだまだ不十分でございます。現在のホームページ、たしか数年になろうかと思えますけれども、その時点では実は教育委員会の基本的な考え方は生涯学習・まちづくりという根本がございます。生涯学習・まちづくりの大きい方向の中に学校教育があり、社会教育があり、公民館活動等があって、まちづくりがなされるという考え方のもとに教育行政を進めてまいった経過がありまして、実はホームページもトップページには教育委員会というボタンがございます。学ぶというところから入ってくると、いきなり出てきますのが教育委員会の役割というところで、生涯学習とは何ぞやということが出てまいります。ご指摘のように、今年新教育委員会制度に移行したことを鑑みれば、本来ホームページのトップに行政委員会としての教育委員会の入り口があって、まずは教育委員会とはどういう組織、権限であって、どういう業務を行っているかという入り口があって、その中でその業務について学校教育ですとか、社会教育的な内容が掲げられているという姿が本来でありまして、ホームページの大改編につきましては、もうちょっと恐らく全面改定のときでないと間に合わないかと思います。現在は、掲げておりますそれぞれのページの組織図ですとか、昨年度も一昨年度も組織改正をしておりますが、そういったものが直っていない部分の手直しを今、進めているという状況でございます。

会議録につきましては、これまで会議録という形で結果だけご報告しておりましたが、できれば議会とまでは言わずとも、議事録に近いようなもの、特に平林議員には会議の言っていることだけではなくて、そのニュアンスも伝わるような議事録にしたかどうかというご指摘もいただいておりますので、それにはまた時間も気遣いもかかるということで、もう少しご猶予をいただきまして、鋭意進めてまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

次に、ゆうふる t a n a k a の料金問題について伺ってまいります。ゆうふる t a n a k a のプール問題については、昨年来連続してこの場でも取り上げてまいりました。昨日も幾つかの質疑がありましたが、当初の廃止方針は撤回となり、事態は大きく動きました。経過は繰り返しません。私はこれまでの過程というのは市政の在り方に大事な教訓を残したというふうに思っております。

す。1つは、市民の皆さんが自らの健康づくりに役立っている実情を訴え、利用できる料金でぜひ存続をと市に廃止計画の変更を迫り、粘り強く運動をし、市政を動かしたことであります。しかも温泉と他の施設にはないプール利用という実態を踏まえ、別立てで料金の設定という合理的な対案を示したことも重要な点だというふうに思います。議会も市民の皆さんの要望を真摯に受けとめ、附帯意見をつけるなど、市民に向き合った活動を行いました。また市側もいろいろ問題があった当初の廃止案には固執せず、市民説明会を経て存続の方針に転換し、利用料についても市民の要望、議会の附帯意見をくみ入れ、今回の決定に至りました。市政運営は行政の判断だけではなくて、市民の要望・意見をくみ入れていくことがいかに大切かを示していると思います。

具体的質問の前に1点、指摘しておきたいことがあります。市は主要な施策の公表に際し、議会に事前に報告するのを常としてまいりました。今回のゆうふる t a n a k a の新料金については、公表の前に議会の報告に上がりませんでした。本件では、3月議会で附帯意見があり、同議会の閉会あいさつで市長は、附帯意見で指摘された事項については今後の事務執行において適切に対応すると述べられていたところであります。通例の事項以上に議会の報告があつてしかるべき事案だと私は思っております。

これに関連して、5月の臨時議会の直後に、櫻井市議会議長、井出産業建設常任委員長が市長に議会の意向をお伝えしました。市政と議会の良好な関係の問題として、今後留意していただきたいと思ひます。

それでは具体的に幾つか伺います。内容と検討過程について部長の方から報告がありました。附帯意見をどのように検討しましたかという質問だったんですが、この附帯意見というのは議会でこの事案を審議して、こういうことに留意しながら決めるべきであるということを示3点具体的に申し上げました。それぞれが重みのあるものであります。その附帯意見というのは、利用者減にならないように、2番目はゆうふる t a n a k a の経営に配慮する、3番目に利用者の意向にも配慮するの3項目であります。それぞれ重みがあるものでありまして、どういうふうに判断したのか、先ほど総合的という丸めたご判断だったんですが、それぞれの項目についてお答えください。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

まず重要なことに関しては、議会に相談してから執行するということに関しては、法の定めによって、条例の定めによって執行するということでありまして、議会に相談しながら執行するという文言はいささか私とは考え方が違うかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから利用者減にならないように値上げしなさいということに関しては、私は不可能に近い要望であるというふうに認識いたしております。利用者減をなるべく少なくなるように、なおかつ経営に配慮して、収入が一定程度増になるように、そしてそういうことはとりもなおさず利用者が、まあ、しょうがないかというふうに何人の方が思っていたいただけるかというところの高度な判断でござ

いますので、そういうことを総合的に判断して決めさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 冒頭の法的手続きうんぬんということ、四角張ったことを言うのではなくて、私はそんなことは十分承知なんです。しかし議会がわざわざ附帯意見をつけた事項ですから、検討した結果、こういうふうになりますよというふうに議会の方に伝達するということは普通やっていることですし、どこの自治体でも重要施策については議会に説明するというをやっていますから、議会と、2元代表制ですから、そういうことを踏まえて、とにかくそれぞれの事案について協力して、緊張するときは緊張する、協力するときは協力するというで運営するのが市政の円滑な運営にかかわることではないかということでご指摘したわけであります。

附帯意見については、利用者減にできるだけならないようにということを総合的にということがありました。必要な項目だと思います。同時に私は利用者の意向にも配慮してという項目がついていますので、具体的な設定に当たっては利用者の皆さんのご意向がどうなのかということを直接行政側が把握する、そういう措置をとった上で、判断したという過程があるのかなというふうに思ったんですが、その点はどうですか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の新料金設定に当たりまして、利用者の意見を踏まえて決定されたのかということでございますが、今回3月議会のときに、3月議会前ですか、ゆうふる t a n a k a のプール存続を求める会の方から、アンケートの結果をいただいております。その際は3月議会でご提案させていただいたときは、それぞれゆうふる t a n a k a の2階、3階部分を明確に利用料金として分けたいという提案をさせていただきましたので、そういう中で基本的には政治的というのですか、行政的にどういう料金設定にしていくかという中の根拠としてそういう分け方をして決めました。したがってそのときについては利用者の皆さんから、こんなような料金でというようなことの調査結果はいただいておりますが、そういう状況の中で判断させて、議会の方へ上程させていただいておりますので、見せていただいた、拝見させていただいたという答弁をさせていただきました。

今回の新料金の決定に当たって、そのいただいた意見、ちょっと数字的にうろ覚えで間違っていたら申しわけないんですが、5,000円で大体50%ぐらいですとか、6,000円で30%ぐらい、そんなようなアンケート結果をいただいております。そんな点を考慮させていただく中で、今回アンケートの結果は参考として使わせていただいて、最終的に月6,500円という料金設定をさせていただいたということであります。

いずれにいたしましてもそもそも料金決定については、それぞれの施設のサービスを基本的に整理したという今回の方針の中で進めておりますので、そんな意見も配慮してというよりも、やはり最終的には議会の附帯意見を尊重に、意見に沿ってというような形の中で、今回決めさせていただいたということで、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 本来直接聴取された方がよかったなと思いますけれど、しかしプール存続を求める会の皆さんのせっかく努力されてアンケート結果を参照したというのは大変よかったなというふうに思います。

そこで新料金について、利用者の皆さんのご意見を伺ったんですが、反応は様々であります。これまで自らの健康づくり、介護予防に熱心に通われた方は、高くなるのは困るが、それでも健康のために引き続きやっていきたいという方も少なくありません。他方で、使えるお金は決まっているので、回数を減らさざるを得ないという方もおられます。また3月まで発行されていた年間券が切れたら、プールはもうあきらめるか、利用を断念するという方も現にいらっしゃいます。利用者の皆さんの間では、健康づくりにこれまで頑張ってきたから、一緒に引き続き利用しようよということと呼びかけ合って、利用を継続しようという動きもあるように聞いています。行政はこうした市民の願いに積極的にこたえていくことが必要なんだなというふうに改めて思います。

そこで今後について幾つかお尋ねしたいと思います。まずやむを得ず利用を諦める方もおられるようでありまして、この方たちはプールを活用して健康を維持されてまいりました。お医者さんにも言われているようですが、中断すると機能が低下しますよというご指摘を受けているようです。そこで別の形で健康維持のために努力していただきたいと思います。健康福祉部などとも連携して、こうした方々に健康維持のアドバイス、別な健康福祉サービスの利用を案内するなど、丁寧な対応をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の料金改定によりまして、プールで健康に努められていた方の効果が薄れていくという中で、健康福祉部の方と関連していい事業ができないかということでございますが、いずれにいたしましてもそれぞれ健康福祉部等とも、今回ゆうふる t a n a k a の運用の中で、振興公社の方とも話をしながら、そんなことができるかどうかということにつきまして、今後の課題ということで承りさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

1年後どうするか、先ほど実態を見て総合的に判断するというお答えでありました。そうなると思いますけれども、それには利用実態をしっかり把握していくということが必要になりまして、当初案を設定したときのように、ちょっと人数にそごがあったというようなことがないように、継続的な調査をして、しっかりしたデータをそろえていただきたいと思います。

1年後の料金についての選択肢は3つありましたね。1番目として料金表の7,500円に戻す、それから6,500円を継続的にする2番目、3番目、いや、もっと利用促進を図るために低減した方がより効果的なのかなという判断に至ればより低減するという3つの判断があると思います。

それで質問ですが、第1にせっかく存続を決断されたわけでありますから、利用拡大を図ってい

く措置というのを具体的に取る必要があると思いますけれども、どんなようなことを考えておられますか。

それから2番目に、1年後について今、3つの可能性を挙げたんですけれども、利用実態を見ながらですけれども、1番目の7,500円に戻すということを前提とするのではなくて、2番目も3番目もあり得るんだということで、柔軟に判断すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 1年後の在り方についてでございますが、ご提案のあった料金の見直しの関係と、廃止という選択肢もないわけではないということの中で、いずれにいたしましてもゆうふる t a n a k a につきましては、市民の皆さんに愛され、利用されている施設でございますので、継続的に安定的に運営していくということが大切だというふうに考えております。そういう中では、利用拡大についても当然振興公社の方ともPR活動、宣伝活動等を通じながら、推進していきたいというふうに考えております。そんな中で、よりよい施設になればというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） せっかくの機会でありますから、ぜひ、利用者側も努力するというふうに言っておられるようです。利用者側も適切に宣伝や組織化といいますか、利用が増えるような措置をとっていただきたいと思います。料金については経過を見ながら考えていくということですが、できるだけ継続的に利用できるというのを前提にしながら、考えていただければと思います。

最後に、プール施設の今後の活用についてであります。私は前議会でも強調したことなんですけど、これから介護予防が一層大事な課題になってまいります。それで介護予防で温泉やプール機能を活用する動きは、この介護保険の大改定の中でかなり広がっているんですよ。東御市では先駆的にやってまいりましたし、現に今のプール機能というものが盛っておりまして、私は東御市の大事な資源だというふうに思っております。

そこで昨年当初案にあった3階施設を介護予防施設の拠点にするという構想は考えるべき方向なのかなというふうに私は思っています。そこで今の存続を決めて1年間の料金とって、1年間の猶予期間があるわけですから、改めてプール機能も活用するということも考えながら、3階施設の在り方を検討してもらいたいと思っているんですが、その点はどうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 平林議員のご質問にお答えいたします。

ゆうふる t a n a k a の3階を介護予防の拠点施設にするという構想は、プールの廃止を前提に検討されたものでありまして、プールを残したままで拠点施設にするということは、難しいと考えております。介護予防が必要ないいわゆる2次予防事業とするプール教室は、平成22年度まではゆうふる t a n a k a と温泉アクティブセンターの両方で開いておりましたが、参加者が少ないという

中で、23年度からはゆうふる t a n a k a に集約して実施してきております。26年度の2次予防事業の参加者の状況でございますが、プール教室が13名、筋力トレーニング教室が163名という状況であり、プールよりも手軽に参加できる筋力トレーニングの方が人気があるようでございます。プールを活用した介護予防、健康づくりは骨や関節、筋肉の衰えを防ぐ上で有効であると考えておりまして、機会をとらえてはプール教室にお誘いしているところでございますが、水着に着がえるのがおっくうであるといった理由や、水に対する不安感などから、参加者が増えない状況でございます。いずれにいたしましても市といたしましては、今後も様々な教室の開催により、介護予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今後については引き続き議論をしていきたいと思っております。いずれにしても今、介護の第6次介護事業計画を進めているんですが、その過程で第1次予防、第2次予防、うんと施策を充実させるということが必要になってきますので、そういう中で市民の介護予防と健康づくり、その中で今ある東御市の資源をどういうふうに活用していくかという視点は欠かせませんので、引き続き検討していくようにお願いしたいと思います。

それでは都市計画税について、話題を移します。先ほど概略についてご報告がありましたけれども、まず前提として伺っていきます。都市計画税については、どういう税金か、何に使われているのかということをほとんどの市民が知らないのが現状であります。そこで改めて都市計画税はどのような税金なのか、その性格についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問のございました都市計画税の性質についてでございますけれども、都市計画税は都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てる税金だというふうに認識をしてございます。先ほどお答えいたしましたように、充当先としては当年度に実施いたしました都市計画事業及びこれまでに実施した都市計画事業のために借り入れた起債の償還金に充当してございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） もう少し詳しいご説明が合った方がわかりやすかったんですが、都市計画税は都市計画法に基づいて行う都市計画事業などに充てるために、土地及び家屋に応じて市民に負担をいただく目的税であります。その性格について政府税制調査会、わかりやすい解説をしております。それによりますと、都市計画税は都市計画事業の実施に伴い、都市環境の改善、土地の利用状況の促進などを通じて、土地及び家屋について一般的に価値が向上し、その所有者の利益が増大すると認められることから、その受益関係に着目して課せられる応益税としての性格を有するものである、こういう規定であります。つまり都市計画事業により土地や家屋の利用価値が高まります、それで市民の利益が増えます、それに応じて税金を負担してもらいます、こういうわけですね。つまり負担と受益が明瞭な関係にあるということです。ですから税制調査会も、総務省も折に触れ、

納税者に対し受益と負担の関係を明らかにすることをたびたび強調してまいりました。目的税であり、この負担と受益の関係を明瞭に市民に示し、そうした事業を実施することで、特別に負担をいただく納税者の納得を得ることができる、こういう性格であります。

東御市の実態はどうかと、先ほど平成25年度の税収と、その使途についてご報告がありました。お手元に資料を配付しておりますので、それを見ながらご覧いただきたいと思います。一番上の欄は、都市計画税の税収の推移であります。先ほど25年度の報告がありましたが、歴年およそ2億円前後ですね。北御牧からは25年度からいただいておりますので、およそ3,000万円。地区別に概数であります。北御牧地域では3,000万円、田中地域では7,000万円、滋野・和両地域がおよそ4,000万円、祢津地域がおよそ3,500万円と見込まれております。

次に、中段のところをご覧ください。一番左の端に都市計画事業費とありますが、おおむねこの歴年で見ますと10億円前後の事業規模になっております。種目といいますと、下水道関係の事業にこれくらい、それから地方債の償還におよそ9割前後ですね。それで都市計画税をどういうふうに充当しているかというのが右端の方に書いております。これは毎年度の予算説明資料からの数字であります。具体的な事業に充てているのは数%ですね。それでほとんど9割5分以上が地方債の償還というふうになっております。

一覧表を示しましたが、この数字に間違いありませんね。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま議場で配付されました資料、ここに書いてあるとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それで今後どうなるかということでもあります。これまではお示しいたしましたように事業も、それからいただいている都市計画税も、地方債の償還というふうに充てられております。それで今後、この先どうなるかということですが、借金の返済に充てられていますので、その状況を示したのが一番下の表であります。現在の起債残高はおよそ80億円、償還は中央公園と田中街路は40年度、これから13年先ですね。それから公共下水道は平成50年、これから23年ほどというふうになります。今までの都市計画事業及び、その中の都市計画税の使途は9割以上がこの借金の返済というふうに充てられていますが、今後も同じような構造になっているんですか。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） ただいまの質問、今後どのような形で都市施設ができていくかというようなことに、ちょっと私。

○9番（平林千秋君） 税収の使い方、今後・今の構造と同じですかという。

○都市整備部長（橋本俊彦君） それにつきましては、今後も当面は償還に充てていく形になるかと思えます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 今、お示しいただいたように、今後も大体同じような構造になっていくということでもあります。

そこでちょっと、もう1点だけ基本的に伺いますが、この都市計画事業、10億円前後の事業規模ですね。それから都市計画税の使途については、毎年度の予算編成でどんな検討があって決められているのでしょうか。これは総務部長かな。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 都市計画税の使途について、毎年度の予算編成の中でどのような決定がされているかの件につきましてですが、都市計画税、1つの非常に大事な大きな財源でございます。これも活用しながら、市全体の事業を進めているということでございますので、都市計画税のみに限った使途を検討ということではなくて、全体事業を検討しながら、財源を調整しているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 全体の構造が、今後も変わらないということが前提になっています。そういたしますと今、市の考えている都市計画税を含む都市計画事業というのは、これから先、10年か20年になるかわかりませんが、旧東部町の公共下水道、田中街路や中央公園の整備という、これまでの事業の借金の償還といたしますか、借金の穴埋めに使うということでもあります。

私は旧東部町地域の公共下水道も中央公園整備も、東御市の重要なインフラ整備であり、ここに都市計画税を充当するということは、法の上ではあり得ることだとは思っています。しかしこれからも応益負担である都市計画税の大半を長期にわたって借金の穴埋めに使うという現在のままでいいのかという問題があると思います。例えば北御牧の皆さんから年3,000万円、もう3年たちますから約1億円という税金をちょうだいしておりますが、これを旧東部町の過去の事業の借金の返済に充てると、これから先も同様でございますという説明になります。

私が今回提起したいのは、目的税として負担していただいている都市計画税の税收については、より受益と負担が明瞭になる、払ったものが役に立っていると市民が実感できる都市計画事業の在り方を検討すべきではないかということでもあります。

そこで1点伺いますが、都市計画事業の対象としている施設はどのようなものがありますか。このうち事業化、つまり予算を充当している事業というのはどれでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） ただいま質問、今後先ほどもちょっと言いましたが、どのような施設を考えているか、あるいはどのような施設が該当されるかということでございます。

私どもの東御市におきましては、先ほどからも出ております公共下水道事業ですね、それとあと東御中央公園です。そのほかには街路、都市計画街路といたしますけれども、これは昭和53年に決定されております。これが徐々に建設されていくわけですが、そのようなものに今後は充てていくかと思っております。そしてもう1点なんです、下水道事業。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 済みません、答弁の途中ですが、使途を具体的にお示ししていただければ、論議は十分進む、済みません。

今の都市計画事業、対象施設としての都市計画道路、6路線、都市計画公園7公園、それと公共下水道、東部浄化センター、東部クリーンセンター、これですよね。その事業化しているのは今、お示しいただいたように公共下水道中心に、歳出しているというふうになります。

北御牧地域は、都市計画税をちょうだいするときにいろいろ検討したけれど、十幾つの対象事業があったんですよね。それをいろいろチェックした結果、該当なしというふうになっております。

都市計画税の税収は毎年2億円、5年で10億円、10年たつと20億円、北御牧から25年度からいただいている北御牧地域の税収は10年で3億円という巨額になります。これをもし具体的な事業に提供したら、この事業規模というのはこの数倍になると思われます。これも都市計画税の本来の目的に照らして、単に借金の返済に消えていくのではなく、旧東部町、旧北御牧も含め、東御市の都市整備事業へ有効に活用する事業計画、予算編成にすべきではないかと、こういうことを検討してみたらどうかということであります。

旧東部町では、道路や公園の整備が挙げられていますが、北御牧は該当策なしということであります。北御牧の皆さんの要望をもとに再検討し、東御市が一体として都市整備が進むようにしたらどうかと、そうした方向を示すことが受益と負担の関係を明瞭にし、納税者の納得が得られる、そういう事業展開になるのではないかとというふうに思います。

今日改めて歴年の実態を示しながら質問したのは、せっかく市民の皆さんに目的税としてちょうだいしている税収をもっと建設的に、私は償還に使うのは非建設的だと言っているのではないんですよ。返済については一般財源から、ほぼ9割以上投入して使っているわけですから。視点を変えて、目的税としてちょうだいしている税収については、積極的に旧東部町、旧北御牧も含めて、都市整備全体が進むようにしてみたらどうかと。都市計画事業に設定するには、今、先ほど言った幾つかの事業しかありませんけれども、都市計画法では11項目視野に入れていいですよというふうにもなっているので、都市計画事業と設定するにはいろんな手続きが必要ですから、にわかに来年からどうこうというふうにはなりにくいとは思いますが、しかし目的税にふさわしい税収の使い方ということは、改めてこの実情に照らして検討してみてもどうかというふうなことを問題提起したいんです。その点、市長、どうですか。市民の皆さんに負担していただいている税収を積極的に有効に活用していくという事業計画及び予算編成というのをぜひ考えてもらいたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。慎重に審議させていただきたいというふうに思いますけれども、地区別に税収を考え、振り分けるという手法は東御市にはなじまないというふうに考えております。必要な事業を適切に法にのっとり、執行し

てまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 現状を是としないで、検討余地があるので検討してみようということをぜひ臨んでもらいたんですよ。市民の皆さんからすると、なかなか税負担が大変なんです、今、このご時世の中に。しかしいろいろ検討して、北御牧地域の皆さんも含めて、全市から目的税としていただきますと、これによって都市整備が進みますよということをお約束していただいている税金であります。質問の中で申し上げましたけれども、旧東部町の公共下水道の整備を促進するという事業ですから、それはそれとして大きな借金を抱えていますから、それを償還しなければならないということは事実です。しかしそれも予算編成全体の中で考えていくべきことですよ。

それでやっぱり目的税としていただいている以上、その目的にふさわしい使途というのが考えて、市民にご提示するのが市民に対する責任ではないかというふうに思います。市長はご答弁の中で、貴重なご意見だから参照にということをおっしゃいましたので、ちょっと基本的な課題として予算編成に向けてぜひご検討していただきたいというふうに思います。

最後に、あと2分ですね。人口ビジョンについて残りの時間で若干伺ってまいります。先ほどご答弁のように、2万8,000人を維持するというものをめどにして、これからそれを実現する施策を検討したいというご答弁でした。私はかねてから取り上げていて、そういう目標数値を持って積極的に進めるということは必要だと思います。

指摘だけにとどめますけれど、作成過程で人口目標を達成していく上で、数値目標をつくろうという動きがあります。お示しいただいた施策パッケージの中では、5年間で20人程度増やそう、生む、出生数を増やそうかなというような目標を掲げたり、あるいは特殊出生率の目標値を明示しようかというようなご議論もあるようですが、私は積極的な施策を掲げていくという、政策目標として人口目標は持つのは大事なんですけど、行政が出生目標まで掲げて、市民の皆さんにこういう方向で産んでよねというふうに数値管理をするというふうになると、これはちょっと話の筋が違のかなというふうに思うんです。2万8,000人を維持するためには総合的な施策が必要ですし、とりわけ子育て世代への支援、それから私はなお若い世代に着目するというのはもちろんですが、同時に地域で子育て世代を支えていく地域づくりということが、あわせて地域の人口を維持する活力を維持していくという力になるのではないかなというふうに思いますので、別な機会で少し突っ込んでやりたいと思いますが、そういう視点も含めて検討していただきたいと思います。

34秒ですから、これで終わりにします。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号21 中学校の朝練の状況について、受付番号22 市の税収について。5番、蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議席番号5番、太陽と風の会、蓮見喜昭です。本日も元気に一般質問を行っていきます。

今回は2点について質問いたします。1点目は、中学校の朝練の状況について。そして2点目が市の税収についての2点です。

最初に、中学校の朝練の状況についてですが、昨年、この一般質問で同様の質問をさせていただきました。そのときはまだ長野県教育委員会の指針が出たばかりでしたので、それから約1年ほどたつて、どのように市内の中学校の部活動の様子が変わってきたのかを中心に質問をしたいと思うのですが、長野県教育委員会は昨年度に県中学校期のスポーツ活動指針を定めて、練習時間が確保できないなどといった、そういった場合を除いて、部活動の朝の練習、いわゆる朝練ですね、それを原則行わないと。部活動の延長で行われている社会体育を責任の所在があいまいだということで、部活動と一本化するように県内の市町村に求めておりました。

昨年の一般質問でこのことについてお聞きをしたときに、そのときの答弁では市内2つの中学校に設置してあるスポーツ運動運営委員会を合同で開催して、学校間で歩調を合せて、更には中学校体育連盟との兼ね合いもあることから、上小地域で連携を図って、同じ歩調で進めていきたいというような答弁でした。

そして先月の5月29日付の「信濃毎日新聞」に関連する記事が掲載されていたのですが、長野県の教育委員会がまとめたところによりますと、この指針がスタートして1年が経過して、調査をしたところ、県内の公立中学校の運動部の75.9%が朝練を廃止にしたというふうにありました。昨年夏の同じ調査のときには、まだ18.6%だったそうで、1年ほど経過して大幅に廃止をする学校が増えてきたようです。

そして部活動の延長で行われておりました社会体育も、部活に一本化して廃止というものが73.8%と、こちらも伸びてきたようです。

先ほどの新聞の「信濃毎日新聞」の記事に、幾つか県内学校のコメントも掲載されていたんですが、ある朝練を廃止にした東信地方の学校は、生徒も教員も朝に余裕が生まれたと。朝の遅刻も増えていないと、そういったコメントがあった一方、ある北信の中学校のコメントは、変化は見えないというふうにコメントをしていました。

そういったところから見ると、まだまだ県内のそれぞれの学校が試行錯誤しながら、何がベストな状態かというのを模索しているように見える、そして結果が実際に見えてくるのはまだまだちょっと時間がかかるのかなというふうに感じました。

そこで現在の東御市の状況について質問しますが、現在の東御市内の中学校の朝練の状況はどのようになっているのでしょうか。そして社会体育の現状はどうでしょうか。指針から1年間が経過し、学校などの現場、そして保護者などからはどのような反応があるのか、お聞きします。

続きまして、市の税収について質問します。

世間では、景気回復とか言われている中、日経平均株価も2万円を超えて、円安の影響があつて海外からぞくぞくと観光客が日本に押し寄せて、業界によっては景気がよくなっているように見える、そういったニュースや新聞記事等を見る一方、我々の普段の日常生活の中では、物価もどんど

ん高くなっておりますし、なかなか景気回復の実感というものはなかなか実感できないなといひますか、温度差を感じることはあるんですが、何はともあれ、東御市における今後の税収のアップというものに期待をしたいところであります。

人口減少時代において、安定した税収を確保するということは喫緊の課題であり、ただ、人口が少なくなっていく中で税収を上げていくことは非常にハードルが高いと思いますが、各自治体がしっかりとこれからも生き残っていくためには、知恵を絞って様々な工夫が必要になってくるのではないかなと思います。

東御市が発表しています平成27年度の市税予算については、約38億円ほどの予想ということでしたが、この中で個人分と法人も足した市民税が約15億960万円ですか。固定資産税が約17億9,200万円となっておりますが、東御市の市税に関して、個人と法人を足した市民税が全体の39.6%、更には固定資産税が47.5%を占めるわけですから、この市民税と固定資産税の2つ税目で87.1%と、大変大きな比重を占めるわけです。

東御市に限ったわけではないんですけれども、反対に税収を今後伸ばすには、この2つの税目をやっぱりアップさせないと目に見えた成果というのはなかなかあらわれなないと思いますし、いくら株価が上がっても、実際の私どもの家庭の日常生活に景気が回復したなど実感が伴うには、やっぱりもう少し時間もかかると思いますし、東京ですとか名古屋、大阪といった都会と地方の時間差というものもあると思いますし、やはり自治体は自治体で足元をしっかりと固める、基盤を強くするという意味で、自主財源の確保というものに力を入れていかなければいけないかなというふうに思います。

そこで質問をしますが、過去数年間の税収の状況はどのようになっていますか。そして今後の我が市における税収の推移をどのように予想していますか。

以上が私の最初の質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号21、蓮見喜昭議員の中学校の朝練の状況についての質問についてお答えします。

1点目の現在の市内中学校の朝練の状況についてでございますが、長野県教育委員会の指針を受け、東御市では平成26年4月から朝練習を原則として行わないこととしているところでありますが、活動時間の短い時期、東部中学校にあつては9月から2月、北御牧中学校にあつては10月から3月、及び県の中学校体育連盟が主催する大会の2週間前からは、朝7時半から8時まで朝練習を認めているところでございます。

現在の各中学校の始業前の時間の活用状況であります。東部中学校では朝の活動として生徒が自主的に活動する時間としており、安全配慮から顧問が立ち会うものの、部活動的な指導は行っていない状況であります。北御牧中学校につきましては朝練習だけでなく、朝の活動も行っております。

2点目の社会体育の現状でございますが、部活動としての決められた時間で終了しますので、更に練習を希望する生徒については、体育協会や専門指導者がいる社会体育で練習したり、他のスポーツ教室に参加して自己の技術向上に取り組んでいるケースもあります。

3点目の指針から1年間が経過する中での学校現場や保護者からの反応についてであります、教育委員会への意見や要望等は特にございませんでした。また中学校での保護者会等の会議の中でも、意見などは出されておきませんので、現在の指針をご理解していただいているものと考えているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号22、蓮見喜昭議員の市の税収についてのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

初めに、過去数年間の税収の状況でございますが、市税全体の収入済額で申し上げますと、平成23年度が40億3,592万円、平成24年度は39億2,524万円、平成25年度は40億1,682万円となっており、毎年40億円前後で推移してございます。また平成26年度におきましては、40億8,000万円余を見込んでおりまして、前年度より若干増加する見込みでございます。

次に、今後の税収の推移についてどのように予測するかでございますが、大変いろいろな要素がございまして、一概に言えないということを前提にお答えします。ご質問の中にもございましたように、市民税と固定資産税が大きなウエートを占めるわけでございますけれども、市民税につきましては景気の動向が大きな要因になりますので、緩やかな景気の回復が継続するとすれば、増収となることを期待しておりますが、依然として議員ご指摘のとおり不確定な要素が多く不透明な状況にあると認識しております。

また、固定資産税につきましては、下落傾向は縮小しておりますが、今後も地価の動向に左右されるところでございますが、景気回復が見込まれれば、企業等の設備投資が拡大することにより増収につながればと期待をしておるところでございます。

いずれにいたしましても税収の確保につきましては、課税の対象となる人口、所得、土地価格、建物などが増加し、あるいは上昇に転ずるような施策を推進していくことと同時に、適正な税収納に努めてまいることが肝心であるというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） それでは再質問いたします。ここからは一問一答をお願いします。

最初に、中学校の朝練の状況についてですが、現在は長野県の指針に従って、原則として朝の練習は行わないと。日が短い時間、もしくは大会前だけ朝練をしているというお話でありましたけれども、そのシーズン中の練習を除くということで、何が何でも絶対に朝練は中止というわけではなくて、ある程度緩いといいますか、柔軟性を持って対応されているんだなというふうに感じました。

当然大事な大会の前とかは、当然より多くの練習時間が必要になるケースもあるでしょうし、選手の一人ひとりが部活動とは別に個人的にレベルアップを図るために特別に練習をするようなケー

スも当然想定できるわけでありましたけれども、先ほどの「信濃毎日新聞」の報道にも、お隣の上田市の様子が載っていたんですが、昨年度から上田市内全11校の朝練を廃止にしたということが書いてあったんですが、東御市と同じように大会前は朝練ができるというふうに例外を申し合せたところもありました。この件に関して上田市の教育委員会には、ほかの地域でやっているのになぜなのかという不満と、廃止なのになぜやるのかという、そういった両方の意見があると、そういったコメントが載っていました。それ以外の県内の学校でも、生徒の自主活動というような名目で、朝練は原則廃止なのですが、結果的に朝練を容認しているケースもあるようです。

というわけで、一応名目上多くの学校が朝練は原則廃止としているようですが、生徒が自主的に行うだとか、あとは市のスポーツ教室に合せるですとか、そういった例外的措置というものがある程度県内の学校で行われているようです。そういった意味で長野県の教育委員会の指針を皆さんすごくフレキシブルに対応しているなと思うのですが、そもそもそうやって考えますと、この朝練というものが本当に必要だったのかなと、どの程度必要であったのかなという点も気になったところでもあります。

私自身も学生時代はずっとスポーツをやってきましたので、部活動の朝練というのはもう当然毎日ありまして、あって当たり前、それがもう朝のスタートといいますか、生活の一部になっていたと思うんですけども、昨年長野県のこの教育委員会がこういった指針を定めたときに、あ、やっぱり時代は変わってきたのかなと、ちょっと実感をしたところでもあるんですけども、もし私の自身にこういった朝練が仮に廃止になったということを考えたら、何かほかの方法で自身のレベルアップを図ったかなというふうにも思いました。

この朝練が原則廃止になったということで、練習時間が短くなったと。その分ただ工夫して、より密度の濃い、クオリティの高い練習をしようという現場の考え方にもつながるのではないかなというふうにも思いました。

そこでお聞きをしますが、朝練を行わなくなってから、市内の中学校の部活動のその後の大会等の成績ですね、それはどのようになっているのでしょうか。つまりは朝練に参加していたこと自体が実際に大会等の成績にどのように結びついてきたかということも関係あると思うのですが、朝練を原則廃止にしてから、各大会等に参加されてから、その成績に何らかの変化があったのかどうか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 大変シビアなご質問でございまして、朝練習を原則廃止ということで、その後の試合結果、成績はどうかということでございますけれども、26年度から朝練見直しということで取り組んでできましたけれども、26年度の結果、おおむねの感想は若干下がったかなという感想でありました。26年から27年度、今年前週に上小大会というのが行われたわけでありましてけれども、そこでは少し、かなり持ち直したかなということであります。団体種目でも4団体ほど、個人では7人ほど26年度よりも東信大会に進めるというようなことであります。

ただ、選手、生徒もかわりますし、指導者もかわってまいりますので、様々な要素が絡むわけでは、朝練習との因果関係というのはなかなか分析が難しいというふうに考えております。いずれにしても限られた時間の中で部活動は、内容の濃い練習をしていくということが大事なかなということを思います。今後もっとやりたいと、活動したいという生徒の活動の場をどのように仕組んでいくかということは大きな課題かなということを思いますけれども、現状では生徒は落ちついた学校生活が朝のスタートからできているなというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 確かに成績うんぬんが朝練習にどのくらい影響があったと、非常にはかるのは非常に難しいところではあると思うんですが、平成26年度は少し下がつて、平成27年度に入って持ち直してきたということで、朝練が必要ないというのはちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、ないならないでやはり新しい方法を皆さん模索されると。やはり時間が限られている分だけ、内容の濃い非常に密度の高い練習をして、時間を有効に使うとされているのかなというふうに思います。

もちろん中学校時代の部活動というものは、プロではありませんので、順位とか成績だけを評価するものではありませんし、やはり10代の多感な時期にスポーツ活動を通じて学ぶこともたくさんありますし、私も学生時代は部活動からかけがえのない経験をたくさんさせていただきました。

個人的にですとか、あと市の体育教室ですか、スポーツ教室、そういったものを通じて更にレベルアップを図ったりとか、練習をしたりというお話だったんですが、ちょっと1つ気になったのが、そういった学校での部活動と、市のスポーツ教室の住み分けといいますか、もちろん選手たちはステップアップを図るために行かれていると、もしくはほかの練習をされていると思うんですが、何か事故等が起きたときの責任の所在等はどのようになっているのか。あと市のスポーツ教室とかに参加するのも、以前の社会体育のように名前は違うんですけども、実際は部活動の延長とほとんど変わらないのかどうか。そのあたりがちょっとどのようになっているのか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ただいまの社会体育で事故があったときの対応等、あるいは社会体育との住み分けということについてお答えします。

社会体育で事故等が起きないように、そういう指導をしているわけですが、万が一事故があった場合の補償につきましては、スポーツ保険が適用になるということでございます。それから学校の部活動については、社会体育を一本化するというところでありますので、明確に学校の部活動は時間で切っております。その後、社会体育、日常的にやるか、土日にやるかということは生徒個人の選択で行っているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 全国の類を見ない今回のこの中学校の朝練廃止という県の指針がスタートして1年ほどたった中で、本日の答弁、あとは新聞等の報道、あとほかの学校の様子とかを拝見す

ると、まだまだ試行錯誤の部分はあると思いますし、ただ、市の独自の政策というわけではありませんが、今のところはよい方向に進んでいるように思いますし、やはり教育県と言われている長野県に先見の明があったなというようになるように、今後も引き続き動向を注視しながら、指導をお願いできたらと思います。

続きまして市の税収についての再質問です。景気が少しずつよくなっているという中で、税収も40億円ほどで推移しているという中で、実際に住民の皆様の給与、そして市内企業の利益が上がってきているのも少しはあるのかなというふうには思いますが、以前はやっぱり市役所の税金というものは窓口で支払うのが普通だったかもしれないんですが、時代の移り変わりもあって、そういった税金の支払い方というものも多種多様な中で、納税者のライフスタイルの変化も鑑みて、支払い方法の選択肢も増えてきたと思います。

そんな中で、東御市の税金の収納率ですか、前、委員会で聞いたときは結構高い数字を残しているなというふうに思ったんですが、とはいっても滞納してなかなか支払っていただけないような方もまだまだたくさんいらっしゃるのかなと思います。当然市税を滞納されている方は、それなりの当然理由があるわけでしょうが、納税の公平性という意味からできるだけ速やかに納税をしてもらう必要があると思います。もちろん市の収税担当の方もすごく努力されているというお話も聞いておりますし、あと数年前からスタートした長野県の地方税滞納整理機構ですか、滞納している未払い税の徴収という側面では、東御市の税金の市税の収納率アップに貢献しているのではないかと思います。

最初の再質問ですけれども、平成23年にスタートしたこの長野県地方税滞納整理機構についてお聞きしますが、このホームページを見てみますと、県内すべての市町村が協力して、大口ですとか、徴収が困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合というふうに書いてあります。この機構の議会で花岡市長も議員をされておりまして、東御市もこの機構に参加して、毎年負担金を納めているようですが、27年度の予算書によると128万円の負担金ですか。そこでお聞きしますけれども、この東御市の税収にとって、この長野県地方税滞納整理機構というものは、毎年どのくらいの程度の案件を依頼して、どの程度滞納された市税をかわりに徴収していただいているのか。そしてこの機構は東御市の安定した歳入について、どの程度貢献しているのか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問のありました長野県地方税滞納整理機構について、お答えを申し上げます。

ご質問にもございましたように、地方税の収入未済額を効果的に縮小するために、県と県内の全市町村が連携して滞納整理に当たっていくため、平成23年度に長野県地方税滞納機構が設置をされたところでございます。ご指摘のとおり、これにより大口で困難な滞納事案について、財産調査や差し押さえが専門的に行えるようになりました。

東御市といたしましては、毎年10件程度の滞納整理機構へ市の滞納案件を引き継いでおり、年度

ごとの機構による徴収額を申し上げますと、平成23年度は2,250万円、平成24年度は474万円、平成25年度は190万円となっております。加えまして、滞納者に整理機構への引き継ぎを事前に予告して納付催促をするわけでございますけれども、その効果の状況につきましてもご報告いたしますと、平成24年度は1,207万円、平成25年度は546万円、平成26年度は979万円となっております。市内でも進んでおります滞納事案の複雑化、悪質化の防止につながっているというふうに考えてございます。

今後とも大口で困難な事案につきましては、滞納整理機構へ引き継ぎをいたしまして、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 願わくばできるだけこういったところにお世話にならないで、納税者に自主的に期限内に納税してもらえれば一番いいんですが、様々な理由でそうもいかない方々がたくさんいらっしゃる中で、悪質な件も含めて上手にこの機構を活用していただいて、今後のさらなる税金の収納率アップを目指していただきたいと思います。

市税の収納率が上がってきた点について、やはり納税者が市税を納める環境が整ってきたと先ほど申し上げたんですが、やはり支払う選択肢、支払う方法の選択肢というものが増えてきた。つまり払いやすくなってきた、払う機会が増えてきたと、そういうふうに思います。例えば最近増えてきましたコンビニエンスストアでの納税ですけれども、いわゆるコンビニの納税というものは市税にしても、固定資産税にしても、自動車税にしても、わざわざ市役所に来たりとか、金融機関で引き落とすための手続き等もなく、コンビニにちょっとした買い物のついでに税金を納めることができるということで、非常に便利なもので、やはり何かのついでに行うことができるというのがポイントだと思うんですが、こういった利便性が伴っているというものが収納率の向上につながっていると思うんですね。つまり普通の企業で、一般企業でいいましたらお客様目線といいますか、納税者の目線に立って、利便性をよくしたというところがポイントだと思います。これからはそういった利便性を図って、納税者に選択肢をあげて、納税者が支払いやすい環境を整えてやるという必要もあると思うんですが、そこでお聞きをしますけれども、今後も高い収納率を目指していく中で、より納税者の支払う環境を整えるためにどのような取り組みを考えているか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 今後の納税の利便性についてのご質問につきまして、お答えをいたします。

まず初めに、ご質問の中にもございましたように、市におけるコンビニ収納の実態について最初にご報告をしたいというふうに思っております。平成22年度に導入いたしました市内におけますコンビニ収納の利用率でございますけれども、平成23年度が5.9%、平成24年度は7.2%、平成25年度は8.0%と年々増加をしてきておるところでございます。コンビニ収納が市税全体における収納率に大きく影響しているという数字までには至ってございませんけれども、納税者の納税機会の拡大

と利便性の向上に大いに寄与しているというふうに考えておりますので、今後とも推進をしてまいりたいというふうに思います。

また、東御市では税及び税外収入の納付事業を効果的に行うために収納嘱託員制度を以前からひいてございます。市内の各地区1名ずつ、計5名を配置しておるところでございます。納期内完納が困難な納税者や市役所、金融機関まで支払いに出向くことが困難な納税者に対しまして、お宅まで集金に伺うなど、完納に結びつける態勢をとっており、また滞納防止にも大きな役割を果たしているというふうに考えております。なお年間収納嘱託員の皆さんがお集めいただく税額につきましては、おおむね4,000万円の収納実績がございます。

以上のような税率を上げる施策もあわせて、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） やはり様々な支払いの選択肢が増えたということで、納税者の利便性もかなり向上してきているのではないかなと思います。

そこで提案したいのですが、更に納税者の利便性を高めるために、東御市でも納税をクレジットカードで行えるようにできないでしょうか。全国の多くの都道府県、自治体でも既にクレジットカードでの納税が可能ですし、その数も年々増えております。この長野県でもちょっといろいろ調べてみたんですが、須坂市と白馬村ですか、それぞれ市県民税、村民税をクレジットカードで納付することができるそうです。更には須坂市と白馬村は住民税だけではなくて固定資産税とか、軽自動車税、更には国民健康保険税もクレジットカードで払えるそうです。それ以外ですと私が調べた中で、岡谷市が軽自動車税、山ノ内町も固定資産税がクレジットカードでの納付が可能だということです。

現在の私ども生活では、例えば買い物でさえ今、インターネットでクレジットカードを使って、スーパー等で買い物もできてしまう。例えば午前中にインターネットでスーパーで商品を注文して、クレジットカードで支払いを済ませば、午後には宅配をしてもらえると。大げさにいえば一歩も家から出なくても買い物、そして生活することも不可能ではないのかなと、そういった時代が変わってきたのかなというふうに思っています。

一昔前では、本当クレジットカードで税金を納めるなんていうことは想像もできなかったかもしれませんが、今では長野県内を含む多くの自治体でもう実際に実践をしていますし、こういったこともやっぱり時代の流れかなというふうに思います。よくよく考えてみれば、先ほどの質問しましたコンビニでの納税というものも以前は多分考えられなかったことですが、今はどの自治体でも行っており、市民生活にすごく浸透していると思います。

市税ではないんですけれども、この4月から東御市ではふるさと納税もクレジットカードで決済ができるようになりました。ふるさと納税で多額の寄附をいただいている自治体を見ると、や

はりクレジットカードでの決済をスタートさせてから、その寄附額を大きく伸ばしている自治体が多数あるように思いました。

そんなわけで東御市におけるクレジットカードでの納税もできるようにということをぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいまクレジットカードによる決済についてご提案をいただきました。お話のとおりクレジットカード決済や、いわゆるペイジー決済、銀行ＡＴＭ、インターネットバンキング、モバイルバンキングなどによる決済、また電子マネー決済、モバイルＳｕｉｃａなどによる決済など、多岐にわたる決済が一部の自治体で実施されている実施が始まっているというふうにお聞きをしておるところでございます。

ご提案のクレジットカードの決済につきまして、お話がありましたとおり県内77市町村中、3市町村、私どもの確認では3市町村で実施されておる状況でございます。全国的には約4％程度の導入状況ということもお聞きをしておるわけでございますけれども、先ほどのコンビニ収納も含めまして、決済に伴う手数料の負担が発生いたしますので、その費用対効果について、また実施しております各市町村の実施状況等、今後よく調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） まだ全国の自治体でクレジットカードでの決済が行われているのが全国のまだ4％ということで、まだまだではありますけれども、これを実際に先ほども申し上げましたけれど、決済を行えるようになっている自治体は年々増えておりますし、これも時代の流れでということと、あとやっぱり納税者の利便性を今後も図って、税金を払いやすくしてあげるという意味を込めて、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

いずれにしても東御市のような小さな自治体は、自主財源の確保というものが今後も非常に重要になってくると思いますので、あらゆる選択肢、手段を使ってこれからも東御市の自主財源確保に努めていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

受付番号23 東御市版まち・ひと・しごと創生総合戦略について、受付番号24 新制度スタート後の保育について、受付番号25 安全保障法制の整備に関連して。1番、窪田俊介君。

窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。午後のひととき、お付き合いをお願いします。

まず最初に、東御市版総合戦略について質問をいたします。1つ目は、総合戦略策定のスケ

ジュール、経過はどうなっているか、質問をいたします。戦略策定のスケジュールや位置づけについては、前回の3月議会の時点で説明がございましたが、改めて伺います。また現在までの進捗状況を確認するものであります。

次に、地域ビジョンとは何か、また、どのように総合戦略に反映させるのか、伺います。こちら3月の時点で示された素々案の中で、既に記載されている内容ではありますが、5月に各地区で開催された東御市まちづくり懇談会で、地域ビジョンを総合戦略に反映させると市の説明がございました。大切なことだと思ふ反面、地方版総合戦略の作成自体が急ピッチな作業という印象がありまして、地域の声を反映させるというのは無理があるのではないのかなと感じました。実際に6月12日付の「信濃毎日新聞」でも、政府主導で足早に進められる地方創生への戸惑いが多い自治体にあるという報道がされているような状況であります。私たち議員も各地区の地域づくりにかかわる中で、個々の地域づくりがやっぱりこうした性急な政府のトップダウン的な計画づくりにのみ込まれてしまうのかなという、単純な疑問を持ちましたので、この質問をいたします。

次に、新制度スタート後の保育についての質問です。

4月から子ども・子育て支援新制度が始まって、まだ4、5、6とようやく3カ月目に入りましたが、新制度によって保育時間が延びたり、それに伴って保育料金が2種類できたり、また東御市としては延長保育料の軽減などの変更がされました。こうした中で保護者と現場の双方から見て、どんな状況か、質問したいと思います。

1つ目に、子ども・子育て支援新制度スタート後の保護者の反応、利用形態の変化などはいかがでしょうか、伺います。また、こうした状況に対応している市内の保育現場での課題はどうか、2つ目の質問として伺います。

次に3つ目として、この4月から保育料について住民税ベースに変わったことで、料金階層が引き上がる等の影響があるかと前回の質問でも述べましたが、その影響はどうか、伺います。そしてまた年少扶養控除等廃止にかかわる負担軽減の経過措置、その対応はどうか、伺います。

4つ目に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の加入対象が拡大されました。市内の小規模保育も対象となるのかどうか、質問いたします。

次に、安全保障法制の整備に関連して、今、安倍政権が進める安全保障整備に関連して質問をしてみたいと思います。

安倍政権は、昨年集団的自衛権行使容認の閣議決定をもとに、安全保障法制の整備を現在、推し進めております。歴代政府の積み重ねた見解を覆して、平和憲法の根幹が変えられつつあると考えるものです。住民の暮らしと平和に生きる権利にもかかわると私は考えております。市長の見解を聞きたいと思います。

もう一つ、この法制は、今後の日本の成り立ち、平和と安全の根幹にかかわる重大な問題であります。しかし安倍内閣は夏までに成立としています。国会での十分な審議が必要と思いますが、

市長の見解はどうか、お聞きします。

以上、最初の一括質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号23、窪田俊介議員の東御市版まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問につきまして、私の方からお答えいたします。

1点目の東御市版総合戦略策定のスケジュール、経過はどうなっているかというご質問についてお答えいたします。東御市総合戦略は、東御市総合計画に掲げる施策の中の人口減少の克服と地方創生に関する施策を具体的に展開していくための手段として現在、策定を進めると同時に、一部の事業に関しては先行して実施しているところでございます。

総合戦略の策定に当たっては、昨年12月には庁内における部局を横断したプロジェクトチームと、庁内の方針決定のための理事者と全部長による推進本部を設置し、策定作業を進めており、本年3月に総合戦略と合せて人口ビジョンの素々案を作成しました。4月には、産・官・学・金・労の関係者や市民を含めた15名で構成する有識者委員会を設置し、素々案をたたき台として成案化に向けた協議を継続していただいております。

総合戦略は、議会のご理解、ご協力をいただきながら推進することが重要であることから、策定段階で議員各位のご意見もお聞きしながら、まちづくり審議会の審議を経て、8月末の策定、公表を目指しております。

2点目の地域ビジョンとは何か、また、どのように総合戦略に反映させるのかにつきましてお答えいたします。東御市総合戦略では、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域づくりと安心な暮らしを守るの4つを基本目標とし、取り組むこととしております。特に4つ目の時代に合った地域づくりを推進していくためには、地域の協力が欠かせません。定住促進を進める上での移住者を受け入れるための条件整備や新しいコミュニティづくりといった地域の変革が求められている一方で、地域の文化や美しい景観などは、地域の魅力として保存することも大切であります。守っていくもの、変えてもいいもの、10年先を見据えた地域の将来像を具体化し、共有することが必要です。それが地域ビジョンであり、この策定を市内5地区にお願いしているところであります。

なお総合戦略は、5年を計画期間として実施するものであり、その実現のためには事業効果をはかる数値目標の設定と、その検証を経て、改善していく取り組みが必要ですので、必要に応じて見直しを行っていくことになります。

地域ビジョンは、本年度末までの策定をお願いしているところでありますので、総合戦略の見直しをする中で反映させ、さらなる地域の活性化を目指すものであります。

続きまして、受付番号25 安全保障法制の整備に関してのご質問につきましてお答えいたします。

ご質問の安全保障関連法案につきましては、自衛隊の海外派遣を随時可能にする新たな国際平和支援法と、自衛隊法などの関連する法律を改正する平和完全法整備法案が今国会に提出され、審議

されているところであります。この法整備の背景には、我が国を取り巻く安全保障環境の根本的な変容が挙げられており、冷戦終結後の四半世紀だけをとってみても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロなどの脅威により複雑かつ重大な課題に直面しているとともに、これらの脅威が世界のどの地域において発生しても日本の安全保障に影響を及ぼし得る状況にあると言われているところでございます。

私としましては、このように日本を取り巻く安全保障環境の変化が続き、平和と安全の根幹を揺るがしかねない状況を踏まえれば、国民の平和を守るための平和安全法制等の整備は必要ではないかと考えております。

更には社会の変化の中で、必要な憲法改正もしっかり議論することが肝要であると考えております。

今国会に提出されている安全保障関連法案の審議につきましては、国際社会の平和と安定に積極的に貢献し、かつ国民の生命と平和な暮らしを守るという法整備の趣旨を国民に理解いただくために、十分な審議がなされることを願うところであります。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号24、窪田俊介議員の新制度スタート後の保育についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の子ども・子育て支援新制度スタート後、保護者の反応、利用形態の変化などはいかがでしょうかのご質問でございます。平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度が本格施行され、すべての園児が8時間の保育短時間認定と11時間の保育標準時間認定の2種類から、保育時間の認定を受けることになりました。4月当初の保育園に入園している園児の認定状況を申し上げますと、短時間認定園児は529名、標準時間認定園児は306名でございまして、短時間と標準時間の園児の比率はおおよそ6割と4割という状況でございます。保護者の反応につきましては、当初短時間、標準時間といった用語に戸惑った方がおられたようですが、混乱等はございませんでした。

2点目の市内保育現場の課題はどうかのご質問でございます。標準時間の認定を受けた園児の通常保育時間が11時間と長くなり、また長時間保育料を30分当たり100円から60円に料金を見直したことから、長時間保育を利用する園児数が増えている状況です。この状況に対し、保育園の現場では職員を増員するとともに、保育士がシフトを組み、園児を受け入れております。また未満児の年度途中入園が増えており、そのことに伴う保育士の確保が課題となりつつありますが、市では適時保育士の募集を実施し、保育ニーズにこたえるように対応しております。

3点目の4月からの保育料が住民税ベースに変わったことで、料金階層が引き上がる等の影響はどうか、年少扶養控除等廃止に係る負担軽減の経過措置の対応はどうかのご質問でございます。4月からの保育料は、保育料を決定する判断基準が所得税額から市民税額に変更となり、市では前年度までの判断基準ができるだけ踏襲され、極力保護者に対して負担増とならないよう、各階層にお

ける税額の範囲を設定いたしました。27年度の保育が始まりまして、4月の1人当たりの保育料徴収平均額は昨年度とあまり変わらない結果となり、利用者への影響は少なかったと判断できる状況でございます。このことから年少扶養控除等廃止に係る負担軽減の経過措置の対応については、必要ないと考えております。

4点目の日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象に、市内の小規模保育もなるのかのご質問でございます。本年度からの子ども・子育て支援制度の開始により、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が改正され、市が未満児の保育を委託している小規模保育所につきましても、災害共済給付制度対象となり、当該保育所にもその旨を通知しております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ここからは一問一答で質問をいたします。

まず東御市版まち・ひと・しごと創生総合戦略についての再質問であります。地域ビジョンに関してなんですが、本年度までの作成を5地区に依頼して、でき上がったところで総合戦略の見直ししながら進めていくということでした。ですからそう焦って計画づくりするわけではないなということがわかりました。ただ、今後地域ビジョンの作成の主体というのは恐らくというか、小学校区単位の地域づくり組織が主体になっていくと思うんですが、いまだにまだ地域づくり組織が発足していない地区もあります。そうした地区も含めて、地区ごとの地域ビジョンの作成状況、またそうした今まだ地域づくり組織のない地区はどのように進めているのかを伺いたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 各地区ごとでの地域ビジョンの作成の状況のご質問でございます。状況を申し上げますと、滋野、祢津、北御牧地区、この3地区につきましては現在、小学校区単位の地域づくりの組織が主体となって策定について進められております。それぞれ話し合いが行われておりまして、策定の方法ですとか、今後の日程等について協議をされておるところであります。

和地区につきましては、区長会が主体となって進められておりまして、具体的な進め方や日程が決まりまして、この来月の26日には地区の各種団体等の皆さんがお集まりになって話し合いが予定されておるところでございます。

田中地区につきましては、現在、受け皿となる組織がございませんが、今月田中地区の正副区長会長、PTA会長、育成会長、分館長などの皆さんで構成してあります田中地区の地域づくりの体制を考える会合という会合が開催される予定でありまして、そちらでの検討によりまして今後進められるものと期待しているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それでも各地区区長会なり、そうした地域づくりの体制を考える会合とか、そういったものを持って進めていくことはわかりました。私も今、北御牧の地域づくりのところに参加してやっていますけれども、各地で取り組んでいるこの地域づくりの取り組みと、あとそうした地域づくり組織と行政の対等なパートナーシップのこうした協働の成功というのが、いわゆる今、

言われているような地方創生だったり、地域が豊かになっていく、そういった鍵になるのかなと最近思っております。地域が豊かになるというのは、そこに住んでいる人、一人ひとりの生活が維持されて向上していくこと、住民が主役ということなんですね。今はやっぱり高齢化が進んでいます。今日も午前中浅間山が小規模噴火したようですけれども、災害が頻発するようなこの昨今で、誰もが安心して生活していくためには、行政や住民の自治、こういったものの重層的な取り組みが本当に必要になってくるのではないかなと私、考えております。

しかし正直なところ、地域づくりといっても何をするのか、やったらいいのかわからないとか、行政にやらされている感というのは非常に住民の方にあると思うんですね。ですからぜひ行政の方で丁寧な援助をしてほしいということが私の思いになります。

地区によってばらつきがありますけれども、やっぱり自ら地域の問題を解決する、そういった取り組みになっていくにも、やっぱりまだまだ時間がかかるなと私の個人的な感想があります。東御市はこの第2次総合計画策定のときには、市民会議を設置して、市民との協働での作業を経験しています。参加した市民の方々の間では、人的なネットワークができたり、地域づくりの認識が共有されたりと、そういうことができたと聞いております。ですからぜひ地域づくりのそうした経験、ノウハウというのをこれから援助としてしっかりと取り組んでいただきたい、そのことを要望しておきたいと思います。

私自身、この地域づくりのテーマ、理解するのにちょっと時間がかかってしましまして、この質問もかなり尻切れトンボな質問になってしましますが、この質問は終わりにしたいと思います。

済みません、次に行きます。新制度スタート後の保育についての再質問の方に入ります。

まず1つ目の項目、保護者の反応などについては、用語に戸惑った方があったようだが、混乱はなかったということでした。

再質問は、2つ目の市内保育現場での課題についてから行いたいと思います。答弁では、長時間保育を利用する園児が増えていて、それに対応する職員の配置や保育士の確保が課題とされておりました。実際どうなっているのか、具体的に伺ってまいりたいと思います。早朝・延長保育の4、5月の利用状況について、前年同月と比べて実際どうなのか、数字はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 窪田俊介議員の再質問にお答えします。

早朝・延長保育につきまして、昨年同期と比較してどうかということでございます。市立の保育園5園の4月、5月の早期と延長保育の利用状況でございますが、早朝保育では平成26年度延べ2,401人、27年度は延べ2,893人、約20%の増加となっております。また延長保育では、26年度は延べ5,254人、27年度は延べ7,035人、約34%の増加となっております。早朝・延長保育とも利用者数は増加している状況となっております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今、早朝や夕方の延長保育がそれぞれ20%、30%ぐらいの増加をしているということでした。スタートしてわずかな期間で、これだけの増加傾向というのは、ちょっとびっくりいたしました。

この件に関して、実は事前に私も数字や事情も何か伺っておりますけれども、短時間認定だと8時から16時までが通常の時間ですけれども、延長料金を引き下げたことで利用しやすくなって、大体17時ぐらいまでにはお迎えにくるようですけれども、1時間くらい延びてもいいかなといった感じで、保護者からすると利用しやすくなったのかなと感じております。

また、標準時間認定の保護者の皆さん、つまり保育時間は7時半から18時半ですか、通常の利用になる方なども、正直預ける時間が延びて助かっているという、そういう感想も聞いております。保護者の方からすると、おおむねこの延長料金の引き下げや、制度上時間が延びたことについて歓迎されているようなんですけれども、やはり気になるのは対応してくださっている職員の皆さんのことですね。新制度自体が子育て支援、子育て世代の就労支援の位置づけがありまして、その一方で、それを支える保育現場の改善については、ほぼ手当てがされていない状態でございます。ですから仕事の過密化が懸念されるなと私、思います。保育士の平均賃金が全職種の7割程度、そうした低い中で、こうした状況は保育士不足に拍車をかけているとも言われております。最初の答弁でも適時に保育士の募集をかけているということでしたけれども、なかなか集まらない理由もそこにあるのかなと私、思います。今回、この問題についてあまり突っ込んだ議論はしませんけれども、保育事故にもつながりかねない、その職場環境によってそういう課題だと私、認識しておりまして、今後しっかり見ていく必要がある、そういうことを共有認識にしたい、そのことを申し上げて、次に参りたいと思います。

3つ目の保育料が住民税ベースに変わったことの影響についてなんですが、保育料徴収平均額は大きな変化がないということでありました。ただ、私、実際には階層が1つ上がったという声もわずかでありますけれども、聞いております。お話を伺ったお宅では、月額4,000円だったものが、9,250円、標準時間認定のようですけれども、倍になったということで、均等割の世帯から所得割課税世帯へ移行したようです。もう少し詳しく聞きたいと思いますが、まず前年より保育料が上がった世帯の把握をしているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 保育料が上がった世帯を把握しているのかということでございますが、私立保育園を含めまして継続入園している在園児約500人分の保育料につきまして、一人ひとり昨年度の保育料と比較し、保育料が上がった園児、下がった園児を確認する作業は現在のところ行っておりません。本年度制度が変わることで、一部の保護者の皆様の保育料の負担が増えたケースもございますが、利用者負担決定通知をお送りする中で、疑問のある方については個別にご説明し、ご理解をいただいております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今の答弁は保育料が上がった園児や下がった園児は確認していないということでした。また、そうした上がった場合でも、ご理解いただきたいという話だったんですけども、今度の新制度移行に伴って、新制度の実行している内閣府では、緩和措置について一部認めています。内閣府の出している平成27年3月27日付、自治体向けFAQ、これ第8版ですけども、利用者負担に関する説明のナンバー27から30、このあたりに市町村の判断により既に入園している者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除及び16から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算した上で、新制度の利用者負担階層区分の決定を可能とする経過措置を設けることができるとして、経過措置を適用した場合、給付費にかかわる国との精算は経過措置適用により算定される給付費が基準となるとしているんですね。要は緩和措置をしてもいいですよと、在園児に限って。在園児に限定して不十分とは言えるんですけども、こうした措置が可能であるとしております。

私は、やはりこれ適用すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 平成24年度に児童手当が導入されたことに伴い、住民税等の算出時に適用となる年少扶養控除が廃止されましたが、保育料については経過措置として継続して適用してきました。

市では、本年度の保育料を定めるに当たり、保育料決定判断基準が所得税額から市民税額に変更すること、及び年少扶養控除の経過措置が終了することにより、保育料が上がる世帯、下がる世帯が発生することは承知しておりました。

このことから年少扶養控除の経過措置の延長についても検討したところですが、在園児のみ経過措置を延長することは、新規入園時と在園児が不公平になること、及び国が定める8階層の保育料基準額を18階層に細分化することで、急激な保育料の変化が起きないように対応していることから、延長を見送ったということでございます。

なお保育料の減免制度としましては、兄弟の同時入園の減免のほか、市独自の政策としまして、第3子以降の園児167人の保育料を2分の1に減免するなど、多子世帯の負担軽減を図っているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 措置はしないということですが、以前も申し上げていますが、今度の年少扶養控除等の適用終了と住民税ベースの保育料算定というのは、やっぱり子どもの、お子さんの多い世帯には負担増になっているんですね。少子化対策としてもこれは逆行しているわけであります。

これは新制度で保育時間が延びたり、延長料金を引き下げて利用しやすくなったという検証とは全く別問題だと私は思っています。ぜひ東御市独自の子育て支援の充実として、再検討を求めていると思います。

次に移ります。4番目の項目について、災害共済給付制度の対象拡大に関してですが、市内の小規模保育にも適用されるとのことでした。実際には市内の事業者さんはこの給付制度を利用しないで、別の制度を利用されると伺っております。ただ、この災害共済給付制度というのは、先ほども出ていましたけれども、学校、幼稚園、保育園などで、保育所などで、子どもがけがをしたり、事故に遭った際に、医療費や見舞金が支払われる公的な保険であります。この法律の改正前までは、新制度で設けられた小規模保育、家庭的保育、事業所内保育などの地域型保育は保険の対象となっておりませんでした。ですがやはり保育を受ける場所によって、子どもたちの安全にかかわる部分に差があってはならないと、保育の平等性を求める多くの声が上がリ、改正されたわけです。

先ほどの保育現場の改善も、やはり安心な子育て環境をつくる上で欠かせない条件です。真っ当な要求だと私は思いますので、私たちも声を上げていきますが、ぜひ市としても市独自の努力とともに、そうした要望を上げていくことを求めていると思います。

新制度スタート後の保育に関する質問はこれで終わりにしたいと思います。

次になります。安全保障法制の整備に関連して、市長の答弁をいただきました。1つ目の歴代政府が積み重ねた見解を覆して、平和憲法の根幹が変えられる、私はそう考えて憲法を踏みにじるようなことが行われているということに対して、やはり市長は海外のというか、いわゆる安全保障環境が変化してくる中で、どの地域でそうしたものが発生しても日本に影響があると、そういうところには対応していくべきだとお考えで、ある意味こうした動きを認めていく、そうしたお話でした。

ただ、私はやはり今、非常に問われているのは私、最初に申しましたように住民の暮らしと平和に生きる権利にもかかわると、戦争と平和、戦争か平和かと、そういう局面に今、あります。私も街頭で演説なんかしたりするんですけども、近所のおじさん、わざわざ出てきて、本当に戦争に行くようなことになったら孫たちに申しわけないと、そういった声もあります。実際、今、議論されている法制、法案の内容を見てみると、海外のどこまでも自衛隊が出かけて行って、その先で武力行使をすると。日本の若者に殺し殺される環境に突入させるという、そういったことになりかねない内容になっております。私、断じてこういうこと、憲法を無視して進めることに本当に怒りを覚えます。

1つ、東北六州市町村長九条の会連合が先月、5月22日に発表した「戦争法案に反対する緊急アピール」の一部を紹介したいと思います。ホームページなどで見られるんですけども、紹介しますと、「そもそも私たちは地方自治の確立こそ21世紀の国づくりの要であると信じ、市町村民のいのちとくらしを守ることを究極の使命とし、これを脅かすものに身命をとして立ち向かってまいりました。市町村民のいのちとくらしを脅かす最大のものは戦争です。市町村民が戦火に巻き込まれ、戦争に駆り立てられることがないように、集団的自衛権の行使容認を撤回させ、憲法九条を守り、活かさなければなりません。にもかかわらず安倍晋三首相はこの1年間、閣議決定、与党協議、日米ガイドライン協議、日米首脳会談、米国議会での演説などに見られるとおり、憲法九条に背き世論に耳を閉ざし、あたかも高速道路を逆走するように、ひたすら集団的自衛権行使容認に向けて止

まるところがありません。あまつさえ「戦争法案」の閣議決定、国会の提出に至っては、市町村民ひいては日本国民を戦後最大の危機に陥れ、解釈改憲によって平和憲法を有名無実化するものです」として、ともにこの危機に正面から立ち向かうことを全国に向かって訴えています。

やはり私も、私たち自身も議員として、地方自治にかかわる議員として、こうした住民の暮らし、生命を守る、そうしたところに本当に同感であります。

この今の性急な審議について、市長も十分な審議が必要だとおっしゃっていましたが、全くそのとおりです。しかしこの手法自体が安倍首相閣議決定どころか、国会に法案を提出する以前にアメリカに約束してくる、そうした行動をとっています。事あるごとに法の秩序と安倍首相が口にするんですが、最も法の外で活動しているのが安倍首相ではないかと私は思います。私たち日本共産党も多くの皆さんと力を合せて、この法案を廃案にするために全力を尽くしたいと思っております。

そうして何よりも先ほど地域づくりのテーマや子育てのテーマを毎回私、取り上げております。あるお母さんなんかは、私たち子どもを戦場に送るために育てた覚えはない、そういうことをおっしゃっていました。ですから私もその声、本当にしっかり受けとめて、この法案廃案のために全力を尽くしたいと思います。

ちょっと時間は早いですが、今日はこれで終わりにいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号26 安全・安心な道路環境の整備について、受付番号27 農業振興について。3番、横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 東翔の会の横山好範でございます。一般質問も今回の議会、最後となりました。理事者の皆さんには大変お疲れだとは思いますが、しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

今年は5月から時には真夏を思わせる高温が続きまして、各地で観測史上最高であったという報道がされています。全く異常であります。今後穏やかな気象状態に戻りまして、推移し、災害のない年であることを祈るものであります。

通告に従いまして質問をまいります。

まず安全・安心な道路環境の整備についてであります。

道路は、日常生活や経済活動に重要な社会資本の1つであります。日ごろの点検、維持管理をしっかりと行い、通行に支障のないように対応する必要があります。高齢化が進行する社会における生活道路の維持管理、また歩道の確保できない通学路の安全対策には、特に留意する必要があります。そこで以下5点についてお伺いをします。

1つ、市内道路の安全状況確認調査の結果、及びその改善状況はどうなっているでしょうか。

2つですが、市の管理する道路は、道路区分ごとにどのくらいあるでしょうか。

3つですが、各区の長期計画に基づく道路関係事業はどのくらいの要望があり、どの程度が採択、整備をされているでしょうか。

4つですが、生活道路を含め、舗装路面状態が荒れて、通行に支障のある箇所が散見をされるわけであります。舗装の修繕、改良はどのような計画で行われていますか。

5つですが、歩道のない通学路の整備計画はどのようなになっているのでしょうか。

次に、農業振興について伺いをします。

農業を取り巻く情勢はますます厳しさを増しております。農業の継続、農村の維持にかかわる大事となっている状態であると思います。国の対策は改革模索中といった状態で、前途が見通せない状況であります。農業者の不安は大きなものがあります。市としてはしっかりとしたビジョンを持って、農業振興の方向性を示し、関係者一丸となって推進をしていくことが大切であります。以下3点について、伺いをいたします。

国の農業対策は頻繁に修正がなされてきました。経営安定所得対策については、26年度の準備期間を経て、27年度から一部変更、実施されてきております。この主な変更点と、このことによる東御市ではどんな影響があるのでしょうか。

2つですが、市の農業振興計画の策定状況と、その要点について、伺いをします。

3つ目ですが、祢津御堂地区の荒廃農地整備の県営土地改良事業実施計画の進捗状況について、伺いをします。

以上、1回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号26、横山好範議員の安全・安心な道路環境の整備についての質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の市内道路の安全状況確認調査の結果及び改善状況であります。平成25年6月の道路法改正により、道路ストック総点検として5年に1回安全状況等の調査、点検が義務づけられたことを踏まえ、市では平成26年度幹線道路の舗装状況並びに大型看板、照明灯、のり面構造物等、安全管理上、重要構造物とされるものについて調査を実施したところであります。

舗装状況の結果は、調査路線の総延長128キロの69%に当たる88キロにおいて何らかの修繕が必要と判断されたところであります。また重要構造物につきましては、調査対象構造物全234カ所の3%に当たる8カ所において何らかの補修が必要という結果となりました。

27年度はこれらの調査結果をもとに、緊急性や交通量等を考慮しつつ、長期的視野に立ち、修繕計画の策定をするとともに、浅間サンラインの上田市境から東御市の市道となっている150メートル区間と、田中西海野線の舗装修繕工事を実施してまいります。

重要構造物については、下八大日向線の土どめ擁壁修繕工事に先立つ調査、詳細設計を行います。

次に2点目の市の管理する道路区分ごとの割合についてでございますが、市が管理する道路は道路法に基づく市道が669キロ、土地改良法に基づく農道が10キロ、森林法に基づく林道が14キロあります。なお道路の保守、維持管理等の担当課は市道が建設課、農道及び林道は農林課となります。

次に3点目の各区から要望のある道路関係事業及び採択整備状況についてでございますが、平成26

年度の各区から提出された長期計画において、27年度の実施要望箇所として上げられた道路関係に関する要望は、大小含め全体で340件であります。そのうち優先度の判断や詳細を把握するための現地立ち会い、確認をした案件は88件であります。最終的には55件について採択をさせていただいたところであります。

なお採択に際しましては、市全体のバランスに配慮しつつ、重要度、危険度等を考慮した上で判断しているところであります。

その他特に危険度が高く、緊急度を要する案件につきましては、提出された長期計画の要望も含め、別途緊急修繕事業等に対応するなど、安全管理には万全を期すべく努めているところであります。

次に4点目の生活道路を含めた舗装の修繕、改良計画についてでございますが、週2回の道路パトロール等により、簡易的な修繕は継続して行っているところであります。今後は道路ストック総点検の結果をもとに、27年度作成する修繕計画を市の実施計画に反映させ、計画的に修繕もしくは改良を実施してまいります。

その他の生活道路につきましては、区から提出された長期計画に基づき実施するもののほか、長期計画にない舗装修繕等につきましても、緊急性、必要性等を考慮した上で、順次対応しているところであります。

次に5点目の歩道のない通学路の整備計画についてであります。歩道の整備につきましては地元区からの要望に基づき、用地の確保はもとより、地元の協力体制等条件が整い次第、順次整備しているところであります。現在、歩道のない通学路につきましては交通量や危険度、現場状況等実情を勘案した上で、総合的な判断により路面標示や区画線の整備、グリーンゾーンの設置等を行い、車両運転者等に注意喚起を促すなど、安全対策を講じているところであります。

今後におきましても、引き続き通学路が安全な環境となるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号27、横山好範議員の農業振興についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の27年度から変更実施されている米政策の一環である経営所得安定対策の主な変更点と影響についてですが、平成27年3月31日に閣議決定された国の新たな食料・農業・農村基本計画では、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成確保による経営所得安定対策の確実な推進が掲げられており、今回の制度改正はこの計画に沿ったものであります。

特に影響のある変更点として、米、麦、大豆などの対象作物の販売価格が下落した際に、収入を補てんする保険的制度である米・畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策においては、平成27年度より対象者に認定新規就農者が追加されるとともに、4ヘクタール以上という面積の規模要件が廃止されたことから、制度の利用拡大が見込まれます。

また、諸外国との生産条件の格差により不利益がある麦、大豆などの農産物について、生産費と

販売価格の差額分を交付する制度である畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策においては、26年度では交付対象であったすべての販売農家の規定が取り除かれて、交付対象者としてはこれまでの集落営農に認定農業者と認定新規就農者が追加されました。

今回の制度改正による影響は、担い手の育成確保に重点が置かれていることから、ゲタ対策の対象となっていた販売農家70戸のうち認定農業者でない54戸の皆さんが交付対象外となり、26年度の実績交付額2,436万2,000円にもとづき試算すると約300万円、率にして12%程度が減額になる見込みです。

次に、2点目の市農業振興計画の策定状況と要点についてですが、現在、まち・ひと・しごと創生法に基づく東御市総合戦略と整合を図りながら、あわせて国の食料・農業・農村基本計画、県の食と農業・農村振興計画、農協の農業振興ビジョンなども踏まえ、6月末までに原案を作成し、市農業振興審議会などと調整をして、早期に成案をお示しできるように進めているところです。

日本の農業は、高齢化、後継者不足による就業者の減少や不安定な所得などの厳しい状況にあり、市も例外ではございません。このような中で農業を持続可能な産業とするためには、地域の担い手農家の支援や新規就農者の確保が最重要課題であると考えております。このため市の特産品を活用した農業経営モデルなどを計画の中で提示し、担い手農家の経営の安定化や新規就農者の確保につなげていきたいと考えています。

また、商工観光業とも関連づけ、数値目標を設定した具体的かつ実効性の高い振興施策を盛り込み、活力と魅力にあふれる農業を創出し、確立するとともに、健康でゆとりのある生活を送ることができる地域社会を目指す計画にしたいと考えております。

次に、3点目の祢津御堂地区の荒廃農地整備の県営事業実施計画の進捗状況についてですが、昨年度末には地元推進委員会のご尽力により、ほぼ全員の地権者の同意を添えて県から国に事業採択の申請が行われました。また県に平成27年4月9日付で事業採択をする旨の通知が国からあり、今年度は本格的な面工事に入る準備の年として、工事のための測量設計及び換地計画を実施します。

市では、本年度県営事業と並行して市単独事業で、祢津御堂地区に関連する排水路の測量設計と用地取得を行うとともに、県から委託を受けた上で計画区域内にある埋蔵文化財の調査にも着手いたします。

今後も地元推進委員会、県及び関連団体と綿密な連絡調整を行いながら、円滑な事業推進に努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） それではこれから再質問、一問一答ということでお願いをいたしたいと思っております。

昨年度実施をしました幹線道路の舗装状況等の調査結果のお話がありました。調査した道路のうちの69%に当たる部分が要修繕とされたということですが、具体的にその修繕しなければならぬような状況というのは、どんな状況であったのでしょうか。また、どの程度の修繕が必要

とされたのか、お伺いをいたします。

また要補修とされた重要構造物の8カ所について、下八大日向線の土どめ擁壁修繕工事のほかの状況についてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 舗装と重要構造物点検の調査結果と、どの程度の修繕が必要かについてでございますが、調査結果につきましては道路のひび割れ率、わだち量、平坦性、平坦性とは縦断的に凹凸のことでございます、の3つの要因を組み合わせ、舗装の破損程度を総合評価により、速やかに補修が必要とされた延長は35キロ、補修が必要とされた延長が53キロ、当面補修の必要がないとされた延長が40キロという結果がありました。

今回の調査では、路線の破損箇所や破損程度までは把握したところでありますが、どの程度の修繕が必要かにつきましては損傷程度だけではなく、破損の原因、構造調査等に加え、路線の重要度等を踏まえて修繕計画を策定し、路線ごと調査を行った上で、具体的な修繕方法を検討し、計画的に対応してまいります。

重要構造物につきましては、具体的には千曲ビューライン、島川原御牧原線などにおける凍結や経年劣化による土どめ構造物へのクラック等の発生といったものであります。その他、大形看板、標識等の固定ボルトのさびや塗装の劣化といったものが確認されたところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 従来あまり定期的にやられていたのかどうか、ちょっとその辺はよくわからないのですが、昨年度からは法に基づいて5年に1回定期的な検査が行われるということになったということでございまして、総括的に市内の道路の点検が定期的に行われているということで、計画的な管理が可能になってきたのかなと、こんなふうに思います。

27年度は、要修繕箇所88キロメートルのうち、2カ所で工事が実施をされるということですが、これによりどのくらいの改良がなされることになるのでしょうか。お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 今年度どのくらい改良されるかについてでございますが、今年度につきましては速やかに補修が必要とされた延長は35キロということで、先ほども若干申し上げましたが、浅間サンラインの上田市境からの東御市の市道分と、田中西海野線の合計1.2キロを予定しております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 調査した結果、速やかに補修が必要とされた35キロのうちの改良できるのは1.2キロということですが、この数字がちょっと、非常に何ていいますか、けたが違うのかなと、そんな感じもしますが、状況が把握ができてなかなかいろいろの状況があるかと思うんですが、改良がこれだけ滞っているというのは、何が原因だというふうにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 確かに35キロのうち今年度1.2キロということで、数字的にはちょっと気が遠くなるという数字もあるんですが、ただしこの速やかにの内容におきましても、先ほど若干申し上げました重要度とか、あるいは交通量とかも考えて修繕箇所を決めていくわけでありまして。特に浅間サンラインの上田市境約150メートル、これは市道になっております。これは上田市分は上田市の市道、そして東御市分は150メートルが市道、そのほかは県が扱っている内容でございまして、ここの道を走っていただいてもそれほどすぐということもないわけなんです、ただし厳密に調査したところ、先ほど言ったような形のものが見受けられて、私どもの管轄の市道分につきましては150メートルですが、今年度の対象としていきたいということでございます。

そして田中西海野線のところでございますが、これは海野宿橋から新しくあいたバイパスの間の舗装でございます。これにつきましてはバイパスが大型重量車両が通っても大丈夫な構造になっておりますが、今までの東部浄化センターまでの間というものは、舗装の状態も今までのバイパスの規模とは違って、もうちょっと弱い規模の舗装になっておりまして、バイパスへの今度通行の車両が多くなるということがもう当然わかっておりまして、それを引き続き舗装の修繕をかけたいということでございまして、35キロ、これからもどんどんやっていきたいわけですが、そんなようなことで総合的にやる箇所を判断させてもらって、限られた予算の中で実施していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） なかなか予算的に問題があるということが一番の原因だと思うんですが、補修が必要な箇所は道路に限らずこれからいろいろの社会資本で発生してくると、こういうふうに考えます。今年度長期的な視野に立って修繕計画を策定するという計画でありますけれども、長期的な視野に立つことはいいんですが、あまり長期にわたって修繕を考えていても、次々と新しい修繕箇所が発生するということが、もう考えられるわけなので、その辺のところはしっかりと予算が足りなかったら予算をしっかりとっていくという、こういうふうな形も考えていかなければいけないのかなと、このように思っています。

速やかに補修が必要な箇所は文字どおり速やかに補修をするというのが必要でありまして、現在のペースでは先ほどお話もございましたが、30年近くこれにかかってしまうと、こんなような単純な計算になるわけでございますので、大変厳しいものを感じるわけでありまして。

先ほど法に基づく道路の路線の状況についてはお話いただきましたが、法に認定されていない道路というのは市内にどのくらいあって、その管理はどのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 認定外道路の管理についてということでございますが、認定外道路とは生活の用に供していながら、道路法の適用を受けていない路線であり、具体的には通称赤線といったものになります。管理につきましては、実際の利用形態や利用主体などの区分により管理

部署を決めて維持管理を、修繕をしております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） なかなか量的にははっきりしない部分もあるということだと思いますけれども、こうした道路の中でも、市で管理すべきものはかなり、直接管理しなくてはいけないものはかなりあるのではないかと、こんなふうに思います。

次に移りますが、各区からの要望のうち補修等実施できたのは55件で、要望の約17%といった状況であるかと思います。緊急性のあるものについては別途判断をしながら対応していくということで、実施をしているようでございますが、非常に低い採択率の状況について、道路管理責任のある市としてどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 各区からの要望に対して採択率の状況が低いというご指摘でございます。市としましては、採択に当たりまして毎年の要望率を上げることよりも、要望の中身を精査する中で、緊急性や必要性、重要度などから総合的に判断させていただき、今後もできる範囲で最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） なかなか採択されないというのは、各区の区長さんからいろいろご意見をいただく部分でありますけれども、ぜひまた進めていっていただけるような対応をお願いしたいと思いますが、実は農水省の所管で日本型直接支払が27年から法制化をされ、実施をされてきています。その中で、多面的機能直接支払事業というのがございますが、これは農道の水路等の施設の長寿命化のための比較的大きな修繕事業が実施をできることになっています。ただし道路は農道に限られているため、市道は対象外ということであります。農業地帯でも多くの道路が市道であり、先ほどのご答弁にもありましたように農道は10キロというような数字であるということでありました。事業対象道路は非常に限られてくるということになります。この事業もせっかくあるのですが、あまり実際には活用できないというような状況であります。市道を認定してきた経過も踏まえて、予算を大幅に拡充し、地区の要望にこたえていく必要があると思いますか、再度いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 農道が市道に認定されているがために、農水省の補助事業が適用にならないということでございますが、この件につきましては農道を市道認定してあることにつきましては、利用状況や市道認定することのメリット等を考慮して行ってきたところであり、多面的機能直接支払事業による維持修繕ができないからといって、一概に農道の維持管理を行う上で弊害となるものではないと判断しております。

市道、農道等、林道等の法的な仕分けはありますが、それぞれにおいて道路管理者として責任を持って適切な事業を取り入れながら最大限の予算の確保に努め、費用をできるだけ抑える中で、最大の効果が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） そういうことでできるだけ事業が進むように、ぜひ対応をしていただきたいと思います。

生活道路についてであります、週2回の道路パトロールが行われて、簡易な修繕が実施をされていると、こういうことであります。区長からの要請による簡易的な修繕や緊急性のあるものについても対応していただいているということですが、ちょっと提案なんです、経費面も考慮をしながら、簡易なこういった修繕については補修資材を市の方で提供していただき、地元区において自主工事をしてもらおう。これは全部が強制的にそういうことをやるのではなくて、できるところ、できる地区ではそういったことを各地区でやってもらうことも考えていったらどうかと、こんなふうに考えるわけであり、ほかの県外等の市町村でも、県内はちょっとよく調べてないんですが、県外等の市町村でもそういった道路サポーター制度というようなものをつくりながら、そういった簡易な舗装を地区の住民の皆さんにお願いをしていると、こういうような事業をやっているところもあるようでございますが、そういったこともやっていただければ経費の節減、節約にも多少つながりますし、予算の有効活用にもなるのではないのでしょうか。また地域の道路等施設を自分たちが守りながら大切に使うとか、あるいは環境を守っていく意識醸成にもつながってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 簡易な舗装修繕は地元区で直接対応していただけたらどうかについてでございますが、ご提案をいただきました簡易な舗装修繕は地元区で自主工事としていただくことに関しましては、行政に頼らず地域でできることは地域でと、役割分担をして道路環境を守っていくことは現在、市が進めている協働のまちづくりにもつながるものであり、大いに歓迎するところでございます。今後融雪剤の配付と同様な形で、舗装の穴埋め等に使用するアスファルト合材の支給についても考えてまいりたいと考えます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 地区と十分調整をしながら、そういったこともぜひ取り組んでいただければいいのではないかと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

通学路についてご質問します。通学路は、現状市が把握している歩道が設置されていない危険のある通学路というふうに認識しているところはどのくらいあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 歩道が設置されていない危険のある通学路についてでございますが、平成24年7月に地元区長、PTAの皆さんのご協力のもと、上田警察署、上田建設事務所、市の教育課、市民課、建設課による通学路の合同点検を実施いたしました。また25年4月から小学校ごとの要対策箇所図を市ホームページ上に公表し、随時対策状況を更新しております。点検の結果、

危険性が高いと思われる通学路は市道7カ所、県道7カ所の合計14カ所あり、関係機関と協議しながら順次安全対策を実施しています。

また、平成27年3月に国道工事事務所、上田建設事務所、上田警察署、東御市校長会及び東御市教育委員会、市の関係部署から組織される東御市通学路安全推進会議を開催し、東御市通学路交通安全プログラムを策定したところであります。

今年とはこの組織とPTAの皆さん、地元区長のご協力のもと、通学路の合同点検を実施する予定でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 点検の結果、危険な通学路につきましては、毎日危険を冒して通学している児童のことを考慮し、歩道設置の推進を図っていただきたいと思いますし、答弁にも触れられていますが安全な歩道が設置されるまでの間は、グリーン塗装などの注意喚起対策を早急を実施していくべきだと考えます。今、答弁にありました24年に行われた合同点検で指摘をされたうちの県・東深井線の海善寺から曾根間の日向が丘地区の道路であります。本海野から田沢へ抜ける都市計画道路の拡幅改良が難航をしておることから、朝の通勤時間帯は危険回避のため、本海野田沢線のサンラインから18号線方面への進入が禁止をされ、一方通行となっているわけであります。上田方面から来る車なんです、その海善寺信号の手前の交差点を右折し、県・東深井線へ迂回をして通勤ですね、通勤の車が通っていると、こういうことであります。この日向が丘地区の道路は歩道もなく、非常に狭く、通学する児童・生徒も多く、危険な状態であります。廃棄物、資源物のストックヤード等も道を挟んでありまして、住民も朝、道路を横断利用しなければならない。高齢者も多くいつもびくびくして通行している状態だと、こういう状況であります。

市では今年度、調査費を予算化して改良に取り組むこととしていますが、工事が実施されるまでの間、現状で可能な安全対策を早急を実施をしてほしいという住民の皆さんの強い要望がありますが、いかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 県・東深井線の日向が丘地区における通学路の安全対策についてですが、ご指摘いただいた危険箇所につきましては、本年度関係5区の皆様の協力を得る中で、検討委員会を立ち上げ、歩道整備に向けて検討していく予定です。

現状では道路幅員が4メートル未満であり、グリーンゾーンの設置は厳しいと判断しておりますが、路面標示の方法等を工夫することにより、車両運転者への注意喚起を促す方法も含め、地元の皆さんと協議をして早めに対応したいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） ぜひ早急な対応をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは次に農業振興についてお伺いをしてみたいです。

まず米、麦、大豆の収入減少の一部を補てんする、いわゆるナラシ対策についてであります、

26年産の支払い見込みが公表され、長野県全体では605件の加入のうち568件に支払い、10億8,900万円という金額が支払われたということですが、東御市における支払いの金額はどうなっているでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） いわゆるナラシ対策の状況でございますが、このナラシ対策の事務処理につきましては、加入申込みの受付を市が行い、積立金の賦課徴収、補てん金の支払い事務は農林水産省関東農政局長野地域センターが行っているところでございます。このため26年産の補てん金の支払い金額等をセンターに照会しましたところ、自治体ごとの、市町村ごとの支払い見込み等につきましては、現在、集計中ということでございますので、今、こちらの方で発表するような資料は持ち合せていないということでよろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 了解しました。いずれにしてもこれ、かなりのそれなりの金額が農家に入っているという、こういう実態があるかと思います。

27年度はナラシ対策については、先ほどのお話もありましたけれども、4ヘクタールの規模要件が外されたこと、それから認定就農者、新規就農者ですね、認定就農者が対象になったことにより、利用が拡大されるというようなお話がございましたが、どのくらいの増加が見込まれるということになるでしょうか、おわかりでしたらお聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ナラシ対策の加入状況につきましては、26年度は11名でございました。本年度産の申込みの締切は6月末となっておりますが、5月末現在で既に18名が加入しております。したがって前年より少なくとも7名が増えるということになります。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 今のところ7名が増えるということであります。販売農産物の大半を生産する中核的担い手農家の経営を下支えする制度であります。数は少ないんですけれども、加入できる方にはしていただくということが、対応としては必要なのかなと、こんなふうに思いますので、制度活用について引き続きまた市でも支援をしていく必要があるかと思います。

変更の2つ目でございますが、麦、大豆などの畑作物の生産費を補償するためのゲタ対策であります。いわゆるゲタ対策であります。27年度からは交付対象が販売農家全員から集落営農と認定農業者と認定就農者の3者に限られてきたというようなことで、先ほどのお話ですと前年度70戸のうち54戸が今年を対象外になるということであります。この皆さんが制度を引き続き活用するためには、新たに認定農業者の認定を取るか、集落営農に取り組む必要があります。こうした動きは出てきているでしょうか。また東御市農業の継続発展のために経営規模の拡大により経営強化を図り、生産の大半を担う認定農業者の育成が大切であることはもちろん言うまでもありません。今回、ゲタ対策から外れる小規模、中小規模といいますか、農家は70戸のうちの80%ということで、東御市

のいわゆる生産構造を示している数字ではないかなと、こんなふうに思います。一方、こうした農家は大規模農家を農村地帯で支えていることもあるということを認識しておいていただきたいなと思います。大規模農家だけでは農村は維持できないわけであります。中小規模農家の多くは兼業者、高齢者であります。個々で営農を継続していくことは困難な農家が多いと思います。経営を継続していくために自立できる生産体制を持つことが必要であります。その1つが集落営農の形態だと考えられています。市としては意欲ある中小農家に対して積極的に働きかけを行い、集落営農組織を育成、支援していく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 認定農業者と集落営農に対する動きはあるのかという質問と、集落営農組織を育成していく必要があるのではないかとという2点のご質問かと思いますが、最初に認定農業者の状況についてですが、平成26年度以降に麦、大豆、ソバ等の複合経営で新たに農業経営改善計画を認定した農業者経営体、いわゆる認定農業者でございしますが、本年5月までに5件ございます。国が担い手の育成確保に重点を置いた支援策に移行していることから、認定農業者に関する相談、問い合わせが最近増えているような状況でございます。今後も市における農業経営改善計画の認定審査に当たっては、経営改善に取り組む経営体の姿勢や数値目標達成の可能性等を十分考慮するとともに、国、県の定める方針等と整合を図りつつ、認定を受けると国の支援策が受けやすくなるというメリットがございますので、特に柔軟な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、集落営農への取り組みでございしますが、これまで具体的な検討を進めた事例を1件把握していますが、関係者が高齢であることや、法人化への事務の煩わしさ等により、最終的にはまとまりませんでした。認定農業者や法人化などの自立した経営体の少ない、特に山沿いの地域においては、地域農業の持続的発展を促す観点から、中小の農家が組織化を図り、集団で営農を継続できる体制づくりが必要であると考えております。現在、地域の話し合いのもとに、農事組合法人を設立し、約7ヘクタールの荒廃農地の復旧に取り組んでいる地域もございます。こうした事例も参考にし、農業者の枠にとらわれず意欲のある地域の皆さんを中心に、高齢、兼業等の中小規模農家が組織化し、集落営農、農業生産法人、認定農業者として活動できるよう各種制度を周知するとともに、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 入り口で厳しく考えてしまうとなかなか取り組めない部分もあるんですが、ぜひいろいろな機会を通じて、そういったどういったものかということをよく理解をしていただいて、自主的な取り組みを進めていただくような形が必要ではないかなと、こんなふうに思っています。

次に、農業振興計画についてであります。月末には原案を作成できるということでもありますので、期待をして、また見せていただきたいと、こういうふうに思います。

県では、条例に基づきまして第2期の食と農業農村振興計画を定めてあります。途中1回いろいろな状況、国の状況もありまして、変更はしたようでございますが、最終目標年度は平成29年ということで目標をつくってございますが、基本目標は「夢をかなえ人を結ぶ信州の農業農村」ということになっております。夢に挑戦する農業、皆が暮らしたい農村を目指し、施策展開を図ることとしております。すなわち農業と農村に視点を置いた計画となっているわけでありまして。市の農業振興計画でありますので、地域の特性を生かした農業振興が基本であります。JAの地域農業振興ビジョンが策定をされているわけでありまして、このビジョンとはどんな調整をされているでしょうか。また最終の詰めに入っている段階だと思いますが、具体的に数値目標を設定することが、目標を示すことにより方向性を関係者で共有しやすくする、非常に大切なことだと思います。

そこで2つ伺いたいと思いますが、商工観光業とも関連づけ、具体的実効性のある振興施策を盛り込んだ数値目標を設定するということでありまして、市の農業産出額については、現状と目標をどうとらえていく予定でしょうか。また実効性のある農業振興施策としてどんなことを考えているでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず最初に農業産出額につきましては、平成18年度までは農林水産省が市町村単位に統計を作成し、公表していましたが、19年度以降は作成されなくなりました。このような中で、市の第2次総合計画では、各農協における農産物の年間総出荷額を農業生産額としてとらえ、数値設定しております。総合計画では農業生産額を24年度の現状値18億4,400万円を30年度には20億円、8.5%増にすることを目標としていることから、この農業振興計画もこれを基準にしていきたいというふうに考えております。

この目標を達成するためには、反収の高い農産物や加工等により付加価値を高められる農産物の栽培を推進し、ブランドとして定着していくことを目指してまいります。

一方、基幹作物であります米の価格が下落傾向にあることから、他の土地利用型作物と効果的に組み合わせる複合経営を推進することで、労働力の平準化を図り、農業所得の向上と安定を図る取り組みを更に推進していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 農協の地域農業振興ビジョンとも十分連携をとっていただいて、調整をしていただいて、つくっていただいているかと思いますが、その辺の落ちのないようお願いをしたいと思いますし、農協の方ではJA信州うえだの方では、何か地域の振興作物のエリアどりなんかをしながら進めていくというような方向も出ているようでございますので、そういった考え方もあるのかなと、こんなふうに思っています。

最後に、御堂の荒廃農地整備についてであります。30ヘクタールを超える大規模なものでありまして、各地から注目をされている開発であります。地権者の同意はほぼ終了し、県からの決定も

来たというようなことでございまして、これからより具体的な設計等に入っていられるわけでございます。当初から心配をされております議論もありました農地造成の区画やら、あるいは排水対策についてはもちろん十分やっただかなければいけないわけでございますが、更に周辺の道路等との関連など、祢津の地域づくりの観点からも、視点からも地域の要望など可能な限り事前に聞くなど、多くの関係者が納得のいく整備を計画することが大切だと思います。このことに関して地元の要望について、具体的にどの段階でどんな形で把握をしていくというようなお考えが、具体的にあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 祢津御堂地区の今後の進め方についてでございますが、まず道路及び排水路等の設計につきましては、地元の皆さんや地元推進委員会の意向を十分踏まえ、問題が生じないように引き続き県と協議、調整してまいります。

次に、地区周辺整備につきましては、御堂地区が市内におけるワイン生産の核、拠点になりますので、今後この地域をどう地域振興につなげていくかが課題となってまいります。地元推進委員会では、今までは事業への参加同意をいただくことに重点を置いてきましたが、おおむね先が見えてきた状況でございますので、これからは地域振興策について祢津地域づくりの会とともに、地域の活性化が図れる構想に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

市としては、よりよい地域づくりのための構想の実現に向けて、費用対効果などを考慮させていただく中で、できる限り支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） できるだけ具体的に相談をしながら、ぜひ地域の要望を聞いていただいて、立派な整備ができるようによろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 以上で通告に基づく一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時38分）

平成 27 年東御市議会第 2 回定例会議事日程（第 4 号）

平成 27 年 6 月 19 日（金） 午前 9 時 開議

- 第 1 議案第 56 号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例
- 第 2 議案第 57 号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 58 号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 54 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 55 号 平成 27 年度東御市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 60 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 63 号 損害賠償の額の決定について
- 第 8 議案第 61 号 平成 27 年度東御市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 62 号 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第 2 期建設工事請負
契約の締結について
- 第 10 請願・陳情の上程

出席議員（19名）

1 番	窪 田 俊 介	2 番	佐 藤 千 枝
3 番	横 山 好 範	5 番	蓮 見 喜 昭
6 番	山 崎 康 一	7 番	若 林 幹 雄
8 番	阿 部 貴代枝	9 番	平 林 千 秋
10 番	依 田 俊 良	11 番	長 越 修 一
12 番	井 出 進 一	13 番	青 木 周 次
14 番	三 縄 雅 枝	15 番	町 田 千 秋
16 番	依 田 政 雄	17 番	柳 澤 旨 賢
18 番	堀 高 明	19 番	清 水 新 一
20 番	櫻 井 寿 彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花 岡 利 夫	副 市 長	田 丸 基 廣
教 育 長	牛 山 廣 司	総 務 部 長	掛 川 卓 男
市民生活部長	土 屋 一 夫	健康福祉部長	山 口 正 彦
産業経済部長	北 沢 達	都市整備部長	橋 本 俊 彦
病院事務長	武 舎 和 博	教育次長	清 水 敏 道
総 務 課 長	横 関 政 史	企画財政課長	岩 下 正 浩
生活環境課長	塚 田 篤	子育て支援課長	土 屋 親 功
福祉課長	柳 澤 利 幸	農 林 課 長	金 井 泉
建設課長	関 一 法	教 育 課 長	小 林 哲 三
代表監査委員	竹 内 春 彦		

議会事務局出席者

議 会 事 務 局 長	宮 嶋 武 彦	議 会 事 務 局 次 長	堀 内 和 子
書 記	正 村 宣 広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お知らせします。本日議題となる条例に関する議案につきましては、委員会に付託される議案であります。よって、自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会でお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。

◎日程第 1 議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例を議題とします。

これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第56号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 2 議案第57号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第57号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第57号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

**◎日程第 3 議案第58号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する
条例**

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 議案第58号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 3点ほどお尋ねします。

就農トレーニングセンターの現在の利用状況はどういうふうになっているかが第1点です。

2番目には、今回の改定で新たに短期滞在を行う農業研修という項目と、農業体験等の機会を提供するというふうにあります。それぞれどのような利用形態を想定しているのか、そしてこれの設置によって利用の見込みはどのように考えているか。

3番目、この研修や農業体験について、受け入れ態勢が必要だと思いますが、それはどのようなことを考えているか。3点です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまのご質問につきましては、農林課長の方から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） ただいまの就農トレーニングセンター条例の関係のご質問にお答えします。

まず現在の利用状況でございますが、トレーニングセンターの居室として利用できるのは4部屋ございます。そのうち今、1部屋がこの4月からお1人の生食ブドウをやりたいという方に貸されている状況になっています。

それから2つ目のご質問ですけれども、どのような利用形態を考えているかという点と、利用の見込みはというご質問でございますけれども、今回の条例の改正に関しては観光目的でなく本格的な短期な就農体験を行いたいという新規の就農希望者を対象にということで考えております。宿泊日数的には10日程度の宿泊が可能になるような形で改正をしていきたいというふうに今後考えております。利用の見込みということでございますが、現状ではどのくらいの利用者数があるのかという、まだ把握はできておりません。ただ、今後施設のPR等進めていく中で、いろんな大田区でのイベント等の際に実際にこういうことができますよというようなパンフレットを配るですとか、ホームページに掲載していくですとかで、PRいたしまして、利用者の確保をしていきたいという

ことであります。

それから３点目の受け入れ態勢はどのように考えているかというご質問でございますが、これにつきましては主に就農トレーニングセンターで実質的な就農体験をしていただくということで考えております。どのようなプログラムにするかは今後考えていきたいということでもあります。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○９番（平林千秋君） ３番目の受け入れ態勢ですが、就農センターでトレーニングということですが、何か需要に応じてそれにふさわしい農家と協力関係、委託契約的な、そういう形態も考えているんですか。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） はい、その辺の具体的な詰めはできておらないわけですが、当然利用者の希望もあるかと思しますので、周辺の農家の皆さんにもこれからご協力をいただくような場面が出てくるかと思します。詳細につきましてはまた今後ちょっと詰めてまいりたいと思します。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第58号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 4 議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第2号）

（質疑）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

13番、青木周次君。

○13番（青木周次君） 予算書の一般会計補正の20、21ページの諸収入の中の医学生奨学金回収金とありますが、ご説明では4年分と聞いているが、ちょっとわかりませんが、この東御市医学生奨学金貸付制度が20年の12月議会で制定され、21年の4月1日施行ということですが、第2条の中に奨学金の貸付を受けることができる者は、1、2、3とあって、（1）の将来市民病院等の医師として業務に従事しようとする意思のあることであると条件が掲げられていますが、これは市民病院等へ従事することができなくなったので、ここで返金をするというので解釈していいのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。青木議員の医学生奨学金の回収金の関係でございますけれども、今回非常に残念な申し出があったわけでございます。それでプライバシーの問題等ございまして、学生のお名前ですとか、大学名は申し上げられませんが、一応21年度にこの制度の発足のときに3年生だったということで、3、4、5、6年生まで4年間貸付が行われて、今、返還猶予をいただいております。それで今回は大学へ進学予定のため、今後5年以内に東御市民病院等へ勤務する見込みがないため、奨学金を返還したいと、そういう旨の申し出がございまして、今回返済いただくものでございます。

そんなことで市民病院の勤務が一応できないわけでございますけれども、この制度のときに医学生からは市内の病院に勤務するということ、市民病院等に勤務するという念書というか、誓約書をいただいておりますのですけれども、いろいろ大学の学生さんのご都合というか、様々な事情の中で、できれば私どももこれからの医学生は市民病院等にご勤務いただくことを期待しているわけですが、今回いろいろな事情でこんな事態になりまして、ちょっと残念でございますが、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） いろんな事情があつて市民病院へ勤めることができなかったということは、これは個人情報のことでいろいろ申し上げますが、1年に240万円で4年間返していくということはわかりましたが、この48万6,000円の利子ですが、貸付金960万円に対する利子なのか、240万円に対する利子なのか、ちょっとその辺伺いしておきます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） この貸付条例の施行規則にですけれども、奨学金の返還は年賦または一括の方法によるということでございまして、一応利息は年利で5%になっております。それで当該奨学生が年賦4年間というような返済を希望したことから、全体では1,154万5,963円というような利子と元金でございまして、それを今回1年分の288万6,763円、これを返還いただくという内容でございます。ですから240万円の4年間ですから、元金が960万円、それに利子がございまして、それを4分の1を今回、来年の5月末までに返済いただくと、そういう内容でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 青木周次君。

○13番（青木周次君） この奨学金制度の関係で、平成20年の9月に上程され、その後、議会が解散され、継続になっていたのは廃案となったわけですが、奨学金については利息をつけないということがあったけれど、平成20年の12月議会で採択されたのは利息は附則の中につけるということになっているのか、その辺ちょっと1点聞きます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 当時、9月にこの条例を上程いたしまして、継続審議で12月議会で成立したということでございますけれども、当時やはり利息をつけるとかつけないとか、いろい

ろご議論があったと思うんですが、一応ほかにもいろいろ奨学金制度がある中で、やはり利息をつけて何かのときには、そういったペナルティとってはいけませんけれども、誓約書までお書きいただいて、東御市民病院等に勤めるということを条件に貸付を行っておりますので、そういった形の中でご返済いただくときには利子をいただくと、そういう形で当時条例は制定したと思っております。

○13番（青木周次君） よろしいです。

○議長（櫻井寿彦君） 9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点か伺います。28、29ページ、畜産振興事務諸経費の畜産競争力強化対策費整備事業補助金2,000万円ですが、これはどうも国の新規事業のようであります。これは畜産クラスター制度というのがあって、クラスター協議会というのを新たに形成して、クラスター計画をつくって、それに伴う補助ということですが、この制度というのはどういう制度なのか、新しいことですので、ご説明いただきたいし、これを導入することによって畜産の国際競争力をつけていくというようなこともうたい文句になっていますが、この事業効果をどのように見ているのか。ごめんなさい、これが1点です。

それから30ページ、31ページ、芸術むら公園管理費の農林業体験交流施設工事に関連してですが、4,138万円。芸術むらにある今、コテージ3棟を更に2棟新築しようという計画のようであります。

3点伺います。この新築計画は具体的にどのような規模で、どのようなものなのか。2番目、現在のコテージの利用状況ですね。これは一般にも利用できるように振興公社で管理しておりますが、農林業体験ということを目的にしてのご利用というのは、そのうち全体の利用のうちどのくらいありますか。3番目、今回2棟新築ということですが、どの程度の利用を見込んでいるのでしょうか。あるいは農林業体験という目的のため、それに関連する支援態勢といいますか、受け入れ態勢というか、それが必要かと思いますが、この辺はどのようなことを考えていますか。それが2点目ですね。

それから最後ですが、34ページ、35ページの社会教育費、子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム事業100万円ですね。これも文部科学省の新規事業の適用ということですが、長ったらしい名前、子供と自然をつなぐ地域プラットフォームというのは、那邊なものなのか。それでこの事業の実態ですね。文部科学省は何か3項目ぐらい挙げて、そのうちの1つというふうにしているようですが、東御市における事業は具体的にどのようなものを想定しますか。

以上3点です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 28、29ページの畜産競争力対策整備事業補助金につきましては、後ほど農林課長の方からご説明させていただきますが、30、31ページの芸術むら公園管理運営費の中の今回の農林業体験交流施設につきましては、私の方からご説明させていただきます。

まず最初に、今回の具体的な内容でございますが、現在、芸術むら公園の中にはコテージとして

3棟ございまして、この3棟に加えて2棟を追加したいということで、今現在、計画予定しているイメージといたしましては、今あるコテージと同じようなタイプで基本的には2棟を建てていきたいというふうに考えております。したがって面積的には大体51平米ぐらい、15坪ぐらいの建物ということで、現在ありますように建物内につきましてはリビング、キッチン、洗面所、便所、シャワー等を備えつけた施設をつくりたいということでございます。

今の利用実態につきましては、昨年の26年度につきましては年間で772名ほどの利用がございします。それで今後の利用目的というのですか、につきましては先ほども題目にございますが、農林業体験交流施設ということで、特に今回の事業につきましては木造公共施設整備事業ということで、林野庁の予算をいただくということで予定しております。そんな意味合いでも滞在者へ木造を活用した癒やしと憩いの空間を提供するというので、木造のよさというのですか、そういうものを味わっていただくというようなことで考えておりまして、また今後予定されております農林業体験事業の宿泊施設ともしていきたいというふうに考えておりますし、また先ごろオープンしましたワインアカデミーが田沢に開講したわけですが、その皆さんへの宿泊の場、そんなようなところに活用していきたいというようなことで考えております。

そんな中で、先ほどの就農トレーニングセンターと同様に、今後いろいろと予定していきますという農業体験等の形の中での受け入れ態勢を整えながら、この施設の有効利用を図っていききたいということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは私の方から、畜産競争力強化対策整備事業につきましてご説明いたします。

まず、この畜産競争力強化対策整備事業の制度の概要でございしますが、この事業につきましては通称畜産クラスター事業と呼ばれております。畜産クラスターと申しますのは、畜産農家をはじめとしまして地域の関係事業者、これは農業団体ですとか、行政等が入るわけですがけれども、これが一体的に結集するクラスター、英語で集団とかブドウの房を意味するそうですけれども、一体的に結集しまして、地域の力で畜産の収益性を向上させていくという事業でございします。

それでこの結集しました畜産クラスター協議会で作成しました畜産クラスター計画というものに基つきまして、その計画を進める中心的な経営体、農家のことになりますけれども、その農家が行う施設整備等に関しまして、必要な経費の2分の1、50%か、もしくは基準額がございまして、そのいずれか低い額を国庫補助金として交付するという仕組みになっております。

東御市では、今年の3月にこの畜産クラスター協議会を設立しまして、構成員は上小地方事務所農政課、農業改良普及センター、それから佐久家畜保健所、信州うえだ農協、それから中心的な経営体である市内の肉牛農家1戸、それと東御市ということで、この協議会を結成しまして、今年度この市内肉牛農家が行う保育育成牛舎の新設、それから堆肥舎の新設に補助金2,000万円を交付するという形のものになっております。

それでこの事業を実施することで期待される効果ということでございますが、1つ目としましてはこのクラスター事業が高収益型の畜産を目指すということを目的にしております。改善された家畜の飼養環境によりまして、生産コストの低減、あるいは飼養頭数が増えますので、これによる収益性の向上によりまして、経営の高度化と安定化が図れるというものがまず1点目の効果であります。

それから今回堆肥舎を設置するわけですが、この堆肥の生産量の増加によりまして、地域内へ良質な有機肥料の安定供給が可能となるということでございまして、市内産の特産物、ワインブドウですとか果樹、野菜等ございますけれども、それらの生産農地へこの堆肥を還元することで商品の高付加価値化が期待できるというのが2点目であります。

それから3点目としましては、東御市におきましてはワイン産業を機軸としまして産業振興を考えております。そのような中で市内のワイナリーや飲食店へ提供する優良な牛肉を低コストで安定的に供給できるということも期待されております。これによりまして地域の魅力が増し、交流、移住、定住人口の増加も期待できるということで、効果としては主にその3点を考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 3点目、34、35ページの子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム事業につきましては、教育課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 平林議員からご質問のありました子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム事業ということで、ちょっとタイトルが長いものですが、ご説明申し上げます。

国の方で新規に創設された事業ということであります。国の補助メニューの中では1つとしまして、地域の自然環境や教育資源を活用した事業に使うこと、2つ目としまして都市と農村漁村の教育交流事業、3つとしまして学校、地域を避難所と想定した防災キャンプということで、3つのメニューがございます。

東御市の場合は最初に申し上げました地域の自然環境や教育資源を活用した事業というメニューを使いまして、事業を進めるということであります。この辺の意味合いをつける意味、ちょっとプラットフォームの先に子供と自然をつなぐということをつけ加えまして長い名称になっているところでございます。

実際に東御市としてはどんなようなことをやっていくかということでありますけれども、市内にあります自然資源、自然学習資源の新規発見とか、既に知られている資源の再発見、価値の再構築ということでございますが、そういうものを進めていきたい。また既に地域で活躍されている自然体験とかに技術を持っておられる方に集まっていただきまして、今の知識を更にスキルアップしていただくと、そういうことで講習会などを開きたいと計画しているところでございます。

また、そういうふうに出された自然資源を何か1つの形として提示できるようにしていきたいと

考えているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ちょっと補足的に何点か。畜産クラスターに関連してですが、肉牛農家が対象で、市内に少し大規模に肉牛をやっているのは2軒ぐらいですか、今回はそのうちの1軒だと思いますが、クラスター協会には大規模な飼育している農家、両方とも加わっているかと思いますが、今回は1軒で、次年度はどうなるか、もう1軒も申請があれば当然事業対象になるんじゃないかと思いますが、その辺どうなんですか。それが1つ。

それから芸術むらの体験交流施設ですが、体験交流ということで、振興公社がいろいろサービスというのは、これからも提供したいということではありますが、現在の状況で近隣農家と協力して、栽培だとか収穫体験だとか、そういうプログラムをやっていると思いますが、その辺の実情をお聞かせください。今後利用が拡大すると思いますが、その辺どういうふうに発展するというふうにお考えでしょうか。

それからプラットフォームですが、幾つかの団体と共同してプラットフォームをつくるということになっていますが、現在どんな、市内でプラットフォームをつくる場合、どんな参加を想定しているかということです。この文部科学省の予算だと今年度の予算は1,700万円で1件当たり100万円ということになっておりまして、100万円単位だと全国で17のうちの1つということになりますが、東御市が事業採択されたのはどういう特徴があって選ばれたというのか、公募することになっているんですね。当選した何か要因というのはあるんじゃないかと思いますが。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 平林議員の畜産競争力強化対策整備事業に関するご質問ですけれども、現在、クラスター協議会に加入している肉牛農家は1軒のみでございます。それで今後のお話でございますけれども、いずれにしても畜産農家は何らかの整備をしたいということが基本でありまして、ではその整備をどんなふうはこの畜産の発展につなげていくかということで計画づくりをするようになりますので、今後農家から希望が出てくれば、またこのクラスター協議会の方に加入していただいて、計画を立てて事業を実施していくようになります。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 芸術むら公園の農林業体験交流施設の現在の農林業体験の利用状況でございますが、いろんな場面で使われているということは承知はしておりますが、年間昨年の場合ですと772名のうち、どういうふうに使われているかということについてまでは私どもの方では現在のところ承知しておりません。また、今後の見込みでございますが、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたように、今後進めていく中で農業体験を進めていく中で、活用していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） プラットフォーム事業の参画いただけそうな方ということでございますが、それなりのスキル、技術を持ちました県内のNPO法人を想定しております。

それから100万円という少額ではございますけれども、全国で十数カ所しか採択されない事業の中で、東御市が内示をいただいた事情といたしますか、背景でございますけれども、学校におきまして運動指導等をいただいております身体教育医学研究所からのご紹介がありまして、実は計画そのものもしたいさんの方である程度絵をかいていただいて、私どももそれに乗ったという形で採択をいただいたものと理解しております。

実施に当たりまして、NPO法人だけでなくしたいとの連携によりまして、進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 済みません、若干説明不足のところがありましたので、農林業体験施設の関係につきまして、今まである3棟につきましてはこの農林業体験ということの目的で建設したものでございませぬので、そんな意味で利用実態としてはこちらの方で把握していなかったということでご理解のほどお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） よろしいですか。

7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず最初に、先ほどの21ページ、医学生の奨学金制度でございます。先ほど同僚議員の質問の中で、平成20年12月議会で制定ということで、私もすごく思い入れのある条例だったと思います。当初市民病院の医師確保をどうするかということで、こういった制度をやっつけようということでやったわけなんですけれども、こういう形で辞退の方が出てきてしまったということは誠に残念ながら、そこで対応としまして、これからの中でやはりだんだん研修が終わって、自立していく中で、自分たちの将来を子どもたちが考えたときに、ある程度きちんとしたこういうカリキュラムが決まっていなくて不安になると思うんですね。そういう中でやはりこれは市だけではなくて難しいかと思っておりますけれども、どうやって医学生を育てていくのかというような、そんなようなカリキュラムみたいなものを今後考えていくべきではないかと思っておりますが、それについて何かお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

それから27ページの家庭的保育事業の中の小規模保育事業委託料ということで722万5,000円が計上されているわけなんですけれども、この事業は昨年から始まっているようなんですけれども、利用実態がどうなのかということについて、お伺いしたいと思います。

それから29ページの上のところ、生活保護事業、生活保護事務諸経費の中で、中国残留邦人支援給付事務処理システム改修事務委託料と書いてあるんですけれども、中国残留邦人ということは何か先の戦争の中で向こうに、市内の方が行っていらっしゃる方がいるのかどうか、その辺ちょっと、私、事情を知りませんものですから、お伺いしたいと思います。

それから済みません、31ページのところで農業体験交流施設建設工事費、先ほど来、これ議論になっています。3,800万円ということですが、ちょっと私、考えるに、コテージ2つ建てるに当たっては額的に相当多額なのかなという気がするんですが、何かこのコテージのほかに附帯工事等あるかどうか、それについてお尋ねします。

以上4点お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 医学生を今後市民病院に入っていただくために、市として特別なカリキュラムを立てていくべきではないかという考え方も存在するかというふうに思いますけれども、まずこれは条例制定のときにいろんなご議論をいただいたわけでありすけれども、日本全体で医師が足りないという状態の中で、優秀な子どもが経済的な理由でお医者になることをあきらめているようなことが東御市においてあるとしたら、それはやっぱり市として何らかの対応をしてもいいんじゃないかというふうに申し上げて、お認めいただいた面もあるわけでありすし、もちろん市がお金を出すからには、基本的には市立病院に勤めてもらいたいという希望を申し添えておりますし、本人たちもそのつもりで大学に行ったということでありすけれども、恋愛だとか、いろんな専門性の問題だとか、自分の向き不向きだとか、いろんな形の中で、ある程度高校時代に思い描いていたコースとは外れることもあるだろうという形の中で、その場合は多少の金利をつけてお返しいただきたいということで条例のルールができておりまして、そのルールに乗っかる形で返済、やむを得ないというふうに私は思っておりまして、より幸せで、なおふるさとを思いながら、能力を発揮していただきたいというふうに思っておりますので、これをバネとしながら、なおかつ飛躍されることを心から祈念しておりまして、どうしても市民病院に引き戻すためのカリキュラムを特別に組んでいこうというふうには今は思っておりません。

ただ、面談をさせていただいて、かなりの人は帰ってきたいというふうに述べていたりしますので、それはそれで受け入れるものの責任もまた発生するなという気持ちで面接をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 若林議員の27ページの小規模保育事業委託料の関係につきまして、子育て支援課長から、あと29ページの中国残留邦人支援給付事務処理システム改修業務委託料の関係につきましては、福祉課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君） それでは小規模保育事業の利用実態についてどうかでございますが、市の方では3月24日に市の方で小規模保育事業の認可を行いました。4月1日から開所を行っておりまして、認可の定員につきましては12名で認可を行っております。6月現在の利用、通常保育の利用状況でございますが、0歳児が2名、1歳児が4名、2歳児が4名ということで10名の通常保育を行っております。そのほかに利用としましては一時保育事業、夜間保育事業等を行っ

ておりまして、この一時保育事業につきましてはうちの市との協定外とさせていただいております。

利用状況は以上です。お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） それではただいまの中国残留邦人の関係でご説明申し上げます。中国残留邦人支援制度につきましては、中国に残留邦人として残された方が、日本に帰られて生活をするときに必要な支援を行うという制度でございます。今回はその制度の中で住宅扶助等の見直し、制度の中で見直しが行われておりますので、それをシステムに反映するための給付金の増額補正ということでお願いしてございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 31ページの芸術むら公園の農林業体験交流施設の価格でございますが、特に附帯する工事というものはございませんが、いずれにいたしましても今回の事業につきましては木造を基本的にはフルに使った形の中で建設したいということがございます。あと面積の割合に、先ほど申し上げましたが、その中に基本的に生活ができる台所ですとか、洗面所等も備えますので、どうしても単価的には高くなってしまうのかなということで、そんな中で額的にいうと若干高いような形になるのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 医学生の奨学金の問題については了解しました。今後の中で、子どもたちが医師として育っていくために協力できればいいですし、更に市内の病院に戻ってきてくれることを願っております。

それでは小規模保育の関係なんですけど、先ほど6月現在で0歳児2名、1歳児4名、2歳児4名ということで、10名というお話がございました。そのほかに一時保育等という話もありましたけれども、今、保育所については市としてもこの間、ずっと整備を進めてきているわけですね。すばらしい保育園ができてきているんですけども、そちらを利用するのではなくて、こういう形の利用になっているというのは、何か保護者の方々のご事情だとか、そういったことは何かおありなのかどうか、それについてお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君） 利用の状況というのは把握はしていないのですが、小規模の保育の方が家庭、集団ではなかなか慣れないという中で、小規模の保育を利用したいということで民間保育所の方へ行きたいというようなお話を聞いたりですとか、やはり勤務先が東御市にあって、そちらで預かっていただきたいとか、あと周りの口コミみたいな形で、おひさまでの保育でお願いしたいというようなことについては聞いております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 了解しました。ここは何か先ほど言ったように、一時保育だとか夜間保育ということで、非常に特殊なといいますか、ほかになようなサービスを利用しているということ

で、結構市外からも注目されて、来るというのも聞いているわけなんですね。これは今回の事業対象外だということなんですけれども、やはり今後の中で働き方も随分多様化する中で保育に対するニーズも随分変わってくるのかなと思っていますけれども、そういったものに対して市として取り組んでいくみたいな、そんなような計画などはお持ちでしょうか。そこだけお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君） まず夜間保育に関しましては、今のところは考えておりません。またちょっとニーズ等を把握する中で検討させていただきたいと思っていますが、夜間保育、民間保育所の方、夕方7時から朝の8時までというようなことで預かっているということの中で、利用実態を聞きましたら月に2回ぐらい、今、行っているという中で、小学校とか中学校の会合ですとか、そういうときにお子さんを預けたいということをお願いしていて、11時ぐらいとか、そういうぐらいで、オールナイトで預かることは今のところはないということであります。ちょっとまたその辺の利用の実態等も含めながら、ちょっと検討させていただきたいと思っています。

○7番（若林幹雄君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

本議案の討論及び採決は25日、これを行います。

◎日程第 5 議案第55号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（質疑）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第55号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

本議案の討論及び採決は25日、これを行います。

◎日程第 6 議案第60号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）

（上程、説明、質疑）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第60号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま上程となりました議案第60号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成27年度東御市一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今般の補正予算につきましては、内閣府所管の地域再生戦略交付金の対象事業として採択の見込みが得られたことから、関係する事業費の補正をお願いし、早期の事業着手を図るものでございます。

議案第60号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度東御市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億1,881万4,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございます。

3ページから5ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入につきまして申し上げます。

款14国庫支出金項2国庫補助金目7商工費国庫補助金1億1,725万円の増額につきましては、地域再生戦略交付金でございます。

款18繰入金項1基金繰入金1億8,865万円の増額につきまして、公共施設等整備基金からの繰り入れでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明いたします。

款6商工費項1商工費目7温泉施設運営費3億590万円の増額につきましては、地域再生計画に基づきます交流体験・ワインツーリズム参加者向け短期滞在施設改修事業、すなわち明神館の改修増築事業に係る費用の補正でございます。

以上、議案第60号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 7 議案第63号 損害賠償の額の決定について

◎日程第 8 議案第61号 平成27年度東御市病院事業会計補正予算（第1号）

（上程、説明、質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第63号 損害賠償の額の決定について、日程第8 議案第61号 平成27年度東御市病院事業会計補正予算（第1号）、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいま一括上程となりました議案第63号及び61号につきまして、提案説明を申し上げます。

初めに、議案書第2号の3ページをお願いいたします。

議案第63号 損害賠償の額の決定について、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、

東御市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償の相手方でございますが、長野県東御市の個人及び東京都大田区の個人でございます、損害賠償の額は慰謝料や減失利益等の総額で1,688万3,085円でございます。

また事故の概要でございますが、平成26年8月25日に東御市民病院の病棟で胸腔穿刺という胸にたまった水を抜く治療を行った際に発生した事故でございます。

続きまして、公営企業会計補正予算書の4ページをお願いいたします。

議案第61号 平成27年度東御市病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成27年度東御市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第2条といたしまして収益的収入及び支出の予算額に、それぞれ1,825万5,000円を増額しまして、収入支出それぞれ23億9,321万5,000円の予算とするものでございます。

次に予算書の一番最後のページになりますが、13、14ページの実施計画明細書をお願いいたします。

初めに収益的収入でございますが、款1病院事業収益項2医業外収益目3その他医業外収益1,825万5,000円増額は、病院賠償責任保険からの賠償保険金の収入でございます。

次に収益的支出でございますが、款1病院事業費用項1医業費用目3経費の中の賠償金1,688万4,000円は、先ほど議案第63号で提案説明を申し上げました損害賠償の額にかかわる増額補正でございます。また、その下の雑費137万1,000円でございますが、賠償に伴う医療費負担等の増額補正でございます。

以上、議案第63号及び61号につきまして、提案説明を申し上げましたが、今回の医療事故に関しましてはご遺族に対しまして心からおわびを申し上げるとともに、謹んで哀悼の意を表する次第でございます。今後とも職員一同、安全・安心の医療をお届けできるよう、より一層の努力を行ってまいり所存でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第63号について質疑を行います。なお本議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例になっておりますので、申し添えます。

よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第63号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

2 期建設工事請負契約の締結について

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 9 議案第62号 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第 2 期建設工事請負契約の締結についてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） ただいま上程となりました議案第62号につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第62号 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第 2 期建設工事請負契約の締結について。

社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第 2 期建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的、社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第 2 期建設工事。
 - 2、契約の方法、一般競争入札。
 - 3、契約の金額、2 億1,060 万円。
 - 4、契約の相手方、長野県東御市御牧原2433番地 1 竹内工業株式会社代表取締役、竹内広幸。
- 以上、説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 10 請願・陳情の上程

○議長（櫻井寿彦君） 日程第10 請願・陳情の上程をいたします。

請願第10号、東御市九条の会代表、渋谷泰一ほか 1 名から提出されました、いわゆる安全保障関連法案について今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願を議題とします。本請願について、紹介議員の説明を求めます。

7 番、若林幹雄君。

○7 番（若林幹雄君） それでは本議会に提出されました、いわゆる安全保障関連法案について、今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願について、提案理由をさせていただきます。

安倍政権は、安全保障関連法案を今国会に提出し、その成立を目指しています。この法案の内容は請願に記載されているとおりであります。

この法案には 3 つの大きな問題があると言われています。まず 1 つ目は、これまで歴代政府がとってきた安全保障政策を大きく転換するものであることであります。本請願書に記載されていますように、これまでの専守防衛から一步踏み出すものになっています。これまで認められなかった

集団的自衛権の行使が可能になり、地理的制約が外れ、自衛隊を世界中どこにでも派兵できるようになります。派遣する地域もこれまでの非戦闘地域に限定するのではなく、後方支援と称して戦闘地域における活動も視野に入れております。

2つ目に、この法案は日本国憲法第九条の精神を大きく逸脱するおそれがあるということでございます。6月上旬に行われました衆議院憲法審査会で、自民党推薦の学者も含めた3名の憲法学者が、いずれも安保法制は憲法に違反すると断じました。すなわち憲法九条のもとで許される武力行使は個別的自衛権までで、集団的自衛権の行使は明確な憲法違反だとしています。これに対して6月3日には、170名以上の全国の憲法学者が廃案を求める請願を出しています。与党側は、憲法学者の言うとおりにしていたら日本の平和と安全は守れない、字面に拘泥をしていると反論しています。しかし憲法学者の青井未帆学習院大学教授は、政府がやりたいから解釈を変えるということになってしまつては、憲法が紙切れになってしまうと述べています。

3つ目に、この法案に対しては全国紙いずれの調査においても、反対が賛成を大きく上回り、国民の多くが懸念を抱いていることであります。例えば共同通信の全国世論調査によれば、安保法制に対する安倍政権の姿勢に対し、「十分に説明しているとは思わない」との回答が81.4%に上っています。「十分に説明している」は14.2%でした。「法案成立により自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高まる」と考えている方は68%となっています。これに対し「わからない」という方が26.1%、「リスクが低くなる」という方が2.6%でした。「読売新聞」の調査でも「今国会での成立に反対」が59%となっています。

安保法制が成立すると政府の裁量で自衛隊の海外における武力行使が広がるおそれがあります。その結果として日本が敵視され、戦争のリスクが高まることになるかもしれないとの懸念があります。

こうしたことから、県内の少なからぬ自治体において慎重審議や制定の断念を求める意見書が可決されています。昨日の「信濃毎日新聞」によれば、本日でしたか、その数は少なくともこれまでに22件となっています。例えば下諏訪町議会では、慎重審議を求める意見書を全会一致で可決し、今国会での成立にこだわらず慎重かつ丁寧な審議を進めることを求めています。お隣の小諸市議会も安保法制について拙速な結論は避けることを求める意見書を採択しています。また長野市長は安保法制の必要性を主張しつつも、衆議院憲法審査会で憲法学者が違憲と指摘したことを踏まえ、政府に十分な議論や説明を求めています。

これまで政府は安全保障の問題については、時間をかけ、慎重に審議してきました。しかし今回の集団的自衛権の行使を可能とする安保法制については、異例続きでございます。先日安倍首相が訪米した際、アメリカ政府に対して夏場の成立を約束したことでございます。日本国民への説明を行う前に、アメリカ議会やアメリカ政府に約束をすることは、まさに異例なことでありました。

第2に、たくさんの法案を一括して審議し、今国会で成立させようとしていることです。一つ一つの法案を丁寧に議論していこうとする姿勢が感じられません。

第3に、安倍首相自身が野党議員の質問に対してやじを飛ばして陳謝するなど、誠実さが感じられません。先日の「信濃毎日新聞」に元自衛隊艦隊司令官の方の安保法制に対するコメントが載っていました。その方は、新たな安全保障は日本の平和を保つために必要だとしています。しかし国民の理解は大事です。わかりやすく丁寧な説明が政府には欠けていますと批判していました。

以上のように、安保法制については専門家のみならず、多くの国民が懸念を抱いています。議論もまだまだ煮詰まっているとはいえません。政府はこうした懸念の声を無視して、今回での成立を目指しています。私はなぜこのとき、こうした国民の声を無視してまで成立を急ぐのか理解できません。徹底した審議と丁寧な説明こそが今こそ必要だと思います。

いろいろ申し上げましたが、私は安保法制については本請願が述べているように、今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことが必要であると思います。同僚議員の皆様におかれましては本請願の趣旨をお酌み取りいただき、採択していただけますようお願いするものであります。

○議長（櫻井寿彦君） これから紹介議員に対する質疑を行います。

16番、依田政雄君。

○16番（依田政雄君） ただいま紹介議員より、いわゆる安全保障関連法案についての今国会で性急に成立するのではなく審議を十分に尽くすことを求める意見書のことについて、提案理由の紹介議員の説明がございました。

私は今回、この意見書でありますので、その中身について何点かについて質問させていただきます。

まさにこの表題にございます審議を十分尽くすこと、これは今、まさに国会においても論議を十分、審議を進めているところでございます。このことについて当然それは審議することだというふうに私は理解をいたすところでございます。ただ、請願内容のところで4点ほどございますが、この内容についてどのように紹介議員として理解しているか、まずお聞きをしたいと思います。まず1点目、自衛隊はこれまでの専守防衛から政権の判断によりいつでもどこでも武力行使ができる攻撃型の自衛隊に改変されます、このように言っていますけれど、この根拠法、それはどこにあるのか、それについて示させていただきたい。

それから2点目の武力攻撃事態法改正で存立危機事態という定義が加えられ、他国への武力攻撃であっても我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆されようと政権が判断されれば、集団的自衛権の行使が可能になります。この集団的、いわゆる政権が判断をされればとなっていますけれども、これはどこにしっかりと明記されているのか、そのことについてその根拠、このように言い切っている根拠についてお聞きをしたいと思います。

それから3点目の従来の周辺事態法は重要影響事態法とされ、事実上地理的制約を撤廃し、また米国以外への軍隊への支援が可能になります、このように言い切っておりますけれども、このことについて、そのことについてどこにその法案に明記されているのか、そのことについてお聞きをし

たいと思います。

それから4番目であります、新設される国際平和支援法では、本来国会の事前承認を要する自衛隊の海外派遣は、事後承認が可能となり、その活動範囲も従来の非戦闘地域から戦闘地域まで広げ、武器使用権限も拡大するなど、海外で武力行使する自衛隊に道を開くものであります、これはどこのそこのところで今回の関連法案の中で言っているものか、そのことについて紹介議員の方でとらえているか、そのことについて質問します。

○7番（若林幹雄君） それでは今、ご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

基本的には今回の請願の趣旨といいますのは、請願の事項というのはまさに慎重に審議するということが今、中心なわけですね。それについて今、国会で議論しているところですね。ここに書いてある請願趣旨のこの4つの面については、いずれも今回の安保法制の中に規定してあるところでございます。私が特にこれがこうだと言っているわけではございません。しかもこの間の国会審議の中で、このことが議論されているということでございます。いいですか。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） まさにそのことは当然のことであります。私が申し上げた、質問したことは関連法案の中でどこにその、これ言い切っておりますので、その法案の中のどこに明記されているかということを聞いたわけですね。どう紹介議員は理解しているか、そのことについてお聞きしたわけで、みんな、やじですね、私は紹介議員に聞いておりますので、その辺のところ、言動についてはしっかりと理解いただきたいと思います。よろしく、その辺について私は質問した、それについてお答え願いたいと思います。

○7番（若林幹雄君） 今回の安保法制については、全部で10の法案を一括固めて出しているわけですね。そういう中で、個別の法案自体が一つ一つ議論されるということがちょっとないがしろにされまして、トータル的な議論になっているというところに大きな特徴があります。そういう点でわかりにくさというのが結構出てきているのかなと思っています。

ただ、ここに書いてあることについては、いずれも法案の中で規定していることでありまして、私がこれについてどうこう言うべきものではなくて、それをそのまま載せたものでありまして、それではいけないわけですか。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 私が申し上げたのは、関連法案はあります。その中でこの4項目については何々法案、言い切っているわけですから、いろいろ言っている。だからそのところの根拠はこの法に示させてあるか、それを紹介議員の中で示していただきたい。どこに書いてあるかということを示していただきたいということを申し上げてございます。これで3回目になりますが、お答えをお願いします。

○7番（若林幹雄君） これについては、私は請願の目的、請願事項自身が上記を踏まえた上で、今国会で性急に整理させるのではなく、十分議論を尽くすということを求めているわけですね。個

別の法律の規定の何条に何かということではなくて、今、我々が求められているのはそういった議論を尽くすという、そういう請願を上げるということになっておりますので、これについては周知の事実として認めてよろしいのではないかなと思っています。

○議長（櫻井寿彦君） 14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 今、依田議員が質問をしましたがけれども、何の答弁にもなっておりません。今、閣議決定、去年の7月に閣議決定をされました。それは私は何回か読みました。全部理解は到底できませんけれども、今、その閣議決定をもとに法案を審査しているという状況だと思うんです。それで今、依田議員も言いましたがけれども、まず1番で攻撃型の自衛隊に改変されますと、全部この4項目、断定しているわけですよ。今、法案これから成立するわけですがけれども、その閣議決定の中でどこに、どれをどういうふうに読めばこれが攻撃型の自衛隊に改変されますということが読み取れますかというふうに私は思います。

それとその次もそうです。政権が判断すれば集団的自衛権の行使が可能になりますと断言しています。それはどこで閣議決定の中で読み取れますか。集団的自衛権、今、とにかく憲法は変わっていないですよ。集団的自衛権、一般的な集団的自衛権と、要するに憲法九条の中で、この社会状況を踏まえて、集団的自衛権に当たるような文言ですけれども、要するに集団的自衛権の行使が可能になるということが、閣議決定のどこを読めばそうなりますかということ、そして全部そうです、自衛隊の出動のところもそうですけれども、海外で武力行使する自衛隊に道を開くものと、そういうふうに言い切っているところはどこにもないんですね。今、やっぱり閣議決定を根底にして議論するということが大事だと思うんですね。

事後承諾が可能となりというふうにあるんですけれども、私は自衛隊の出動の三原則という中を読んで、事後承諾が可能になりますというところを理解していないんです。事後承諾ではなくて事前にきちんと三原則を確認しなければ自衛隊は派遣できませんよというふうに承知をしているんですね。だからすべてこうやって言い切っている、そこは閣議決定のどこを読めばこういうふうに断言できるんですかって。もちろん言ったように、審議を十分尽くすことは大事です。だけれどもこの内容で、これだけ言い切っているわけですから、どこにそれが読み取れますかということ、私はお聞きをしたいです。

○7番（若林幹雄君） 今、閣議決定とおっしゃいましたが、閣議決定でなくて、既に安保法制ということで、法律の条文になって出ているわけですね。

○14番（三縄雅枝さん） それではその根拠を示しなさい。

○7番（若林幹雄君） それで今、海外派兵についての事前承認という話がありましたけれども、例外措置として事後承認という項目が入っていますね。すべて事前承認だけではないですね。

今回の中で、集団的自衛権ということが非常に大きな問題になっています。これは去年の7月に閣議決定で集団的自衛権の行使ということが決まったわけなんですけれども、非常に憲法九条と関係しまして、憲法九条とすれすれだという話もあります。この6月の衆議院の安保審査会の中で、

自民党の選出の、自民党推薦の憲法学者も含めまして、集団的自衛権というものに対して、これは違憲の疑いがあるという話も出ているわけですね。そういう中で、やるからには、やはりもっともっと丁寧な説明なり市民に対して、国民に対して従来の憲法九条とどう違うのか、どう抵触していかないのか、あるいは抵触するのかということをはきちんと話していかないと、知らないうちに自衛隊が海外に出てしまうということになりかねないかなと思っています。そういう点で十分な議論が必要なかなというふうに思っています。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 先ほどから申し上げておりますように、本当に十分な審議を尽くすことは重々もう承知していますし、それは当然のことです。

○7番（若林幹雄君） ぜひご賛同をお願いします。

○14番（三縄雅枝さん） ですが、冗談じゃない、ここに書いてある一つ一つ、こういうことを公の場で出してくる、断言して出してくる、そのこと自体が、この4つの項目、その根拠を示してくださいと言っているんですよね。それが何一つ今、示されていない。

○7番（若林幹雄君） それは今回の安保法制の中にそれぞれ明記されていることでもありますし。

○14番（三縄雅枝さん） だからどこなんだと。

○7番（若林幹雄君） この間の国会審議の中でもこういったことは十分国会で議論されているわけですね。それは昨日もそういった意味では国会で審議がラジオで報道されていましたが、そういう中で今、議論されているところでもありますし、それがそういう疑問があればまさに今後国会の中でこれから議論していけばいいと思いますし、明らかにしていけばいいかなと思っています。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） いずれにしても当然国会で議論することですけれども、こういうものを地方議会に出してきました。地方議会の総務文教委員会の中で、本当にしっかりと議論をしていただいて、この4項目、どういうことなんだということを議論していただきたいというふうに要望しておきます。

○7番（若林幹雄君） 議論をするに当たって、間違えていただいても困るわけなんですけれども、請願事項は十分な議論をしてほしいという意見書を国会に上げるということです。集団的自衛権の中身のことは、これはあくまでもその説明文書なんですね。一番なのはこの最後の請願事項なんですね。そこの辺を含めまして、ご議論いただければありがたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

若林幹雄君、着席願います。

請願第10号は総務文教委員会に付託します。

陳情第32号、人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、認知症への取り組みの充実強化に関する陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第33号、日本労働組合総連合会長野県連合会会長、中山千弘ほか1名から提出されました、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める要請書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第34号、人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、地方単独事業（乳幼児医療費無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時19分）

平成 27 年東御市議会第 2 回定例会議事日程（第 5 号）

平成 27 年 6 月 25 日（木） 午後 1 時 30 分 開議

- 第 1 議案第 59 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 議案第 56 号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例
- 第 3 議案第 57 号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 63 号 損害賠償の額の決定について
- 第 5 議案第 58 号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 54 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 55 号 平成 27 年度東御市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 60 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 議案第 61 号 平成 27 年度東御市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 62 号 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第 2 期建設工事請負契約の締結について
- 第 11 請願第 10 号 いわゆる安全保障関連法案について今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願
- 第 12 陳情第 32 号 認知症への取り組みの充実強化に関する陳情書
- 第 13 陳情第 33 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める要請書
- 第 14 陳情第 34 号 地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める陳情書
- 第 15 議員提出議案第 3 号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書の提出について
- 第 16 議員提出議案第 4 号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出について
- 第 17 議員提出議案第 5 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の提出について
- 第 18 議員提出議案第 6 号 地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について
- 第 19 特別委員会の設置について
- 第 20 議員派遣について
- 第 21 継続審査、調査の申出
- 第 22 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1 番	窪 田 俊 介	2 番	佐 藤 千 枝
3 番	横 山 好 範	5 番	蓮 見 喜 昭
6 番	山 崎 康 一	7 番	若 林 幹 雄
8 番	阿 部 貴代枝	9 番	平 林 千 秋
10 番	依 田 俊 良	11 番	長 越 修 一
12 番	井 出 進 一	13 番	青 木 周 次
14 番	三 縄 雅 枝	15 番	町 田 千 秋
16 番	依 田 政 雄	17 番	柳 澤 旨 賢
18 番	堀 高 明	19 番	清 水 新 一
20 番	櫻 井 寿 彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市 長	花 岡 利 夫	副 市 長	田 丸 基 廣
教 育 長	牛 山 廣 司	総 務 部 長	掛 川 卓 男
市民生活部長	土 屋 一 夫	健康福祉部長	山 口 正 彦
産業経済部長	北 沢 達	都市整備部長	橋 本 俊 彦
病院事務長	武 舎 和 博	教育次長	清 水 敏 道
総 務 課 長	横 関 政 史	企画財政課長	岩 下 正 浩
生活環境課長	塚 田 篤	子育て支援課長	土 屋 親 功
福祉課長	柳 澤 利 幸	農 林 課 長	金 井 泉
建設課長	関 一 法	教 育 課 長	小 林 哲 三
代表監査委員	竹 内 春 彦		

議会事務局出席者

議 会 事 務 局 長	宮 嶋 武 彦	議 会 事 務 局 次 長	堀 内 和 子
書 記	正 村 宣 広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第 2 議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例

◎日程第 3 議案第57号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例

◎日程第 4 議案第63号 損害賠償の額の決定について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例、日程第3 議案第57号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第63号 損害賠償の額の決定について、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日に付託された議案について、22日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第56号 東御市生ごみリサイクル施設整備運営事業者選定審査委員会条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第57号 東御市介護保険条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第63号 損害賠償の額の決定について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。損害賠償額については、当事者間で既に合意済みのため、特に申し上げることはございませんが、次の附帯意見をつけ、全会一致で原案を可決すべきものと決定しました。

附帯意見。今回、事故が起きたことは大変残念である。この事故を重く受けとめ、市民の信頼を失わないよう職員が一丸となって再発防止に取り組むことが必要である。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第56号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものと決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものと決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第58号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する 条例

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第5 議案第58号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○産業建設委員長(井出進一君) 産業建設委員会審査報告。

本委員会は、6月19日に付託された議案について、22日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第58号 東御市就農トレーニングセンター条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長(櫻井寿彦君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第58号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきもののとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算(第2号)

(討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第6 議案第54号 平成27年度東御市一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第55号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第7 議案第55号 平成27年度東御市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第60号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 議案第60号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第61号 平成27年度東御市病院事業会計補正予算（第1号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第9 議案第61号 平成27年度東御市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第62号 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第2期建設工事請負契約の締結について

(質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第10 議案第62号 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅日向が丘団地第2期建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 請願第10号 いわゆる安全保障関連法案について今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第11 請願第10号 いわゆる安全保障関連法案について今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本件に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日に付託された請願について、22日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により、ご報告申し上げます。

請願第10号 いわゆる安全保障関連法案について今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願、不採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。審査に当たり委員から出された意見は、次のとおりでございます。

現在、国会で審議中である安全保障関連法案については、国民の関心は大変高く、国会で十分議論を尽くし、結論を出してほしいという請願そのものには賛同できるが、外交、防衛にかかわる国の基本施策について基本的にはその賛否を地方議会が議論するものではないという意見や、安全保障法令の整備により、自国防衛のための日米防衛協力体制に信頼性、実効性を強化することは重要

であり、請願趣旨に記載された請願者の主観的意見に含まれる内容には反対であるという意見があり、十分議論を尽くすことは賛成だが、請願趣旨全体の文言には賛成できないという意見がございました。

また、周辺情勢、安全対策の変化はあるが、現在、議論されている内容は憲法による日本の在り方そのものが問われており、地方議員も声を上げるべきであり、本請願に賛成する意見も出されました。

採決の結果、反対多数で不採択と決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君）　これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

○議長（櫻井寿彦君）　これから請願第10号の討論を行います。

9番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君）　委員長報告に反対です。

○議長（櫻井寿彦君）　ほかにございませんか。

5番、蓮見喜昭君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○5番（蓮見喜昭君）　委員長報告に賛成です。

○議長（櫻井寿彦君）　14番、三縄雅枝さん、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○14番（三縄雅枝さん）　賛成です。

○議長（櫻井寿彦君）　まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君）　ただいま議題となりました請願10号について、不採択とする総務文教委員長の審査報告に反対する討論を行います。

私は、このたびの安全保障関連法案の閣議決定を契機に、ほぼ毎週街頭からこの法案の重大な内容を訴え、各戸を訪問し、同法案の廃案を求める署名をお願いし、たくさんの方にお話を伺っております。多くの方々がこの法案を心配し、憲法に反することを何で今とか、戦争をする国になるのは怖いとか、率直な思いを語ってくれます。これはこの最近の世論調査にもあらわれています。先日も「毎日新聞」が報じた共同通信の世論調査では、この法案を違憲とする人が56%、法案に反対は短時間で11ポイントも上昇し58%です。今国会での成立には63%が反対で、「安倍政権が十分に説明しているとは思わない」という方が実に84%にも上ります。

本請願は、こうした東御市民、国民の思いを表現したものであります。同僚議員の周辺の方々も同じ思いだと考えています。平和憲法の根幹が問われている今、市民の代表機関として本請願を採択し、市民の負託にこたえていただくことを切に願うものであります。

この上で、若干の議論に触れたいと思います。請願文の一文にあります法案の中心点について、法案のどこに規定しているのかとの質問がありました。紹介議員の責任で各議員に政府の発表した法案概要に即して説明資料をお渡ししましたが、ご覧いただいたようにこの4項目は政府の規定を整理した事実そのものであります。請願文の第3段落の市民の受けとめ方は、初めに紹介したようにまさに市民の実感であり、世論調査にもあらわれています。その受けとめ方は様々でしょう。しかしこの不安や疑問は広くあるのが現実であります。だからこそ請願者は拙速な論議で安倍首相の対米公約のように、夏までにということ結論を出すことのないよう、国会での十分な論議を求めているのであります。この率直な要請をした本請願がなぜ不採択なのか理解に苦しむところであります。

また、もう1点、もう一つ触れておきたいことがあります。この法案を肯定する議論、あるいは背景とする議論に安全保障環境の変化を取り上げる向きがあります。本議場でも聞かれました。これについて率直に3点指摘いたします。

第1、この環境変化が法案のようになぜ軍事的対応強化につながるのか、私は憲法九条を持つ国として外交による平和的解決を真剣に模索することが最も必要だと思います。

第2、この論は歴代政府が憲法上できないとしてきたものを180度ひっくり返し、集団的自衛権容認を導き出した昨年の閣議決定の唯一の理由であります。では、他国に対する武力攻撃によって政府案のように存立危機事態に陥った国が世界で1つでもあるのか、国会での論戦で一大テーマになりました。再三の追及に対し岸田外務大臣は、そうした実例を挙げるのは困難だと認めました。つまり唯一の正当化する事実、立法事実はないということであります。この論は成り立ちません。

第3、情勢が変わったからといって憲法の基本原則を一内閣の解釈によって変えていいのかという根本問題です。国会で自民党推薦の憲法学者が、憲法違反と断じたのはまさにこの点であります。立憲主義を踏みにじる違憲立法が許されないのは当然であります。

こうした情報は、毎日のマスメディアを通じて知らされ、市民の皆さんはそれぞれ判断をしておられます。このことは歩いてみるとよくわかります。このままいくと日本はどうなっちゃうんだろ、うね、主婦も、若い子どもを持つ母親も、戦争体験を持つ高齢者も、そして高校生も、この法案の行方を心配しています。市民から選ばれた我々市議会も、これに真剣に向き合わなければならないと痛感しています。何とぞ請願10号にご賛同いただくことを重ねてお願いいたします。

以上をもちまして、本請願を不採択とする委員長報告に対する反対討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。5番、蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 請願10号 いわゆる安全保障関連法案について今国会で性急に整理させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願について、委員長の報告に賛成の立場で討論します。

委員長報告でもありましたとおり、現在、国会で審議中の安全保障関連法案については、世論の

関心は大変高いものがあり、我が国の将来にとって非常に重要である法案であるため、ぜひともしっかりと時間をかけた慎重審議をしてほしいと思いますし、この請願の趣旨は理解できます。

しかしながら請願書には請願者の主観的意見、文言等が含まれており、時間をかけて十分議論してほしいということ自体は賛成できるが、この請願書の文章をそのままは賛成できないという結論に至りました。

よって、委員長の報告どおり、この請願は不採択とし、別に国へ意見書を上げるのがよりよい選択肢であると考え、委員長の報告に賛成する討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 14番、三縄雅枝さん。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 請願第10号 いわゆる安全保障関連法案について今国会で性急に成立させるのではなく、審議を十分に尽くすことを求める意見書の提出を求める請願の不採択に賛成の立場で意見を申し上げます。

表題については全くそのとおりであるというふうに思っております。しかしながら請願の冒頭の集団的自衛権の行使を容認するという閣議決定という断定的な文言をはじめ、趣旨として示されている内容は行き過ぎた内容であると言わざるを得ません。戦後70年、憲法が施行されてから70年近くになります。その間、社会は大きく変化をいたしました。我が国を取り巻く安全保障環境も大きく変化をしたのは誰もが認識をするところでございます。

そのような中で、憲法九条のもと、いかに日本の国を守り、国民を守るかが安政法制の議論であります。請願趣旨にあるように、いつでもどこでも武力行使ができる攻撃型の自衛隊、そのような自衛隊に誰がしようと思うのでしょうか。海外で武力行使をする自衛隊に道を開こうなどと誰が思うのでしょうか。また、我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される、そのような状況が起きたとき、国は、国民は何もせず手をこまねいているのでしょうか。私は母親であります。親として守るべきものがあります。守らなければならないものがあります。守るべき立場の者として、子や家族に対し、攻撃を受けた場合、守るべきもののためにほかに方法がないと判断すれば、武力をもって立ち向かうでしょう。武力をもって応戦すると思います。それを武力行使だといって批判をするのでしょうか。黙って見ていれば褒められるのでしょうか。学者が憲法違反と言うからとか、自分が攻撃を受けていないので個別的自衛権ではなく集団的自衛権に当たるからといって、攻撃をすることをやめるでしょうか。私は守るべきもののためにやめることはしないでしょう。そしてこれを戦争だというのでしょうか。守るためのやむを得ない攻撃、これをも集団的自衛権というのでしょうか。私は専守防衛そのものであると思います。

親と子、国家と国民、違うじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、私は大きく変わるものではないと思っています。1つの家族であり、人であり、命の問題であります。核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散しています。軍事技術も著しく高度化し、我が国近隣でも弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑を否定できない国があります。この

ような中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事です。今、国は守るべきもの、国家と国民のために世界に誇る憲法九条のもとで何ができるのか、何をすればよいのか、議論がされております。ちまたではこの安保法制、戦争法案との声が聞こえます。誰が戦争法案をつくろうと思うでしょうか。誰が戦争したいと思うのでしょうか。戦争ほど悲惨なものはありません。戦争ほど残酷なものはありません。戦争は誰もが絶対に反対です。国と国民を守るための安保法制、十分な審議を尽くすことは認めるものの、趣旨についてはいかがなものかと思い、不採択に賛成の立場で意見を申し上げました。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから請願第10号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 賛成多数であります。

請願第10号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎日程第12 陳情第32号 認知症への取り組みの充実強化に関する陳情書

◎日程第13 陳情第33号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める要請書

◎日程第14 陳情第34号 地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める陳情書

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 陳情第32号 認知症への取り組みの充実強化に関する陳情書、日程第13 陳情第33号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める要請書、日程第14 陳情第34号 地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める陳情書、以上3件を一括議題とします。本3件に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、6月19日に付託された陳情について、22日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

陳情第32号 認知症への取り組みの充実強化に関する陳情書、採択すべきものと決定。

審査報告、特に申し上げることはございません。

陳情第33号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決

議)の採択を求める要請書、採択すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

陳情第34号 地方単独事業(乳幼児医療費窓口無料化等)に係る国保の減額調整措置の見直しを求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。東御市が重点を置いている子育て支援施策を更に進めるために、乳幼児医療費窓口無料化に係る国保の減額調整措置の見直しをすることは必要であるという意見がありました。

以上、報告終わります。

○議長(櫻井寿彦君) これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから陳情第32号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから陳情第32号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第32号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第33号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから陳情第33号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第33号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第34号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 討論なしと認めます。

これから陳情第34号を採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものとの

決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

陳情第34号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第15 議員提出議案第3号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第15 議員提出議案第3号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第3号 安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年6月25日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、長越修一。

賛成者、蓮見喜昭、依田政雄、柳澤旨賢、清水新一。

別記

安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書。

安全保障関連法案については、今国会での成立を急ぐことなく、国民の理解が得られるよう十分議論をし、慎重審議を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長(櫻井寿彦君) 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

11番、長越修一君。

○11番(長越修一君) 議員提出議案第3号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井寿彦君) これから提案者に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 質疑なしと認めます。

長越修一君、着席願います。

これから議員提出議案第3号の討論を行います。

9番、平林千秋君、原案に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

原案に賛成者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ただいま議題となりました議員提出議案、安全保障関連法案について慎重審議を求める意見書について、賛成の討論を行います。

本意見書は、先に不採択とした請願10号の請願事項をそのまま踏襲したものであります。本来、請願10号を採決いただきたかったのでありますが、ともかくも請願の中心事項を表現どおりの意味で、東御市議会 の意思として政府及び国会に提出することは、時宜を得たものであります。

時あたかも安倍内閣と与党自民党、公明党は何が何でも今国会で安全保障関連法案を押し通そうと、史上最長95日間もの会期延長を強行しました。これに対し世論の抗議が急速に広がっています。地方自治体議会においても、法案に反対、あるいは慎重審議を求める意見書の提出が相次いでいます。「信毎」によると、県下では23日までに計36市町村に上ると言います。今、この地方からの動きがとても重要になっています。

当議会の審議では、安全保障問題は国政の事柄で、地方にはなじまないという議論がありました が、今回、議員提出議案でこの意見書が出され、国会運営までにも言及したことは、事例として記録されます。

以上指摘し、賛成討論とします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議員提出議案3号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 議員提出議案第4号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出について

◎日程第17 議員提出議案第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の提出について

◎日程第18 議員提出議案第6号 地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第16 議員提出議案第4号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出について、日程第17 議員提出議案第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の提出について、日程第18 議員提出議案第6号 地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について、以上3議案を一括議題とします。本3議案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第4号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年6月25日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書。

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1、認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。

2、認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など、心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

3、自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。

4、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員提出議案第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年6月25日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

こうした現状を鑑み、本議会は政府に対し下記の事項を強く要望します。

記

1、年金積立金は、厚生年金保険法の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。

2、これまで安全資産とされてきた国内債権中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員提出議案第6号 地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年6月25日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

地方単独事業（乳幼児医療費窓口無料化等）に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書。

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から、人口減少に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度などの単独の医療助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1、人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

2、検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性のある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案第4号、第5号、第6号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君）　これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第４号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　討論なしと認めます。

これから議員提出議案第４号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　異議なしと認めます。

議員提出議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第５号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　討論なしと認めます。

これから議員提出議案第５号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　異議なしと認めます。

議員提出議案第号は原案のとおり可決をされました。

次に、議員提出議案第６号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　討論なしと認めます。

これから議員提出議案第６号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　異議なしと認めます。

議員提出議案第６号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第１９　特別委員会の設置について

○議長（櫻井寿彦君）　日程第１９　特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本市議会において、議会改革に関する検討を行うため、お手元に配付の付議事項及び９人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、議会閉会中も調査、審議を行うこと、及

び調査、審議が終了するまで継続して本特別委員会を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、9人の議員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、調査、審議が終了するまで継続して行うことに決定しました。

続いて、お諮りします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、東御市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長から直ちに指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに指名いたします。

3番、横山好範君、5番、蓮見喜昭君、6番、山崎康一君、7番、若林幹雄君、9番、平林千秋君、10番、依田俊良君、13番、青木周次君、15番、町田千秋君、16番、依田政雄君、以上9人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の諸君を議会改革特別委員に選任することに決定しました。

議会改革特別委員は、別室において正副委員長を互選の上、報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時43分

○議長（櫻井寿彦君） 引き続き会議を開きます。

議会改革特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に13番、青木周次君、副委員長に16番、依田政雄君が選任されました。

議会改革特別委員会は、調査、審議が終了するまで、継続して審査の上、結果報告を願います。

◎日程第20 議員派遣について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第20 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程第 2 1 継続審査、調査の申出

○議長（櫻井寿彦君） 日程第21 継続審査、調査の申出についてを議題とします。総務文教委員長及び社会福祉委員長から、所管事項について行政視察調査が終了していないため、閉会中継続調査を実施したい旨の申出書がそれぞれ提出され、議長においてこれを受理しました。

また、産業建設委員長から閉会中の所管事務調査として、所管する関係団体との協議を実施したい旨の申出書が提出され、議長においてこれを受理しました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、それぞれの調査が終了するまで閉会中に継続調査を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

まず一昨日、23日午後、県下各地に大雨洪水警報と土砂災害警戒情報が発令されました。当市におきましては、床下浸水が4件、降ひょうによる農作物、リンゴ、ブドウ、ワイン用ブドウ、ブロッコリーなどへの影響のほか、土砂の流出や落雷による停電等が発生いたしました。各種の媒体を用いた情報発信により、市民の皆様への周知を図ったほか、消防団による対応や警戒活動により、被害は最小限に食い止めることができましたが、今後も水路の適切な管理等を全市的にお願いしつつ、引き続き万全を期してまいりたい所存でございます。

さて、本定例会は4日に開会し、本日までの22日間の会期で行われました。初日に諸般の報告案件1件のほか、議案として専決処分の承認案件1件、補正予算案件2件、条例の新設及び一部改正案件3件、人事案件1件の合せて8件を提案させていただきました。

加えて19日には現下の状況に鑑み、平成27年度東御市一般会計補正予算（第3号）をはじめ喫緊を要する事案等に関して、第2号議案として4件の議案を追加提案いたしましたところでございます。

これら提案いたしました議案につきましては、常任委員会、本会議等を通じてそれぞれ慎重にご

審議を賜り、先ほどそのすべてをご承認、ご同意、ご決定いただきました。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

また、本議会におきましては、15から16日の2日間、10名から27項目の一般質問をお受けいたしました。市民ニーズが複雑多岐にわたる中、今回は特に新教育委員会制度、信州型自然保育、スポーツ振興、雷電によるまちづくり、地域防災計画、シティプロモーション、福祉支援、地方創生戦略、農業振興等をキーワードとした広範囲に及ぶご質問、忌たんのないご意見やご提言をちょうだいいたしました。

再質問や一問一答に対する答弁を通じて、私の市政に寄せる思いのたけと、諸事業に対する市としての基本的な姿勢を指し示させていただきました。特に地方創生元年と位置づけ、8月を目途として取り組んでおります東御市総合戦略の策定が最終局面を迎えており、現在、検討されているすべての事業が道しるべともなる第2次東御市総合計画（とうみ・夢ビジョン2014）にうたわれる“人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ”に通ずるものとなるべく、長期的視野に立った施策の推進に当たってまいります。

そのためには、山積する幾多の課題に関しましても、常に市民が主役で市民の目線に立つという基本的姿勢のもとに、市民益を第一義とし、国や県の動向と今後の国会情勢を注視しつつも、本議会招集あいさつで申し述べた所信に加え、3月定例会でお示しした施政方針に沿って、今回お認めいただいた補正予算を含めた本年度予算の円滑な執行に向け、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

なお従前からの懸案となっておりました田中高学年児童クラブに関しましては、関係皆様方のご助力をいただき、会期中の6月15日に開所の運びとなりました。

22日の夏至も過ぎで季節の変わり目、うっとうしい梅雨空が明けるといよいよ夏本番に突入してまいります。湯の丸高原では、21日につつじ祭りが開催され、まさにグリーンシーズン真っただ中を迎えております。一目70万株とも言われる市の花レンゲツツジがあでやかな朱色のじゅうたんに染め上げ、女王コマクサをはじめ高山植物の宝庫と称される池の平湿原を含めて、まさに天空の楽園そのもの、しばしの間はけんそうを忘れ、異次元の世界へと誘ってくれる、そんな最高のおもてなしの場をより多くの皆様にご堪能いただければと願っております。

一方、気候の変動が激しい昨今ではありますが、中期予報によりますとこの夏は平年並みの暑さが予想されております。3.11東日本大震災に起因するエネルギー問題とも相まって、本年も引き続き省エネ、節電対策が求められております。市役所ではエコスタイルでの勤務期間の拡大に加え、環境省の推奨するライトダウンキャンペーンへの参画等の取り組みを率先して進めてまいります。

また、数年来悩まされ続けている集中豪雨などの突発的な自然災害に適切に対処しつつ、豊かな実りの秋を迎えたいものでございます。

これからは日に日に暑さが増し、ともすれば体調を崩しやすい時期を迎えます。議員各位におかれましては、今後も健康には十分ご留意をされ、それぞれの立場でなお一層のご活躍をされますよ

うにご祈念申し上げ、本定例会閉会のあいさつといたします。

長い期間にわたりまして誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これをもちまして、平成27年東御市議会第2回定例会を閉会とします。
ご苦労さまでした。

（午後 2時53分）

○事務局長（宮嶋武彦君） お知らせします。ただいまより表彰の伝達式を行いますので、しばらくお待ちください。

去る6月17日開催されました全国市議会議長会第91回定期総会の席上におきまして、清水新一議員、長越修一議員、依田俊良議員の3名が表彰を受けられましたので、ここで表彰の伝達を行います。

受彰議員の皆様は恐縮ですが、前にお進みください。

○議長（櫻井寿彦君） 表彰状。東御市、清水新一殿。

あなたは市議会議員として、10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰します。

平成27年6月17日。

全国市議会議長会会長、岡下勝彦。代読。

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（櫻井寿彦君） 表彰状。東御市、長越修一殿。

以下同文でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（櫻井寿彦君） 表彰状。東御市、依田俊良殿。

以下同文でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（宮嶋武彦君） 誠におめでとうございます。

以上をもちまして、伝達式を終了します。

ありがとうございました。